



子ども・子育て支援新制度について

令和3年6月

内閣府子ども・子育て本部

目次

I. 子ども・子育て支援新制度の概要	・・・P2
II. 市町村子ども・子育て支援事業計画	・・・P16
III. 認定こども園	・・・P25
IV. 地域型保育事業	・・・P39
V. 保育の必要性の認定・確認制度	・・・P43
VI. 公定価格・利用者負担	・・・P57
VII. 幼児教育・保育の無償化	・・・P93
VIII. 私立幼稚園の新制度への移行について	・・・P108
IX. 地域子ども・子育て支援事業	・・・P114
X. 仕事・子育て両立支援事業	・・・P164
XI. 保育事故	・・・P170
XII. 令和3年度予算	・・・P187
XIII. 関連予算	・・・P201
XIV. 参考資料	・・・P221

I .子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て支援新制度のポイント

- 自公民3党合意を踏まえ、子ども・子育て関連3法が成立（平成24年8月）。幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進。
- 消費税の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含め、追加の恒久財源を確保し、すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る。
- 新制度は平成27年4月に本格施行。市町村が、地方版子ども・子育て会議の意見を聴きながら、子ども・子育て支援事業計画を策定し、実施。

◆ 3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、
幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

* 子ども・子育て関連3法とは、①子ども・子育て支援法②認定こども園法の一部改正法③児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法

◆ 主なポイント

- ① 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）
及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設



* 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

- ② 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・ 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

- ③ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、
放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

④ 市町村が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

⑤ 社会全体による費用負担

- ・ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提

（幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要）

⑥ 政府の推進体制

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）

⑦ 子ども・子育て会議の設置

- ・ 国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、子ども・子育て会議を設置
- ・ 市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務

⑧ 施行時期

- ・ 平成27年4月に本格施行

子ども・子育て支援新制度の概要

市町村主体

国主体

子どものための教育・保育給付

認定こども園・幼稚園・保育所・
小規模保育等に係る共通の財政支援

施設型給付費

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園
3～5歳

保育所
0～5歳

※ 私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を弁弁

地域型保育給付費

小規模保育、家庭的保育、
居宅訪問型保育、事業所内保育

子育てのための施設等利用給付

新制度の対象とならない幼稚園、
認可外保育施設、預かり保育等の
利用に係る支援

施設等利用費

新制度の対象とならない
幼稚園

特別支援学校

預かり保育事業

認可外保育施設等

- ・認可外保育施設
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)

※認定こども園（国立・公立大学法人立）も対象

地域子ども・子育て支援事業

地域の実情に応じた
子育て支援

- ①利用者支援事業
- ②延長保育事業
- ③実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ④多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ⑤放課後児童健全育成事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦乳児家庭全戸訪問事業
- ⑧・養育支援訪問事業
・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑨地域子育て支援拠点事業
- ⑩一時預かり事業
- ⑪病児保育事業
- ⑫子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)
- ⑬妊婦健診

仕事・子育て両立支援事業

仕事と子育ての
両立支援

- ・企業主導型保育事業
⇒ 事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援（整備費、運営費の助成）
- ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業
⇒ 繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援
- ・子ども・子育て支援に積極的な中小企業に対する助成事業（仮称）
⇒くるみん認定を活用し、育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業を支援

施設型給付費等の支給を受ける子どもの認定区分

○子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、これに従って施設型給付等が行われる。(施設・事業者が代理受領)

認定区分	給付の内容	利用定員を設定し、給付を受けることとなる施設・事業
<u>満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの</u> (1号認定子ども) (第19条第1項第1号)	教育標準時間 (※)	幼稚園 認定こども園
<u>満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</u> (2号認定子ども) (第19条第1項第2号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
<u>満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</u> (3号認定子ども) (第19条第1項第3号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

(※)教育標準時間外の利用については、一時預かり事業(幼稚園型)等の対象となる。

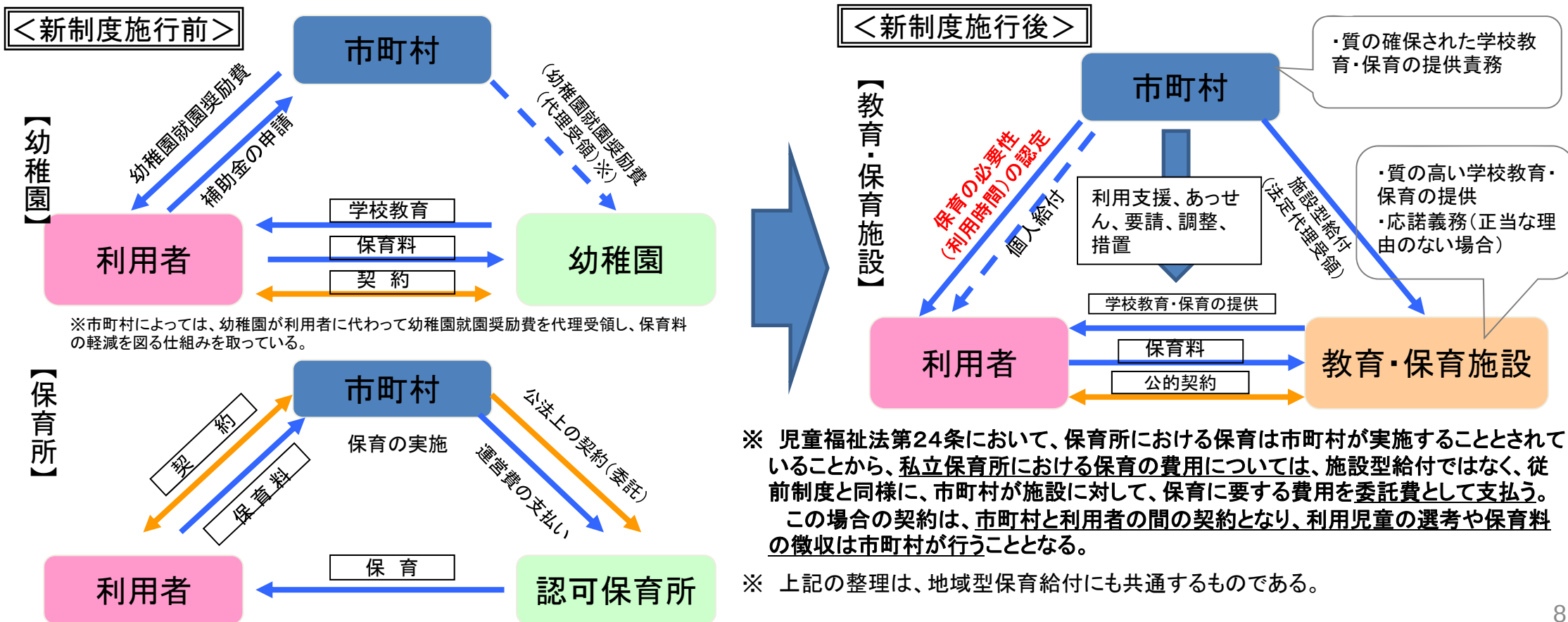
本制度における行政が関与した利用手続

- 市町村が客観的基準に基づき、教育・保育の利用時間を認定する(認定区分、事由(就労、介護等)、保育必要量(保育標準時間・保育短時間))。

【認定区分】	1号認定(支援法第19条第1項第1号該当)・・・教育標準時間認定・満3歳以上	→ 認定こども園、幼稚園
	2号認定(支援法第19条第1項第2号該当)・・・保育認定(標準時間・短時間)・満3歳以上	→ 認定こども園、保育所
	3号認定(支援法第19条第1項第3号該当)・・・保育認定(標準時間・短時間)・満3歳未満	→ 認定こども園、保育所、地域型保育

- 施設型給付については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、居住市町村から法定代理受領する仕組みとする(保育料等は施設が利用者から徴収)。私立保育所については右下図※印
- 契約については、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約とし、施設の利用の申込みがあったときは、「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務を課す。私立保育所については右下図※印
- 入園希望者が定員を上回る場合は「正当な理由」に該当するが、この場合、施設は、国の選考基準に基づき、選考を行う。

※ 1号認定子どもについては、施設の設置者が定める選考基準(選考方法)に基づき選考することを基本とする。2号・3号認定子どもについては、定員以上に応募がある場合、優先利用に配慮しつつ、保育の必要度に応じて選定する。



子ども・子育て支援新制度における幼稚園の選択肢

		位置付け・役割	施設の認可・指導監督等 (認可) (確認)		財政措置	選考・保育料等の取扱い
新制度	「施設型給付」を受ける認定こども園 (幼保連携型) (幼稚園型)	○学校教育と保育を提供する機関 (幼保連携型) : 学校と児童福祉施設の位置付け (幼稚園型) : 保育機能を認定 ○市町村計画で把握された「教育・保育ニーズ」に対応	○幼保連携型 都道府県・指定都市・中核市が、認可・指導監督 ○幼稚園型 都道府県が認可・認定・指導監督	○幼保連携型・幼稚園型共通 「給付の支給対象施設」として、 <u>市町村</u> が確認・指導監督	○「保育の必要性」の認定を受けた利用者 : 「保育時間」に対応する「施設型給付」※ ² ○その他の利用者 : 「標準時間」に対応する「施設型給付」※ ² ○私学助成 (特別補助等)※ ³	○応諾義務 * 「正当な理由」がある場合を除く ○保育料ゼロ * 教育・保育の質の向上に必要な対価(上乗せ徴収)の徴収可能 (保護者から文章での同意が必要)
	「施設型給付」を受ける幼稚園	○学校教育を提供する機関 ○市町村計画で把握された「教育ニーズ」に対応	○都道府県が認可・指導監督	○「給付の支給対象施設」として、 <u>市町村</u> が確認・指導監督	○「標準時間」に対応する「施設型給付」※ ² ○私学助成 (特別補助等)※ ³	* 物品購入費、行事費、給食費、通園送迎費の徴収可能 (保護者からの同意が必要)
従前どおり	「施設型給付」を受けない幼稚園※ ¹	○学校教育を提供する機関	○都道府県が認可・指導監督	○「給付の支給対象施設」として、 <u>市町村</u> が確認・指導監督	○「施設等利用給付」※ ² ○私学助成(一般補助・特別補助)	○建学の精神に基づく選考 ○利用者負担は設置者が設定

※¹ 従前の私立幼稚園は、別段の申出を行わない限り「施設型給付」の対象として市町村から確認を受けたものとみなされている。

※² 「施設型給付」「施設等利用給付」は国等が義務的に支出しなければならない経費であり、消費税財源が充当される。

※³ 特別支援教育や特色ある幼児教育の取組等に対する補助を実施。

地域の実情に応じた子育て支援の展開

人口減少地域での展開

子どもが減少する中で、適切な育ちの環境を確保することが課題

〔 子ども・子育て支援新制度の 主なポイント 〕

大都市部での展開

潜在的なニーズにまで応え得る待機児童対策が課題
(保育所待機児童解消加速化プランなど)

子どもが減少しても、認定こども園を活用し、**一定規模の子ども集団を確保**しつつ、教育・保育の提供が可能

① 認定こども園制度の改善

- ・幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設
- ・「二重行政の解消」「財政支援の充実」により、地域実情に応じた展開が可能

施設・人員に余裕のある幼稚園の認定こども園移行により、**待機児童の解消**が可能

子どもが減少し、保育所(20人以上)として維持できない場合でも、小規模保育等として、**身近な場所で保育の場の維持**が可能

② 小規模保育等への財政支援の創設

- ・「小規模保育」(定員6～19人)、「保育ママ」(定員1～5人)等に対する財政支援(地域型保育給付)を創設

土地の確保が困難な地域でも、既存の建物の賃借等により、**機動的な待機児童対策**を講じることが可能

地域子育て支援拠点(子育てひろば)、一時預かりなど、**在宅の子育て家庭に対する支援**を中心に展開
※取組を容易とするための見直し

③ 地域の実情に応じた子育て支援の充実

- ・地域の実情に応じ、市町村の判断で実施できる13の子育て支援事業を法定
- ・在宅の子育て家庭(0～2歳の子どもを持つ家庭の7割)を中心とした支援の充実

延長保育、病児保育、放課後児童クラブなど、**多様な保育ニーズに応える事業**を中心に展開

新制度の基盤

④ 市町村が実施主体

- ・住民に身近な市町村に、子育て支援の財源と権限を一元化
- ・市町村は地域住民の多様なニーズを把握した上で、計画的に、その地域に最もふさわしい子育て支援を実施

⑤ 社会全体による費用負担

- ・消費税率引上げにより、国・地方の恒久財源を確保
- ・質・量の充実を図るため、消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要

国・地方の負担（補助）割合

		国	都道府県	市町村	備考
施設型給付	私立	1／2 (注1.2)	1／4 (注1.2)	1／4 (注1.2)	
	公立	—	—	10／10	
地域型保育給付(公私共通)		1／2 (注1)	1／4 (注1)	1／4 (注1)	
子育てのための施設等利用給付		1／2	1／4	1／4	
地域子ども・子育て支援事業		1／3	1／3	1／3	妊婦健康診査,延長保育事業 (公立分)のみ市町村10／10

(注1) 0歳～2歳児相当分については、事業主拠出金の充当割合(2020年度13.67%)を控除した後の負担割合。

(注2) 1号給付に係る国、地方の負担については、経過措置有り。

子ども・子育て会議の設置

○**国**において有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置する（平成25年4月）

○**市町村、都道府県**においても地方版子ども・子育て会議を設置するよう努めることとされている

※地方版子ども・子育て会議には、事業計画策定の審議を行うとともに、継続的に点検・評価・見直しを行っていく役割が期待されている。



子ども・子育て会議 委員及び専門委員

○子ども・子育て会議 委員

秋田 喜代美	学習院大学文学部教授
王寺 直子	NPO法人全国認定こども園協会副代表理事
大下 英和	日本商工会議所産業政策第二部長
大日向 雅美	恵泉女学園大学学長
奥山 千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事長
長田 朋久	(公社)全国私立保育連盟副会長
小塩 隆士	一橋大学経済研究所教授
柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部教授
加藤 篤彦	(公社)全国幼児教育研究協会理事
古口 達也	茂木町長
駒崎 弘樹	NPO法人全国小規模保育協議会理事長
佐藤 好美	(株)産経新聞社論説委員
月本 喜久	全日本私立幼稚園PTA連合会副会長
手島 恒明	(一社)日本経済団体連合会人口問題委員会企画部会長

徳倉 康之	NPO法人ファザーリング・ジャパン理事
中川 一良	(福)健光園京都市北白川児童館館長
野澤 祥子	東京大学大学院教育学研究科附属 発達保育実践政策学センター准教授
松田 茂樹	中京大学現代社会学部教授
三日月 大造	滋賀県知事
水谷 豊三	全日本私立幼稚園連合会政策委員長
箕輪 恵美	全国国公立幼稚園・こども園長会会長
茂木 英子	安中市長
森田 信司	(福)全国保育協議会副会長
山内 五百子	(福)日本保育協会理事・女性部長
山本 和代	日本労働組合総連合会副事務局長

○子ども・子育て会議 専門委員

大川 洋二	(一社)全国病児保育協議会会長
岡本 美和子	(公社)日本助産師会常任理事
尾木 まり	(公社)全国保育サービス協会副会長
木村 義恭	(一社)全国認定こども園連絡協議会会長
高橋 善之	大館市教育長

中正 雄一	(一社)日本こども育成協議会副会長
則武 直美	全国児童養護施設協議会副会長
水嶋 昌子	NPO法人家庭的保育全国連絡協議会理事長
渡辺 弘司	(公社)日本医師会常任理事

(50音順)

※令和3年6月18日現在

地方版子ども・子育て会議について

- 子ども・子育て支援法第77条に規定する「審議会その他の合議制の機関」又は同法の規定により意見を聴くべき保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者（「地方版子ども・子育て会議」）に関する規定は、国の子ども・子育て会議の設置に関する規定と同じく、平成25年4月1日に施行。
- 地方版子ども・子育て会議の役割は、次のとおりである。

<地方公共団体向けQ & A(平成25年4月内閣府)>

Q 地方版子ども・子育て会議の役割は何か。

A

条例で地方版子ども・子育て会議を設置した場合、自治体が、教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員を定める際や、市町村計画、都道府県計画を策定・変更する際は、この会議の意見を聴かなければならないとされている。また、同会議においては、自治体における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について、調査審議することとされている。

地方版子ども・子育て会議は、市町村計画、都道府県計画等へ、地域の子育てに関するニーズを反映していくことを始め、自治体における子ども・子育て支援施策が地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保するなど、重要な役割を果たすことが期待されている。特に、児童福祉、幼児教育、双方の観点を持った方々の参画を得て、地域における子ども・子育て支援について調査審議していただく必要がある。

市町村計画、都道府県計画を策定する際に審議を行うことは同会議の重要な役割の一つであるが、計画を策定すれば終わりということではなく、子育て支援施策の実施状況を調査審議するなど、継続的に点検・評価・見直しを行っていく(PDCAサイクルを回していく)役割が期待されている。

地方版子ども・子育て会議の設置状況について

平成26年4月23日
内閣府

平成26年2月28日時点での地方自治体(都道府県、市区町村)における「地方版子ども・子育て会議」(子ども・子育て支援法第77条に基づき条例により設置した「審議会その他の合議制の機関」のほか、規則、要綱、申し合わせ等により設置した子ども・子育て支援についての会議体を含む。)の設置状況を調査したところ、その結果は以下のとおり。

○設置措置済み自治体は1481団体(82.8%)(11月1日時点では、1271団体(71.0%))。

○設置措置済みと今後対応予定を合わせると、1756団体(98.2%)とほとんどの自治体が設置済みなし設置予定。

【設置状況について】

	設置措置済み	今後対応予定	会議体を置かない	方針未定	合計
全体	1 4 8 1 団体 (82.8%)	2 7 5 団体 (15.4%)	1 9 団体 (1.1%)	1 4 団体 (0.8%)	1 7 8 9 団体
11月1日時点	1 2 7 1 団体 (71.0%)	4 8 6 団体 (27.2%)	1 5 団体 (0.8%)	1 7 団体 (1.0%)	1 7 8 9 団体
都道府県	4 1 団体	6 団体	0 団体	0 団体	4 7 団体
市区町村	1 4 4 0 団体	2 6 9 団体	1 9 団体	1 4 団体	1 7 4 2 団体
うち政令市	2 0 団体	0 団体	0 団体	0 団体	2 0 団体
うち中核市	4 2 団体	0 団体	0 団体	0 団体	4 2 団体

Ⅱ.市町村子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援の意義のポイント(基本指針)

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ①

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)

子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ、保育を利用せず
家庭で子育てを行う家庭
(子ども・子育ての利用希望)
学校教育+子育て支援

満3歳以上の子どもを持つ、保育を利用する家庭
(子ども・子育ての利用希望)
学校教育+保育+放課後児童クラブ
+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、保育を利用する家庭
(子ども・子育ての利用希望)
保育+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、保育を利用せず
家庭で子育てを行う家庭
(子ども・子育ての利用希望)
子育て支援

需要の調査・把握(現在の利用状況+利用希望)

市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、
「量の見込み」(現在の利用状況+利用希望)、「確保方策」(確保の内容+実施時期)を記載。

計画的な整備

子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※
* 私立保育所については、委託費を支弁

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者
事業所内保育事業者 = 地域型保育給付の対象※

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

地域子ども・子育て支援事業

※対象事業の範囲は法定

・地域子育て支援拠点事業
・一時預かり事業
・乳児家庭全戸訪問事業等

・延長保育事業
・病児保育事業

放課後
児童クラブ

市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ②

○市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント 「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」

<量の見込み>

- ・幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況＋利用希望」を踏まえて記載（参酌標準）。

→住民の利用希望の把握が前提。（子ども・子育て支援法第61条第4項）

<確保の内容・実施時期>

- ・幼児期の学校教育・保育について、施設（認定こども園、幼稚園、保育所）、地域型保育事業による確保の状況を記載。
- ・量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。
（例）平成27年度に地域型保育事業（50人分）を整備、平成28年度に施設（100人分）を整備
- ・地域子ども・子育て支援事業についても、確保の状況を記載。量の見込みとの差がある場合、事業整備が必要。

○区域設定

○幼児期の学校教育・保育

<量の見込み>

- 教育のみ<1号>
- 保育の必要性あり（3－5歳）<2号>
- 保育の必要性あり（0－2歳）<3号>

<確保の内容・実施時期>

- 施設（認定こども園、幼稚園）で確保
- 施設（認定こども園、保育所）で確保
- 施設（認定こども園、保育所）、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備

※上記のほか、人口減少地域などでは、上記以外の事業による確保も可能。
例）「保育の必要性あり（3－5歳）<2号>」→地域型保育事業で確保

○地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等

量の見込み

確保の内容、
実施時期

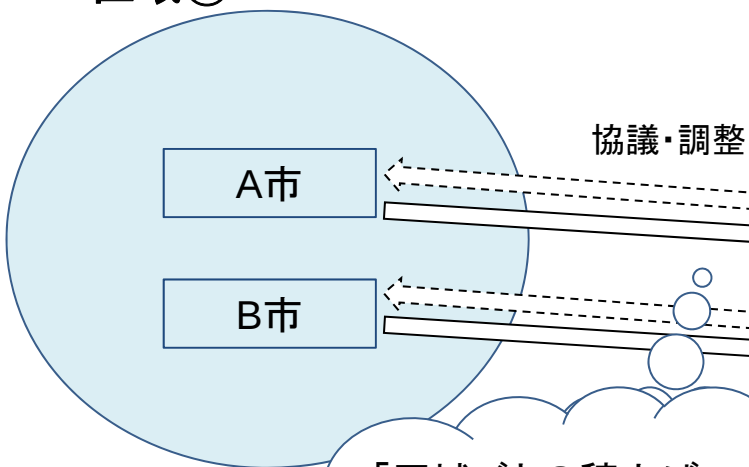
不足がある場合は整備

（○年度に○人分）

- 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項
- 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保に関する事項
- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

都道府県子ども・子育て支援事業支援計画のイメージ

区域①



○区域設定

○幼児期の学校教育・保育

—区域①—

<量の見込み>

- 教育のみ<1号>
- 保育の必要性あり(3-5歳)<2号>
- 保育の必要性あり(0-2歳)<3号>

<確保の内容・実施時期>

- 施設(認定こども園、幼稚園)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

不足がある
場合は整備
(○年度に
○人分)

—区域②—

<量の見込み>

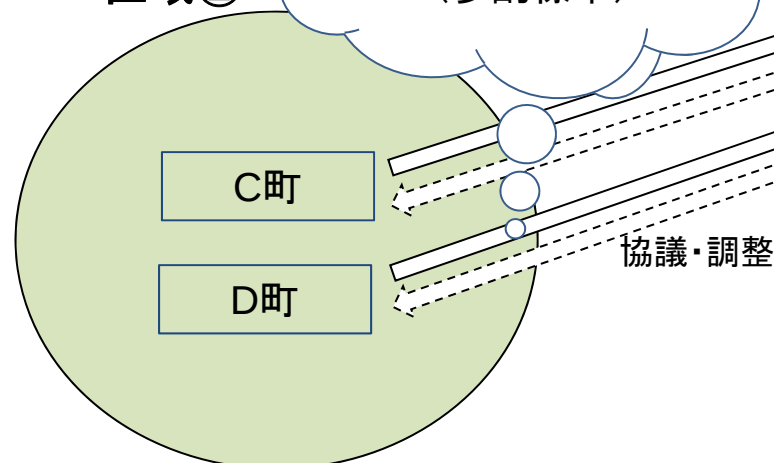
- 教育のみ<1号>
- 保育の必要性あり(3-5歳)<2号>
- 保育の必要性あり(0-2歳)<3号>

<確保の内容・実施時期>

- 施設(認定こども園、幼稚園)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

不足がある
場合は整備
(○年度に
○人分)

区域②



「区域ごとの積上げ
+ 広域調整」
を踏まえて設定
(参酌標準)

- 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項
- 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項
- 保育教諭・幼稚園教諭・保育士等の確保、質の向上のために講ずる措置
- 専門的な知識・技能を要する社会的養護等に係る支援、市町村との連携
- 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整
- 幼児期の学校教育・保育に関する情報の公表
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

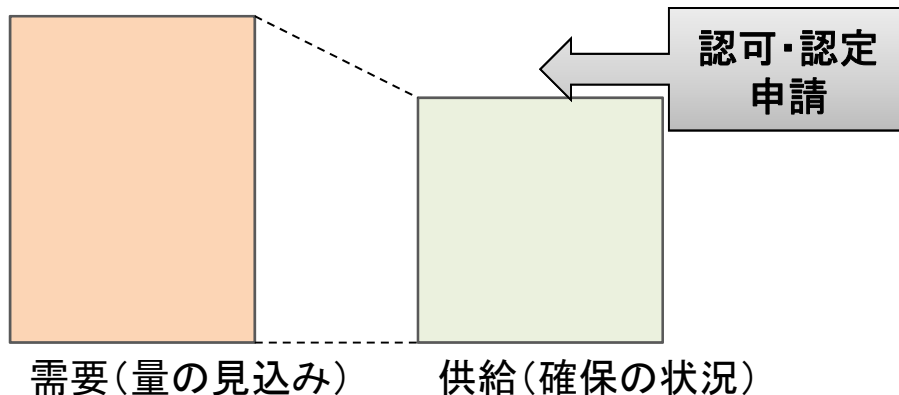
(※)都道府県は、認定こども園、保育所の認可・認定の可否(需給調整)を、都道府県計画に基づいて判断。

自治体計画と認可・認定の関係 ①

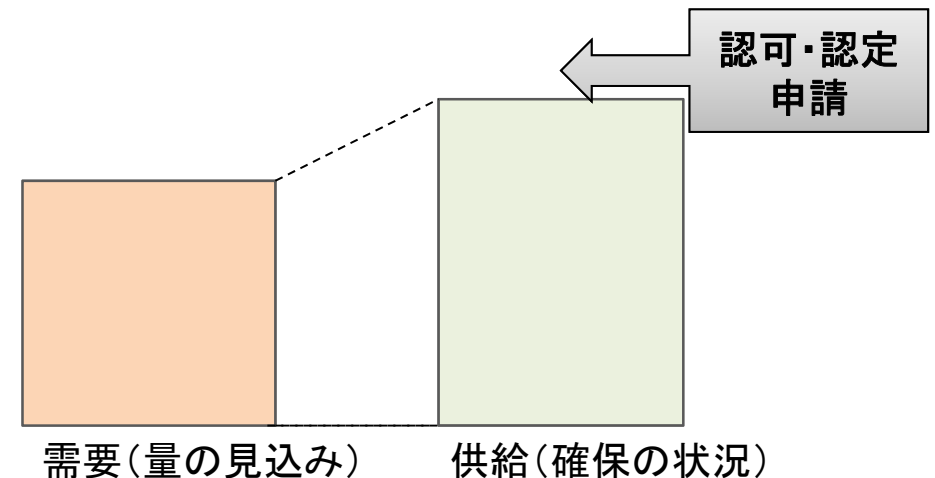
- 市町村計画は、「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を踏まえ、「量の見込み」を設定し、区域内の利用定員(確保の状況)や量の見込みに不足する場合の整備目標を「確保方策」として設定。
- 都道府県計画は、市町村計画の数値の積上げを基本に、広域調整を勘案し、一定区域ごとに、「量の見込み」と「確保方策」を設定。
- 都道府県は、一定区域ごとに、需要(量の見込み)と供給(確保の状況)の状況に応じ、以下のとおり、認定こども園・保育所の認可・認定を行う。
 - ※ 指定都市・中核市においては、都道府県と同様に、市町村計画に基づき幼保連携型認定こども園・保育所の認可を行う。
 - ※ 地域型保育事業については、市町村が市町村計画に基づき同様に認可を行う。

需要(量の見込み) > 供給(確保の状況) → 原則認可・認定(適格性・認可基準を満たす申請者である場合)
需要(量の見込み) < 供給(確保の状況) → 認可・認定を行わないことができる(=需給調整)

需要 > 供給 → 原則認可・認定



需要 < 供給 → 認可・認定しないことができる



自治体計画と認可・認定の関係 ②

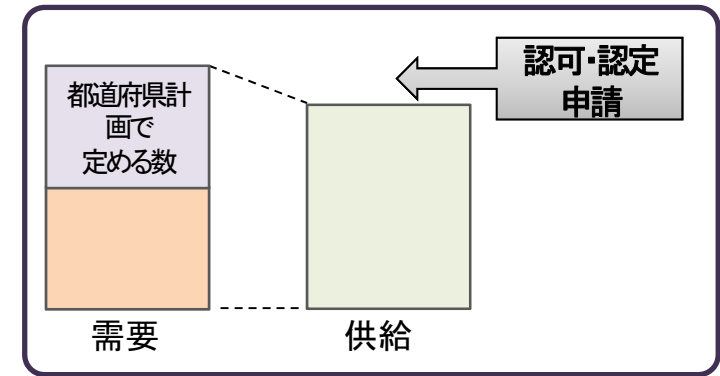
○ 既存の幼稚園・保育所が認定こども園へ移行する場合

需要 + 「都道府県計画で定める数」 > 供給

→ 原則認可・認定(適格性・認可基準を満たす申請者)

※ この「都道府県計画で定める数」は、幼稚園・保育所から認定こども園への移行を促進するため、現在の施設の利用状況や認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定。設定に当たっては、地方版子ども・子育て会議等の議論を通じて透明性を確保。

※ 指定都市及び中核市は「指定都市・中核市の計画で定める数」。



◎平成25年8月6日付内閣府事務連絡(各都道府県・指定都市・中核市宛)

(別添)四 認可及び認定に係る需給調整 1基本的考え方(第三の二2(二)イ及び四2(二)(2)関係)

2 認定こども園への移行に係る需給調整の特例(第三の四2(二)(2)ウ関係)

○「都道府県計画で定める数」は、認定こども園への移行を促進するため、移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り認可・認定が行われるように設定することが基本であること。

具体的には、認定こども園・幼稚園・保育所等の利用状況や既存の幼稚園・保育所の認定こども園への移行の希望を把握し、これらの移行に関する意向等を踏まえ、地方版子ども・子育て会議における議論を経る等、透明化を図った上で設定すること。

◎平成25年12月18日付内閣府事務連絡(各都道府県・指定都市・中核市宛)

その趣旨は、認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらずに柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り、認可・認定を行えるようにするというものです。(中略)

「都道府県計画で定める数」については、供給過剰地域においても認可・認定を可能とすることを前提とするものであることから、当該数は、少なくとも「供給量－需要量」を上回る数を設定していただく必要があるものであり、当該上回る数については、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用状況や認定こども園への移行の希望などを踏まえ、地方版子ども・子育て会議における議論等を行っていただいた上で、各地域の実情に応じた具体的な数を設定していただくことになることにご留意ください。

※平成26年7月2日付内閣府告示第159号で告示。(第三の四2(二)(2)ウ関係)

教育・保育の提供体制の確保

①1号認定、2号認定		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		293.8万人	290.3万人	283.7万人	278.1万人	275.1万人
	1号認定	113.0万人	109.7万人	105.3万人	102.3万人	99.9万人
	2号認定	180.8万人	180.7万人	178.3万人	175.9万人	175.2万人
	幼児期の学校教育の利用希望が強い者 ※1	32.6万人	32.3万人	31.6万人	31.4万人	31.4万人
	その他 ※1	148.2万人	148.4万人	146.7万人	144.4万人	143.8万人
確保方策		345.9万人	347.0万人	346.0万人	345.8万人	345.1万人
	1号認定	163.2万人	161.5万人	159.2万人	158.0万人	156.6万人
	幼稚園等 ※2	90.5万人	91.3万人	91.2万人	91.0万人	90.6万人
	確認を受けない幼稚園 ※2	67.2万人	64.4万人	62.3万人	61.5万人	60.5万人
	幼稚園及び預かり保育 ※2 (長時間・通年)	5.6万人	5.7万人	5.6万人	5.6万人	5.5万人
	2号認定	182.7万人	185.5万人	186.8万人	187.8万人	188.5万人
	保育所等 ※3、4	173.1万人	175.9万人	177.3万人	178.3万人	178.9万人
	幼稚園及び預かり保育 ※3 (長時間・通年)	7.4万人	7.4万人	7.4万人	7.3万人	7.5万人
	認可外保育施設等 ※3、5	2.3万人	2.2万人	2.1万人	2.1万人	2.1万人

※1 事業計画上、項目を分けずに算出している場合、当該市町村に関しては全て「幼児期の学校教育の利用希望が強い者」として整理

※2 事業計画上、項目を分けずに算出している場合、当該市町村に関しては全て「幼稚園等」として整理

※3 事業計画上、項目を分けずに算出している場合、当該市町村に関しては全て「保育所等」として整理

※4 企業主導型保育施設の地域枠について、確保方策に記載することを可能としている

※5 市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等については、当分の間、確保方策に記載することを可能としている

②3号認定		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		128.6万人	129.6万人	130.8万人	131.1万人	131.1万人
確保方策		132.6万人	136.1万人	138.7万人	140.0万人	140.9万人
0歳	量の見込み	25.3万人	25.5万人	25.6万人	25.7万人	25.8万人
	確保方策	28.4万人	29.1万人	29.6万人	29.9万人	30.1万人
	特定教育・保育施設 ※1、3	25.0万人	25.6万人	26.0万人	26.2万人	26.4万人
	特定地域型保育事業所 ※1	2.3万人	2.5万人	2.6万人	2.7万人	2.8万人
	認可外保育施設 ※1	1.0万人	1.0万人	1.0万人	1.0万人	0.9万人
1・2歳	量の見込み	103.3万人	104.1万人	105.2万人	105.4万人	105.3万人
	確保方策	104.2万人	107.1万人	109.1万人	110.1万人	110.8万人
	特定教育・保育施設 ※2、3	93.2万人	95.5万人	97.1万人	97.8万人	98.3万人
	特定地域型保育事業所 ※2	7.7万人	8.3万人	8.7万人	9.0万人	9.4万人
	認可外保育施設等 ※2、4	3.4万人	3.3万人	3.3万人	3.3万人	3.2万人

※1、2 事業計画上、項目を分けずに算出している場合、当該市町村に関しては全て「特定教育・保育施設」として整理

※3 企業主導型保育施設の地域枠について、確保方策に記載することを可能としている

※4 市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等については、当分の間、確保方策に記載することを可能としている

Ⅲ.認定こども園

認定こども園法の改正について

- 認定こども園法の改正（平成24年改正、平成27年4月施行）により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設（新たな「幼保連携型認定こども園」）
 - ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
 - ・ 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人（株式会社等の参入は不可）
- 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化
 - 消費税を含む安定的な財源を確保

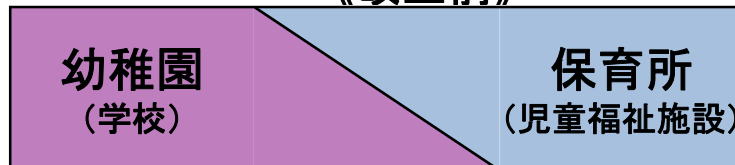
〔類型〕

《改正前》

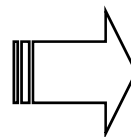
《改正後》

幼保連携型
(5,688件)

※設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人



- 幼稚園は学校教育法に基づく認可
- 保育所は児童福祉法に基づく認可
- それぞれの法体系に基づく指導監督
- 幼稚園・保育所それぞれの財政措置

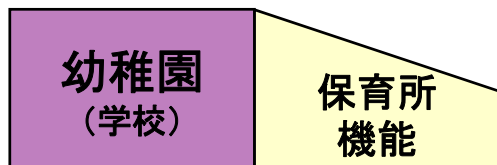


幼保連携型認定こども園
(学校及び児童福祉施設)

- 改正認定こども園法に基づく単一の認可
- 指導監督の一本化
- 財政措置は「施設型給付」で一本化
- ※ 設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人

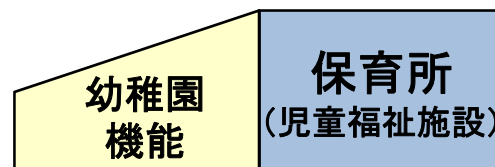
幼稚園型
(1,200件)

※設置主体は国、自治体、学校法人

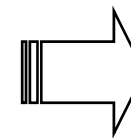


保育所型
(1,053件)

※設置主体制限なし



幼稚園機能
＋
保育所機能



地方裁量型
(75件)

※設置主体制限なし

- 施設体系は、従前どおり
- 財政措置は「施設型給付」で一本化

認定こども園制度の概要

「認定こども園」とは

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。以下の機能を備え、認可・認定の基準を満たす施設は、都道府県等から認可・認定を受けることができます。

- ①就学前の子どもを、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育と保育を一体的に行う機能
- ②子育て相談や親子の集いの場の提供等地域における子育ての支援を行う機能

認定こども園の類型

幼保連携型

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として、認定こども園の機能を果たすタイプ

幼稚園型

幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園の機能を果たすタイプ

保育所型

認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ

地方裁量型

認可保育所以外の保育機能施設等が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ

認定こども園の数

(子ども・子育て本部調べ(令和2年4月1日現在))

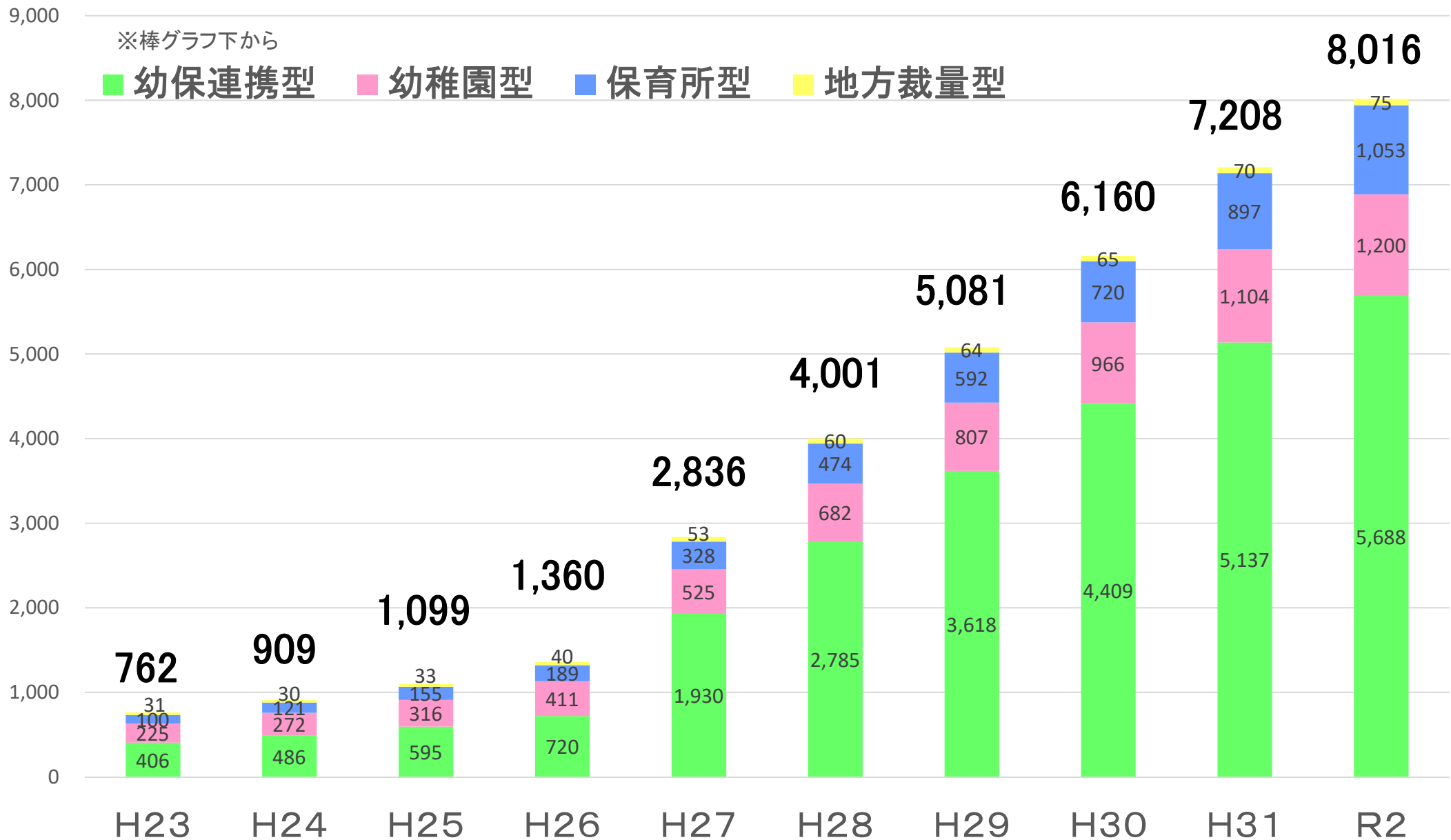
園数	(内訳)			
	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
8,016 H31 (7,208)	5,688 (5,137)	1,200 (1,104)	1,053 (897)	75 (70)

各都道府県別の数

(子ども・子育て本部調べ(令和2年4月1日現在))

都道府県	園数		都道府県	園数		都道府県	園数	
	H31	R2		H31	R2		H31	R2
北海道	408	445	石川県	224	231	岡山県	111	128
青森県	287	294	福井県	123	133	広島県	169	200
岩手県	95	112	山梨県	70	78	山口県	60	71
宮城県	59	77	長野県	77	85	徳島県	60	70
秋田県	94	104	岐阜県	130	132	香川県	67	86
山形県	85	97	静岡県	274	306	愛媛県	84	100
福島県	105	112	愛知県	208	275	高知県	36	35
茨城県	215	233	三重県	55	65	福岡県	132	151
栃木県	129	141	滋賀県	97	115	佐賀県	85	88
群馬県	229	238	京都府	108	129	長崎県	154	160
埼玉県	119	139	大阪府	655	707	熊本県	148	162
千葉県	178	202	兵庫県	509	553	大分県	143	159
東京都	145	155	奈良県	71	82	宮崎県	192	204
神奈川県	187	211	和歌山県	58	68	鹿児島県	228	252
新潟県	197	232	鳥取県	45	48	沖縄県	129	156
富山県	116	134	島根県	58	61	合 計	7,208	8,016

認定こども園数の推移



(令和2年4月1日現在)

教育基本法上の「法律に定める学校」(第6条)

- ①「公の性質」を有し、
- ②教育を受ける者の心身の発達に応じた「体系的・組織的な教育」を行う。

◎教育基本法 一抄一

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。(以下略)

学校教育法に定めるもの

幼稚園	中等教育学校
小学校	特別支援学校
中学校	大学
高等学校	高等専門学校

学校教育を提供

学校

認定こども園法に定めるもの

幼保連携型認定こども園

※ 既存の幼稚園から移行した場合、「幼稚園」の名称を用いることができる。

学校教育・保育を提供

学校・児童福祉施設
両方の性格

幼保連携型認定こども園について

	主な内容
設置主体	国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人 ※既存の附則6条園の設置者が幼保連携型認定こども園を設置する場合の経過措置あり
認可主体等	都道府県知事（公立）届出（私立）認可 大都市（指定都市・中核市）に権限を移譲 指定都市・中核市が認可をする場合、市長は、あらかじめ、都道府県知事との協議を行う。 ※欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可を行う。
監督	立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、閉鎖命令、認可の取消し
審議会の意見聴取	（公立）事業停止命令、閉鎖命令 → 事前に意見聴取 （私立）設置認可、認可の取消し、事業停止命令、閉鎖命令 → 事前に意見聴取
所管・教育委員会の関与	公立・私立を問わず、地方公共団体の長が一体的に所管 （公立）地方公共団体の長が事務を管理・執行するに当たり教育委員会の意見を聴く等の関与 （公立・私立）知事は、必要と認めるとき、教育委員会に助言・援助を求めることができる
設置基準	「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」を定める。 ※学校としての基準（学級担任制、面積基準等）と児童福祉施設としての基準（人員配置基準、給食の実施等）について、より高い水準を引き継ぐことを基本的考え方として新たな基準を設定。（既存施設からの移行に関し、設備についての移行特例を設ける）
教育・保育内容の基準	「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を定める。 ※幼保連携型以外の類型の認定こども園（幼稚園型・保育所型・地方裁量型）についても、当該基準を踏まえて幼児期の学校教育・保育を行わなければならない。
配置職員	園長、保育教諭 ^(※) 、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、調理員 → 必置 副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭等 → 任意配置 ※保育教諭は、幼稚園教諭の免許状と保育士資格を併有することを原則 （施行後10年間の経過措置あり。免許・資格の併有促進のための経過措置も実施）

	(続き)
公立の職員の身分	(公立)基本的に教育公務員特例法に規定する教育公務員としての取扱い
研修	(公立)研修の充実が図られる(教育基本法9条)、研修機会の付与、職専免研修等 (私立)研修の充実が図られる(教育基本法9条)
政治的行為の制限	(公立)[施設]政治教育その他の政治行為の禁止(教育基本法14条2項) [教員]国家公務員と同様の制限(所属地方公共団体内外にかかわらず制限) (私立)[施設]政治教育その他の政治行為の禁止(教育基本法14条2項)
評価・情報公開	自己評価 → 義務 関係者評価・第三者評価 → 努力義務
保健	保健計画策定、保健室設置、健康診断、出席停止制度、臨時休業制度
災害共済給付	対象とする
名称使用制限	幼保連携型認定こども園以外の施設が「幼保連携型認定こども園」という名称又は紛らわしい名称を用いてはならない
税制	従前の幼稚園・保育所と同等の税制措置

(主な経過措置等)

- ・ 新法の施行前までに学校法人以外で私立幼稚園を設置する者については、当分の間、一定の要件を満たせば、その設置する私立幼稚園を廃止して幼保連携型認定こども園を設置することができる。
- ・ 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない者には、施行後10年間に限り保育教諭となることができる。
- ・ 施行後10年間に限り、幼稚園教諭免許状と保育士資格の取得要件を緩和する特例制度を設けている。
- ・ 既存の幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行した場合、その幼保連携型認定こども園の名称中に「幼稚園」という文字を用いることができる。
- ・ その他の関係法令の適用についても、幼稚園及び保育所からの円滑な移行に配慮して、関係規定を整理する。
- ・ 幼稚園教諭免許及び保育士資格について、一体化を含め、その在り方について検討する。

新たな幼保連携型認定こども園の認可基準について

1. 基本的な考え方

- 学校かつ児童福祉施設たる「単一の施設」としての幼保連携型認定こども園にふさわしい「単一の基準」とする。
- 既存施設(幼稚園、保育所)からの円滑な移行を確保するため、設備に限り、一定の移行特例を設ける。なお、法施行までに認定を受けた幼保連携型認定こども園については、みなし認可となり、設備について、従前基準を適用する。

2. 設置パターン別の基準

施設の設置パターン	基本的考え方	主な基準
【新設】のパターン 新規に新たな幼保連携型認定こども園を設置する場合	・幼稚園又は保育所の高い水準を引き継ぐ。	〈学級編制・職員配置基準〉 ・満3歳以上の子どもの教育時間は学級を編制し、専任の保育教諭を1人配置。 ・職員配置基準は、4・5歳児30:1、3歳児20:1(*）、1・2歳児6:1、乳児3:1 * 質の改善事項として、公定価格において3歳児20:1→15:1への配置改善を実施 ※配置数には、幼稚園教諭免許状と保育士資格を有する副園長・教頭を含む(経過措置を設ける)。 〈園長等の資格〉 ・原則として、教諭免許状と保育士資格を有し、5年以上の教育職・児童福祉事業の経験者 ・ただし、これと同等の資質を有する者も認める。(設置者が判断する際の指針を示す) 〈園舎・保育室等の面積〉 ・満3歳以上の園舎面積は幼稚園基準(3学級420㎡、1学級につき100㎡増) ・居室・教室面積は、保育所基準(1.98㎡/人、乳児室は1.65㎡/人、ほふく室は3.3㎡/人) 〈園庭(屋外遊戯場、運動場)の設置〉※名称は「園庭」とする。 ・園庭は同一敷地内又は隣接地に必置とし、面積は、①と②の合計面積 ①満2歳の子どものについて保育所基準(3.3㎡/人) ②満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準(3学級400㎡、1学級につき80㎡増)と保育所基準のいずれか大きい方 ※代替地は面積算入せず。一定条件を満たす屋上は例外的に算入可とする。 〈食事の提供、調理室の設置〉 ・提供範囲は、保育認定を受ける2号・3号子ども(1号子どもへの提供は園の判断)。 ・原則自園調理。満3歳以上は従前の保育所と同じ要件により外部搬入可。

施設の設置 パターン	基本的考え方	主な基準
【既存の幼稚園・保育所からの移行】のパターン 既設の幼稚園（幼稚園型認定こども園）又は保育所（保育所型認定こども園）を基に、新たな幼保連携型認定こども園を設置する場合	・適正な運営が確保されている施設に限り、新たな基準に適合するよう努めることを前提として、「設備」に関して、移行特例を設ける。 ・確認制度における情報公表制度において、移行特例の適用状況を公表し、努力義務を実質的に促す。 ・施行10年経過後に、設置の状況等を勘案し、移行特例の内容等を改めて検討。	〈園舎面積〉 ・保育所からの移行の場合→保育所基準（1.98㎡/人、乳児室は1.65㎡/人、ほふく室は3.3㎡/人）で可。 ・幼稚園からの移行の場合→幼稚園基準（3学級420㎡、1学級につき100㎡増）で可。 〈園庭の設置・面積〉 ・保育所からの移行の場合→保育所基準（満2歳以上3.3㎡/人）で可。 ・幼稚園からの移行の場合→幼稚園基準（3学級400㎡、1学級につき80㎡増）で可。 〈園庭の設置・面積（代替地・屋上）〉 ・満2歳の子どもの必要面積に限り、一定要件のもと、代替地・屋上の算入可。
【従前の幼保連携型認定こども園からの移行】のパターン 法律上新たな幼保連携型認定こども園の設置認可を受けたものとみなされる場合	・新たな基準に適合するよう努めることを前提に、「設備」に関して、従前の幼保連携型認定こども園の基準によることを認める経過措置（法律の附則）	・職員配置に関して、従前の幼保連携型認定こども園の配置基準（1号子どもは35:1、2号・3号子どもは年齢別配置基準）によることを認める。 ・設備に関して、従前の幼保連携型認定こども園の設備基準によることを認める。（学級編制、運営などについては、新設と同じ基準）

幼保連携型認定こども園とその他の認定こども園の比較(主なもの)

	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	保育所型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校(幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設(保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能+保育所機能
職員の性格	保育教諭(注1) (幼稚園教諭+保育士資格)	満3歳以上→両免許・資格の 併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満→保育士資格が必要	満3歳以上→両免許・資格の 併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満→保育士資格が必要 ※ただし、2・3号子どもに対する 保育に従事する場合は、 保育士資格が必要	満3歳以上→両免許・資格の 併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満→保育士資格が必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置 義務(満3歳以上は、外部 搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置 義務(満3歳以上は、外部 搬入可) ※ただし、基準は参酌基準のため、 各都道府県の条例等により、異なる 場合がある。	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置 義務(満3歳以上は、外部 搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置 義務(満3歳以上は、外部 搬入可) ※ただし、基準は参酌基準のため、 各都道府県の条例等により、異なる 場合がある。
開園日・開園時間	11時間開園、土曜日が開園 が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日が開園 が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定

注1)一定の経過措置あり

注2)施設整備費について

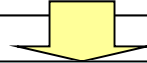
- ・安心こども基金により対象となっていた各類型の施設整備に係る費用については、新制度施行後においても引き続き、認定こども園施設整備交付金や保育所等整備交付金等により、補助の対象となります。
- ・1号認定子どもに係る費用については公定価格上減価償却に係る費用が算定されています。また2・3号認定子どもに係る費用については、施設整備費補助を受けずに整備した施設について同加算が受けられます。

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定基準について
(以下の基準は国が告示で定める基準であり、これを各都道府県が参酌し定めるところによる。)

	主 な 内 容
職員配置	・0歳児 3:1 / 1・2歳児 6:1 / 3歳児 20:1 / 4・5歳児 30:1 ・満3歳以上の教育時間相当利用時及び教育及び保育時間相当利用時の共通の4時間程度については学級を編制。 ・園長を配置。
職員資格	・満3歳以上→両免許・資格の併有が望ましい。(いずれかでも可) ・満3歳未満→保育士資格が必要。
施設整備	・建物及びその附属設備は同一の敷地内又は隣接する敷地内にあることが望ましい。 ・保育室又は遊戯室、屋外遊技場(※)及び調理室(※)が必置。また、2歳未満の子どもを入所させる場合には乳児室又はほふく室が必置。 ※保育所型、地方裁量型については、一定の要件のもと付近の適当な場所への代替可。 ※自園調理が原則。満3歳以上は外部搬入可。自園調理を必要とする子どもの数が19人以下の場合は調理設備で可。
その他	・自己評価、外部評価及びその公表の実施 ・保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は1日8時間が原則。 (家庭の状況等を考慮し、認定こども園の長が設定。) ・開園日数及び開園時間は地域の実情に応じ設定。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂について

- 幼保連携型認定こども園教育・保育要領は、全ての子どもに質の高い幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供を行うため、認定こども園法第10条に基づき、幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する基準として定められた。
- 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園においても、この教育・保育要領を踏まえて教育又は保育を行わなければならない(認定こども園法第6条)。



幼稚園教育要領の改訂及び保育所保育指針の改定に伴い、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会」を設置し、審議のまとめを踏まえ、改訂

基本的な考え方

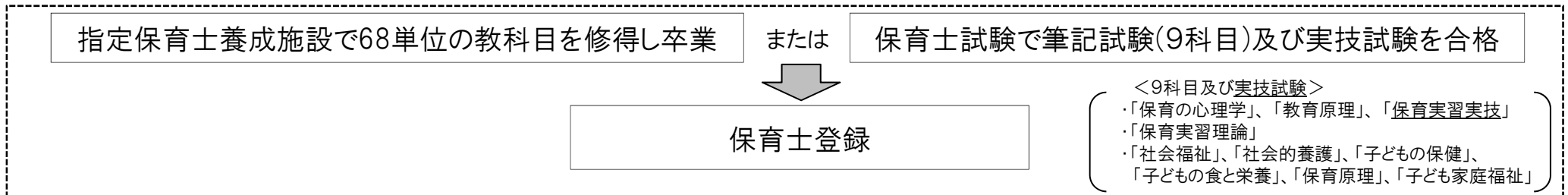
- 幼稚園教育要領と保育所保育指針との整合性
 - ・ 幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育みたい資質・能力の明確化
 - ・ 修了時までには育てほしい具体的な姿「幼児期のおわりまでに育てほしい姿」の明確化※小学校との接続
 - ・ 園児の理解に基づいた評価の実施
 - ・ 特別な配慮を必要とする園児への指導の充実
 - ・ 満3歳未満の園児の保育に関する視点及び領域、ねらい及び内容並びに内容の取扱いの明示
 - ・ 満3歳以上の園児の教育及び保育の内容の改善・充実
 - ・ 近年の課題に応じた健康及び安全に関する内容の充実
- 認定こども園として特に配慮すべき事項等の充実
 - ・ 教育と保育が一体的に行われること、在園期間を通して行われること等を明示
 - ・ 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の明確化
 - ・ 満3歳以上の園児の入園時や移行時等について、多様な経験を有する園児の学び合いについて、長期的な休業中等について明示
 - ・ 子育ての支援等における認定こども園の役割や配慮等の充実

保育士資格取得の特例の概要

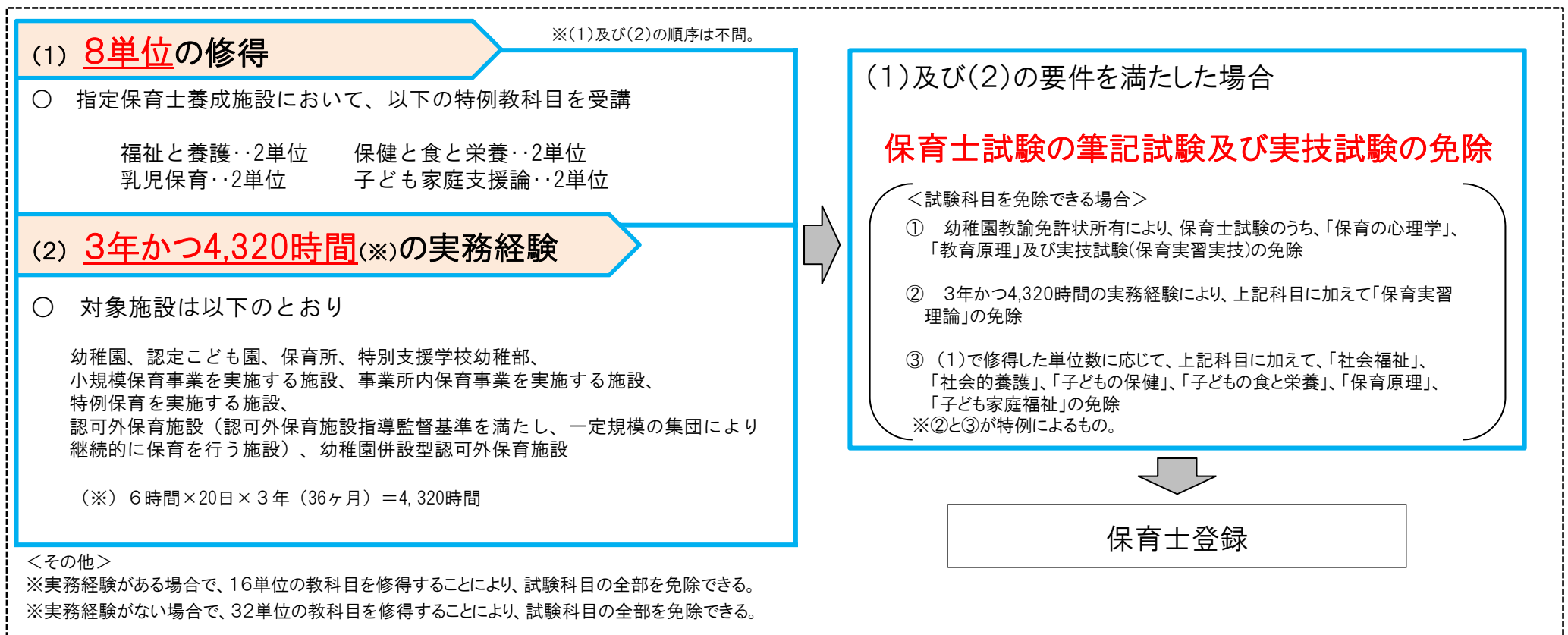
- 幼稚園教諭免許状・保育士資格の併有を促進するために、幼稚園教諭免許状所有者の保育士試験における保育士資格取得の特例を設ける。

※新たな認定こども園制度施行(平成27年4月以降)から10年後までの特例

【通常の制度】



【特例制度】 ※幼稚園教諭免許状所有者



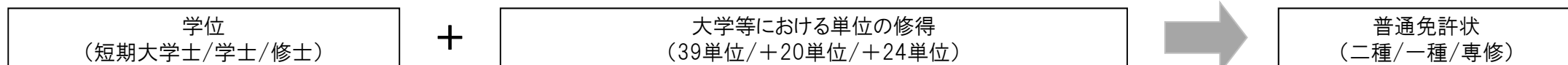
幼稚園免許状取得の特例の概要

〔目的〕

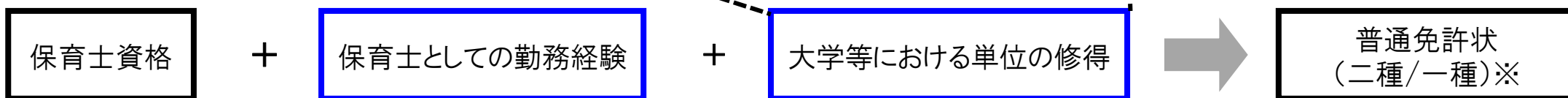
- 保育士に対する幼稚園免許の要件を緩和することにより、幼稚園免許・保育士資格の併有を促進し、「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を促進する。

※新たな認定こども園制度施行(平成27年4月以降)から10年間の特例

【通例:大学の教職課程を履修して免許状を取得する場合】



【**今回の特例措置**】(「幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例に関する検討会議」にて検討)



※学士の学位を有する場合:一種免許状
※短期大学士、専門学校卒の場合:二種免許状

3年 かつ 4, 320時間

ただし、以下の施設における勤務に限る。

認定こども園、認可保育所、幼稚園併設型認可外保育施設、へき地保育所、「認可外指導監督基準」を満たす認可外保育施設

〔メルクマール〕

- ① 保育所保育指針に基づき教育・保育を実施していること
- ② 小学校就学前の幼児を対象としていること
- ③ 一定規模の集団により継続的に教育・保育を行うことを目的としていること
- ④ 上記①～③を担保する行政監督(許認可等)の仕組みがあること

8単位

+

- | | |
|--|-------|
| (内訳) | |
| ・保育内容の指導法 | } 2単位 |
| ・教育の方法及び技術 | |
| ・教職の意義及び教員の役割・職務内容
(チーム学校運営への対応を含む。) | 2単位 |
| ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項
(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) | 2単位 |
| ・教育課程の意義及び編成の方法 | 1単位 |
| ・幼児理解の理論及び方法 | 1単位 |

IV. 地域型保育事業

地域型保育事業について

○ 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることになっている。

◇小規模保育(利用定員6人以上19人以下)

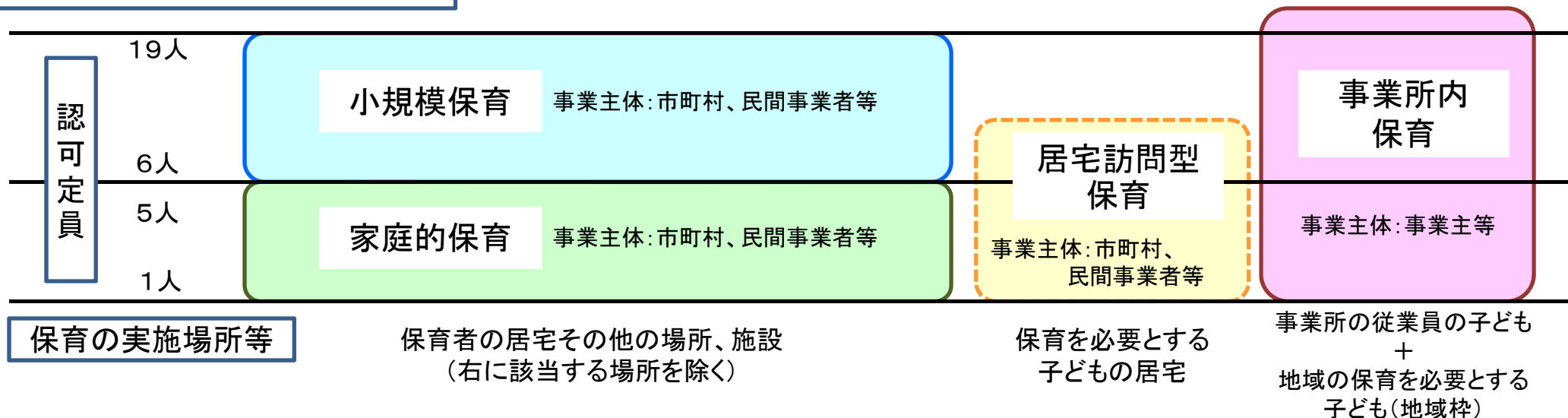
◇家庭的保育(利用定員5人以下)

◇居宅訪問型保育

◇事業所内保育(主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供)

○ 都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって、待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって、地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指す。

地域型保育事業の位置付け



地域型保育事業の認可基準について

小規模保育事業の認可基準について

- 小規模保育事業については、多様な事業からの移行を想定し、A型(保育所分園、ミニ保育所に近い類型)、C型(家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型)、B型(中間型)の3類型を設け、認可基準を設定する。
- 特に、B型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1/2以上としているが、同時に、小規模な事業であることに鑑み、保育所と同数の職員配置とせず、1名の追加配置を求めて、質の確保を図る。
- また、保育士の配置比率の向上に伴い、きめ細かな公定価格の設定とすることで、B型で開始した事業所が段階的にA型に移行するよう促し、更に質を高めていくこととしていく。

＜主な認可基準＞

		保育所	小規模保育事業		
			A型	B型	C型
職員	職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育所の配置基準＋1名	保育所の配置基準＋1名	0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)
	資格	保育士 ※保健師又は看護師等の特例有(1人まで)	保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。	1／2以上保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。 ※保育士以外には研修実施	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	0歳・1歳 乳児室 1人当たり1.65㎡ ほふく室 1人当たり3.3㎡ 2歳以上 保育室等 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳～2歳児 いずれも1人3. 3㎡
処遇等	給食	自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員

- ※ 小規模保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。
- ※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。
- ※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。
- ※ 保健師又は看護師に係る職員資格の特例については、地方分権に関する政府方針を踏まえ、平成27年4月1日から准看護師についても対象とされている。

家庭的保育事業等の認可基準について

○ 家庭的保育事業等については、従前の事業からの移行や、それぞれの事業形態、特徴等を踏まえ、基準を設定する。

<主な認可基準>

		家庭的保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
職員	職員数	0～2歳児 3:1 家庭的保育補助者を置く場合 5:2	定員20名以上 保育所の基準と同様	0～2歳児 1:1
	資格	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) * 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者		必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	0歳～2歳児 1人当たり3.3㎡	定員19名以下 小規模保育事業A型、B型の基準と同様	—
処遇等	給食	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員 (3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当すること可)	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	—

※ 家庭的保育事業、事業所内保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。(事業所内の卒園後の受け皿に関しては、地域枠の子どものみ対象)

※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。

※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。

V. 保育の必要性の認定・確認制度

保育の必要性の認定について①

1. 概要

- 子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組み。
- 保育の必要性の認定に当たっては、①「事由」(保護者の就労、疾病など)、②「区分」(保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量)について、国が基準を設定。

2. 「事由」について

- 給付の対象となる教育・保育の適切な提供等に当たって施設・事業者に対して求める基準を設定。

○以下のいずれかの事由に該当すること

※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

①就労

・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く)

②妊娠、出産

③保護者の疾病、障害

④同居又は長期入院等している親族の介護・看護

・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護

⑤災害復旧

⑥求職活動 ・起業準備を含む

⑦就学 ・職業訓練校等における職業訓練を含む

⑧虐待やDVのおそれがあること

⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

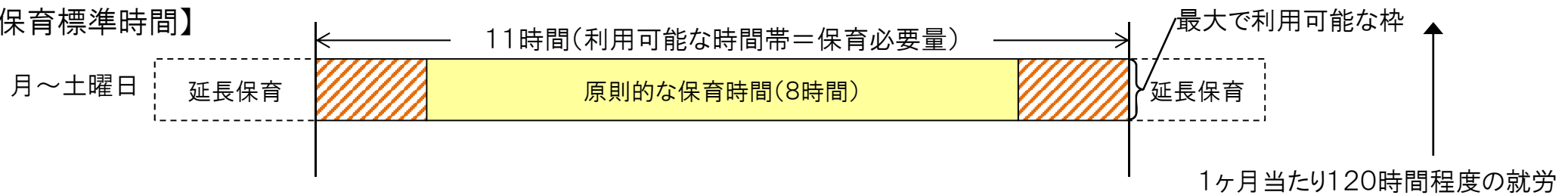
保育の必要性の認定について②

- 保育の提供に当たって、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の大括りな2区分を設定。
- この2つの区分の下、必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を設定。

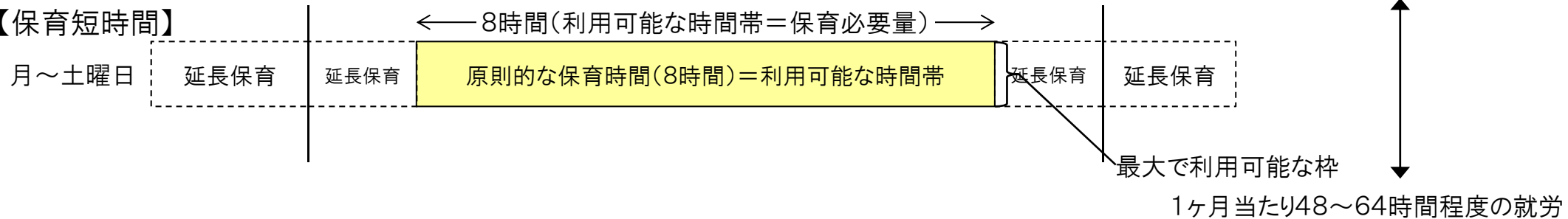
〔保育必要量のイメージ〕（一般的な保育所のように、月曜日～土曜日開所の場合）

※開所時間は市町村、施設・事業ごとに定める

【保育標準時間】



【保育短時間】



（参考）平成26年1月15日子ども・子育て会議「保育の必要性の認定に関する基準案取りまとめに当たっての附帯意見」

- （前略）新たな基準に基づく保育の実施に当たっては、保護者が、その就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようにすることが制度の趣旨であることを周知し、共通認識とすること。
- （前略）保育の必要性の認定の対象となり得る子どもに対する幼稚園の預かり保育・一時預かりを含め、多様な提供手段が選択肢として確保されるとともに、それぞれの提供手段に対する支援が適切に行われるようにすること。
- （前略）柔軟な働き方に係る制度を利用しやすい環境整備や、父親も子育てができる働き方の実現、事業主の取組の社会的評価の推進などの施策を積極的に進めていくこと。

保育の必要性の認定について③

※実際の運用に当たっては、更に細分化、詳細な設定を行うなど、従前の運用状況等を踏まえつつ、市町村ごとに運用

①事由

- 1 就労
- 2 妊娠・出産
- 3 保護者の疾病・障害
- 4 同居親族等の介護・看護
- 5 災害復旧
- 6 求職活動
- 7 就学
- 8 虐待やDVのおそれがあること
- 9 育児休業取得時に、既に保育を利用していること
- 10 その他市町村が定める事由

②区分(保育必要量)

- 1 保育標準時間
- 2 保育短時間

③優先利用

- 1 ひとり親家庭
- 2 生活保護世帯
- 3 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- 4 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- 5 子どもが障害を有する場合
- 6 育児休業明け
- 7 兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合
- 8 小規模保育事業などの卒園児童
- 9 その他市町村が定める事由

保育の必要性認定・指数(優先順位)づけ

<保育標準時間>
Aグループ(10点)

○○ ○○
□□ □□
.....

Bグループ(9点)

△△ △△
□□ ○○
.....

計 X人

計 Y人

※ 保育短時間も同様



共働き等家庭の子どもが幼稚園を利用する場合の教育・保育給付認定等

保護者の利用希望等		給付・認定の種類		無償化の対象時間	
		子どものための教育・保育給付	子育てのための施設等利用給付	通常の教育時間	預かり保育
新制度の対象とならない幼稚園(私学助成幼稚園、国立大学附属幼稚園)、特別支援学校		なし	新2号認定(満3歳入園児は新3号認定)	施設等利用費(新2・3号)の対象	
新たに教育・保育給付認定を受ける場合	●幼稚園等※1のみを希望	1号認定		施設型給付費(1号)の対象	
	●幼稚園等と保育所等※2の両方を希望(併願) ①利用調整の結果、保育所等の入所待機となったため、併願し内定していた幼稚園等※1に入園 ②利用調整の結果、入所可能な保育所等を示されたが、併願し内定していた幼稚園等が最も希望に合致したため、幼稚園等に入園	2号認定	新2号認定(満3歳入園児は新3号認定)	幼稚園 特例施設型給付費(2号)の対象 認定こども園 施設型給付費(1号)の対象 ※認定こども園には特例施設型給付がない	施設等利用費(新2・3号)の対象
	●保育所等のみを希望 ③通園可能な域内に保育所等がなかったため、幼稚園等の利用を申し込んで入園 ④利用調整の結果、入所待機となったため、幼稚園等の利用を申し込んで入園		※現在の2号認定を新2・3号認定とみなし、新給付の認定申請は不要(第30条の5第7項)		
保育認定を既に受けている場合 ①小規模保育の卒園者が入園、②保育所等から転園		既に有する2号認定を活用			

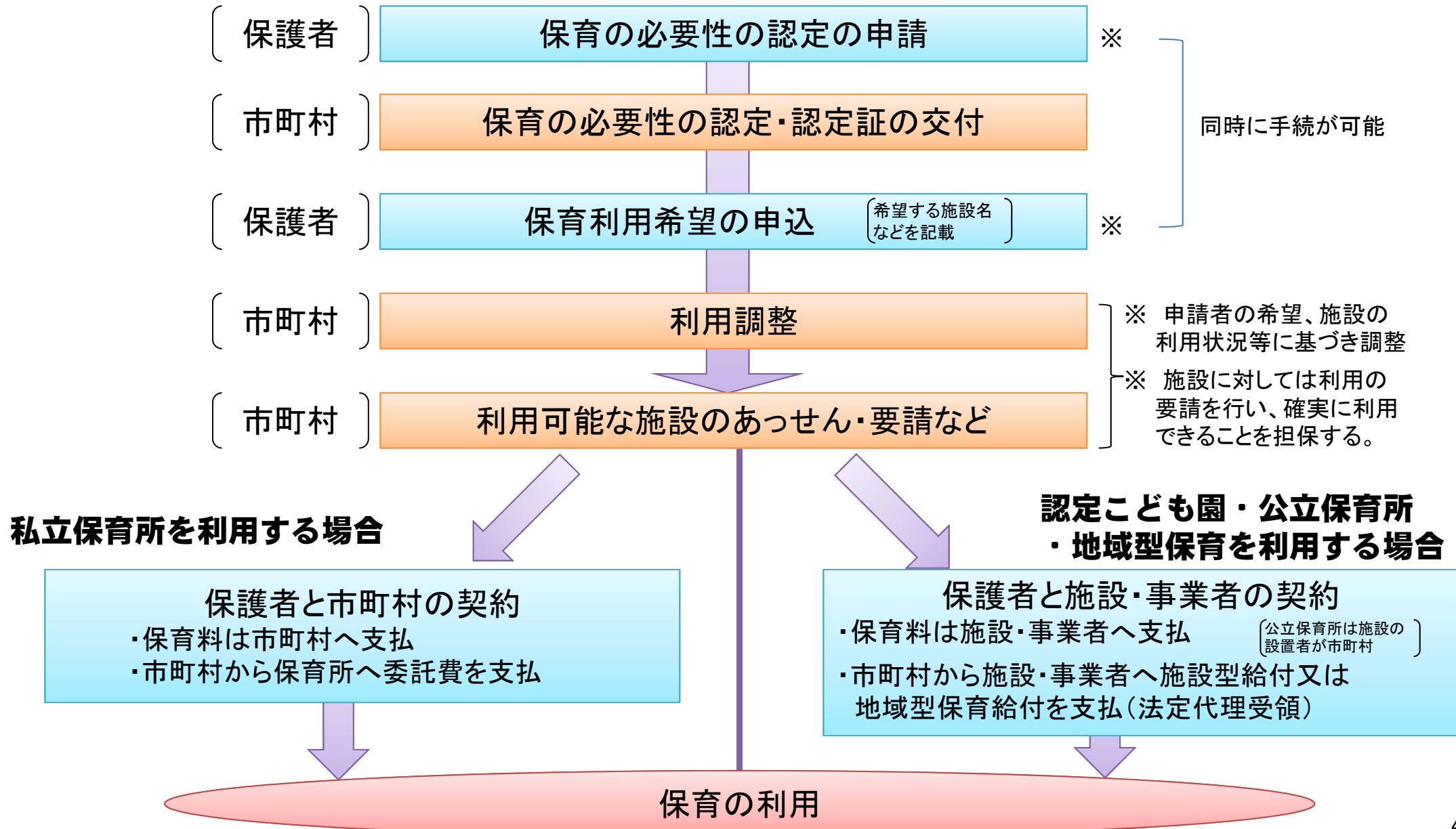
保育所等への転園の希望がない場合は1号認定へ変更することが考えられる。
特に認定こども園(1号認定)の利用定員で入園した場合は、特例施設型給付がないため、1号認定へ変更することが必要。

※1 幼稚園又は認定こども園(教育標準時間認定(1号認定)の利用定員)を指す。以下同じ。

※2 保育所又は認定こども園(満3歳以上・保育認定(2号認定)の利用定員)を指す。以下同じ。

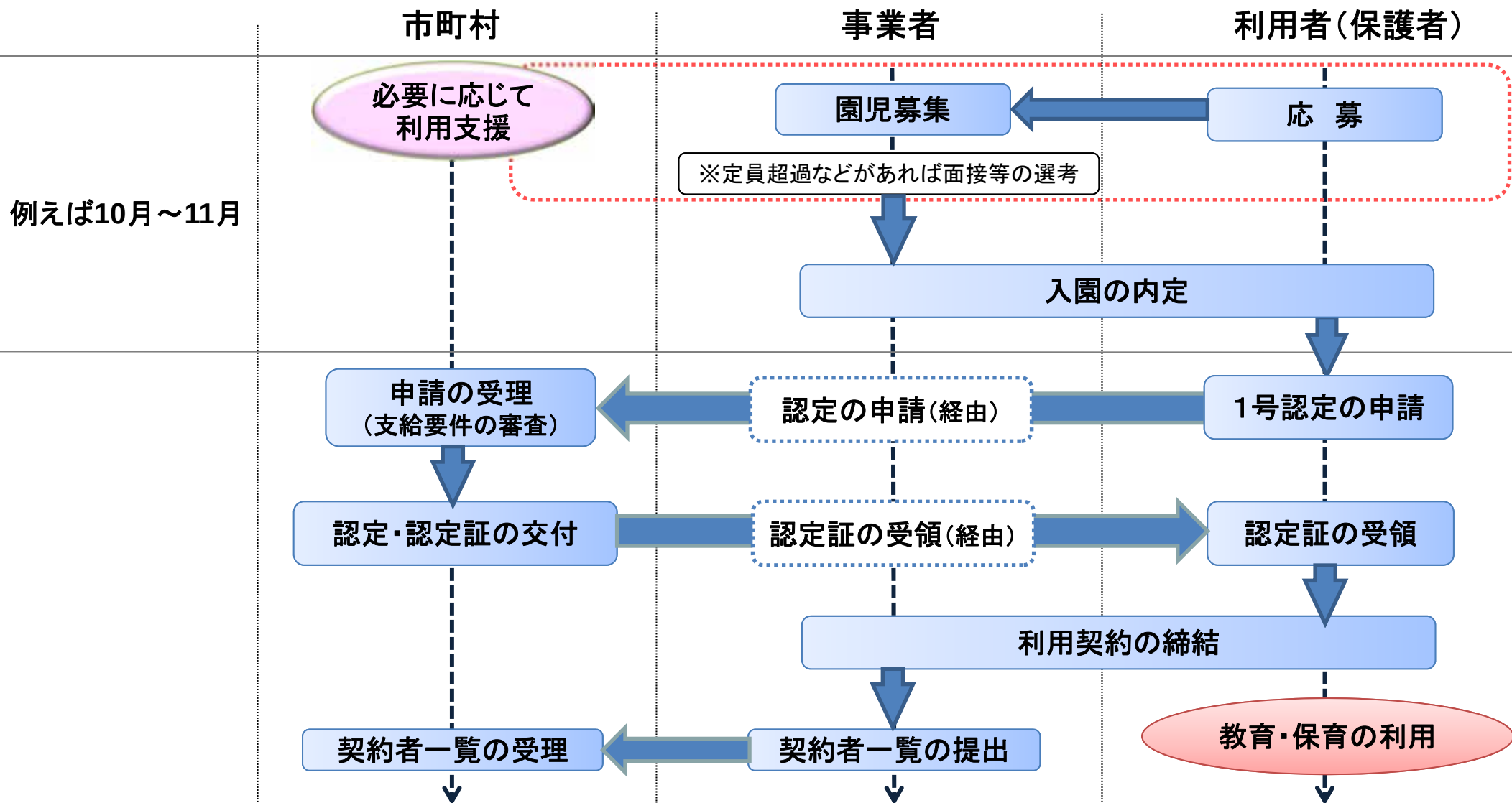
新制度における保育を必要とする場合の利用手順(イメージ)

- 当分の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行う。(改正児福法附則第73条1項)
- 認定こども園・公立保育所・地域型保育は、市町村の調整の下で施設・事業者と利用者の間の契約とする。
- 私立保育所は市町村と利用者の間の契約とし、保育料の徴収は市町村が行う。



教育標準時間認定の子どもに係る簡素な利用手続

- 教育標準時間認定(1号認定)については、施設(幼稚園・認定こども園)を利用するに当たって、保護者が市町村に認定申請を行い、教育・保育給付認定及び支給認定証の交付を受けることが必要となる。
 - * 保護者の就労状況等の提出・審査は要さない。
 - * 市町村による利用調整(児童福祉法)の対象ではないが、利用のあっせん(子ども・子育て支援法)の対象。
- 市町村・保護者の事務負担軽減や従前の園児募集との整合性の観点から、幼稚園就園奨励費の事務を参考に、保護者が入園予定の施設を通じて、市町村に認定申請を行い支給認定証の交付を受ける手続を基本とする。



確認制度について①

【確認主体について】

- 給付の実施主体である市町村（基礎自治体）が認可施設・認可事業者の中で、施設型給付、地域型保育給付の対象となる施設・事業者を確認する。
- 市町村は、各施設・事業の利用定員を定めた上で確認を行う。
 - ①教育・保育施設の最低利用定員は、20人以上とする（幼稚園は適用なし）。
 - ②利用定員は、認定区分（1号～3号）ごと、3号認定（保育認定・満3歳未満）は0歳と1・2歳に区分して設定する。
 - ③利用定員は、認可定員と一致させることを基本としつつ、実情に応じて以下の対応とする。
 - ・恒常的に実利用人員が少ない場合、実際の利用状況を反映した利用定員を設定する。なお、認可定員の上限の範囲内であれば、利用定員を超える柔軟な受入れを可能とする（実利用人員に応じた基準を満たすことが前提）。
 - ・恒常的な利用定員の超過については、定員弾力化の措置や、給付の減算措置等により対応。
- 施行の際、現に幼稚園・保育所の認可を有する施設、認定こども園の認定を受けている施設は、教育・保育施設としての確認があったものとみなす。 ※私学助成を受ける幼稚園を選択する場合、施行前に別段の申出

【対象施設・事業について】

〔法人格〕

- 教育・保育施設については、安定的・継続的な運営を担保する観点から、法人格を求める。
※施行前に現に認可を受けている施設については、法人格を有さなくても給付の対象とする。
- 地域型保育事業者については、法人でない場合でも、対象とする。

〔運営基準の遵守〕

- 施設の設備、職員配置など、各施設・事業の認可基準を満たしていることを求める。
- さらに、国が定める基準を踏まえ、区分経理など、給付の対象施設・事業として求める運営基準を、市町村が条例で定める。
- 運営基準の遵守のため、市町村が指導監督を行う（立入検査、勧告・措置命令、確認取消し等）。

〔辞退〕

- 対象施設・事業としての地位（確認）を辞退する場合、事前の届出、3ヶ月以上の予告期間の設定、利用者の継続利用のための調整義務を課す。※施設・事業自体から撤退は、都道府県知事等の認可等が必要。

確認制度について②（運営基準）

○ 市町村の確認を受ける施設・事業者が遵守すべき運営基準に規定している主な事項は以下のとおり。

分類	主な事項
利用開始に伴う基準	・内容・手続きの説明、同意、契約 ・応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止） ・定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考 ・支給認定証の確認、教育・保育給付認定申請の援助
教育・保育の提供に伴う基準	・幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供 ・子どもの心身の状況の把握 ・子どもの適切な処遇（虐待の禁止等を含む） ・連携施設との連携（地域型保育事業のみ） ・利用者負担の徴収（実費徴収、上乗せ徴収を含む） ・利用者に関する市町村への通知（不正受給の防止） ・特別利用保育・特別利用教育の提供（定員外利用の取扱い）
管理・運営等に関する基準	・施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程の策定、掲示 ・秘密保持、個人情報保護 ・非常災害対策、衛生管理 ・事故防止及び事故発生時の対応 ・評価（自己評価、学校関係者評価、第三者評価） ・苦情処理 ・会計処理（会計処理基準、区分経理、使途制限等） ・記録の整備
撤退時の基準	・確認の辞退・定員減少における対応（利用者の継続利用のための便宜提供等）

確認制度について③（情報公表）

- 施設・事業者の透明性及び教育・保育の質向上を促すための教育・保育に関する情報の報告及び公表の対象となる事項について設定（都道府県が公表）。

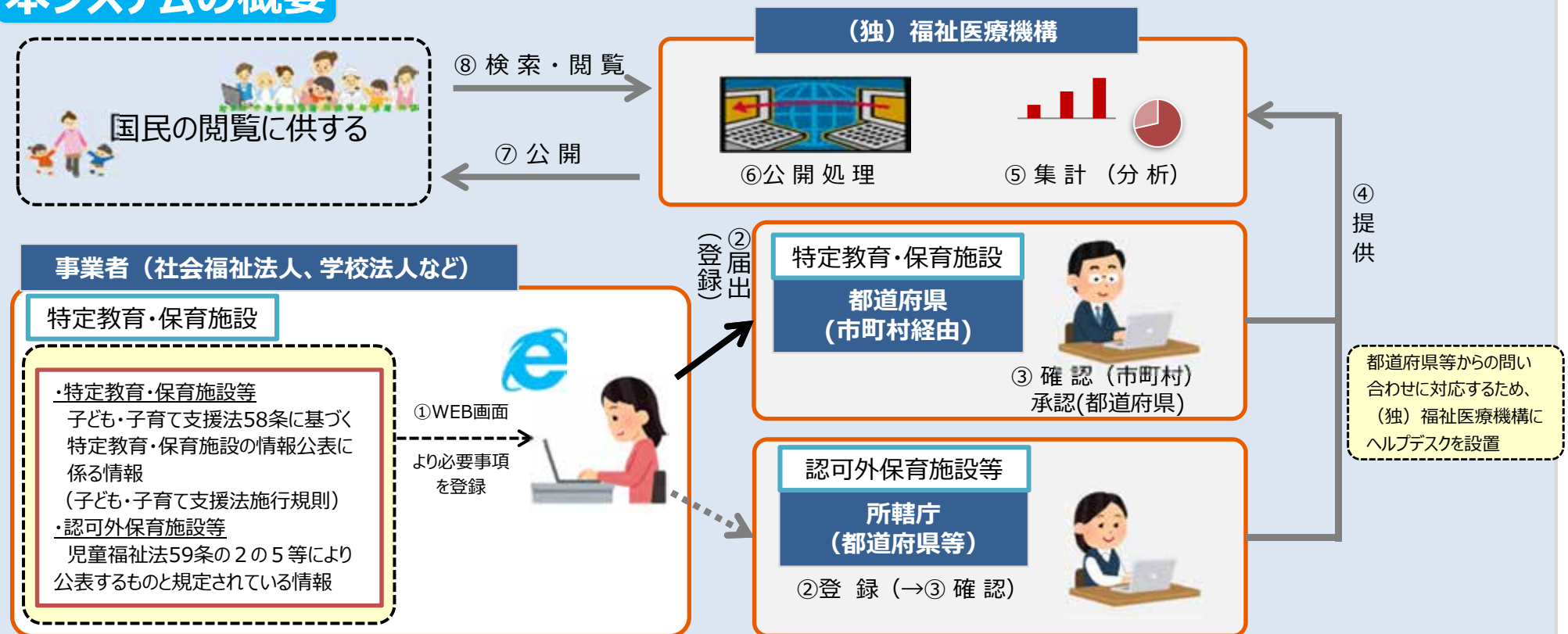
分類		主な事項
基本情報	法人	・名称、所在地、代表者の氏名等
	施設	・施設の種類（幼稚園、保育所、認定こども園）、地域型保育事業の種類（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育） ・名称、所在地等 ・施設設備の状況（居室面積、定員、園舎面積、園庭等の状況） ・職員の状況（職種ごとの職員数、免許の有無、常勤・非常勤、勤続年数・経験年数等） ・職員1人当たりの子ども数 ・利用定員、学級数、在籍子ども数 ・開所時間等 など
運営情報		・施設、事業の運営方針 ・教育・保育の内容・特徴 ・選考基準 ・給食の実施状況 ・相談、苦情等の対応のための取組状況 ・自己評価等の結果 ・事故発生時の対応 など

子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）

本事業の趣旨について

- 子ども・子育て支援法第58条に基づく特定施設・保育施設等の情報公表、及び幼児教育無償化の対象となる認可外保育施設等の情報公表について、利用者の選択に資する情報をインターネット上で、直接閲覧できる環境で構築し、安定した運用を行うことを目的とする。
- 特定教育・保育施設については、特定教育・保育施設事業者が当該システムに情報登録を行い、自治体の入力確認及び情報公表の承認操作により、情報公表が実施できるものとする。なお、入力権限については、特定教育・保育施設事業者だけでなく、特定教育・保育施設の所轄庁である自治体にも付与する。認可外保育施設等の情報登録については、特定教育・保育施設の方法に準拠した上で、都道府県等に入力権限を付与する。
- 令和元年度（2019年度）にシステム構築し、令和2年度から一般利用者向けに公開。

本システムの概要



【情報公表の流れ】

1. 特定教育・保育施設事業者は、自ら情報登録を行い、都道府県へ情報を登録。市町村が登録内容を確認、都道府県が承認すると、(独) 福祉医療機構において集計、公開処理が行われる。
2. 認可外施設等については、所轄庁が登録業務から確認（承認）までを担う。（※将来的に事業者自らの登録も可能とした仕様とする）

新制度における指導監査等について

- 特定教育・保育施設等を実施される指導監査等の種類
 - (1) 施設監査（各施設・事業の認可基準の観点からの監査）
 - (2)① 確認に係る指導監査（特定教育・保育施設等の運営基準、給付の観点からの指導監査）
 - ② 業務管理体制の整備に係る検査（法令順守に係る業務管理体制の整備の観点からの検査）

施設類型	施設監査 【都道府県・指定都市・中核市】 ※幼稚園は大都市特例なし ※地域型保育事業は市区町村	新制度	
		確認指導監査 【市区町村】	業務管理体制検査 【国、都道府県、市区町村】
保育所	児童福祉法 § 46	支援法 § 14,38	支援法 § 56
幼稚園	学校教育法（必要に応じて都道府県が実施）	支援法 § 14,38 （移行していない園）－	支援法 § 56 （移行していない園）－
幼保連携型認定こども園	認定こども園法 § 19	支援法 § 14,38	支援法 § 56
認定こども園 （上記を除く。以下同じ。）	保育所型・・・保育所と同じ 幼稚園型・・・幼稚園と同じ 地方裁量型・・・児童福祉法 § 59 ※認定こども園法には規定なし	支援法 § 14,38	支援法 § 56
地域型保育事業	児童福祉法 § 34-17	支援法 § 14,50	支援法 § 56

施設監査と確認監査

種別		施設監査(幼保連携型認定こども園)		確認に係る指導監査(特定教育・保育施設)		
実施主体		都道府県、指定都市、中核市		市区町村		
種類と 実施頻度	一般 監査	定期的かつ計画的に実施 (児童福祉施設が1年に1度以上実施することに留意)		指 導	集団 指導	新規施設・・・概ね1年以内 既存施設・・・必要と考えられる内容が生じたとき
	特別 監査	以下のいずれかに該当する場合、随時適切に実施 ① 事業運営及び施設運営に不正又は著しい不当があつたことを疑うに足る理由があるとき ② 基準に違反があると疑うに足る理由があるとき ③ 度重なる一般監査によっても是正の改善が見られないとき ④ 正当な理由が無く、一般監査を拒否したとき			実地 指導	①全ての施設を対象に定期的かつ計画的に実施 ②市区町村が実地による指導を要すると認める施設を対象に随時実施
					監 査	要確認情報や実地指導において確認した情報を踏まえて、違反疑義等の確認について特に必要があると認める場合に実施
主な 監査内容 赤字は、「施設監査」と「確認に係る指導監査」の重複又は一部重複が見られる事項 青字は、公認会計士による外部監査を受けている場合に、省略できる。		○ 教育・保育環境の整備に関する事項 ①学級編成及び職員配置の状況 ②認可定員の遵守状況 ③園舎に備えるべき設備や定期的な修繕改善等 ④教育・保育を行う期間・時間 ⑤職員の確保・定着促進及び資質向上の取組(労働条件の改善、研修の計画的実施等) ○ 教育・保育内容に関する事項 ①教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成 ②指導計画の作成 ③小学校教育との円滑な接続 ④子育て支援の内容及び家庭・地域社会との連携 ○ 健康・安全・給食に関する事項 ①健康の保持増進に関する取組状況 ②事故防止・安全対策に関する取組状況 ③給食の適切かつ衛生的な提供に関する取組状況		○利用定員に関する基準 ○運営に関する基準 ①内容及び手続きの説明及び同意 ②応諾義務・選考 ③小学校との連携、教育・保育の提供、評価、質の向上 ④利用者負担の徴収 ⑤事故防止及び事故発生時の対応、再発防止 ⑥利用定員の遵守 ⑦地域との連携 ⑧会計の区分 ⑨各種記録(職員、設備及び会計、教育・保育の提供計画等)の整備 ○給付に関する事項 ①地域区分、定員区分、認定区分・年齢区分 ②基本分単価 ③各種加算事項 ④各種加減・乗除調整事項		
結果に基づく措置等		① 調査終了後、速やかに園長等に対して、調査結果を丁寧に説明の上、文書を以て必要な指導、助言等を行う。 ② 指導、助言等を行った事項については、期限を付して対応状況の報告を求め、是正改善の有無を確認する。 ③ 適切な是正改善が行われない場合、必要に応じて認定こども園法に基づき改善勧告等の措置を講じる。		1. 指導から監査への変更 ・ 著しい運営基準が違反が確認され、利用児童の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断したとき ・ 施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められるとき 2. 監査の結果、文書による通知と報告聴取、行政処分(勧告、命令、確認の取り消し)、不正利得の徴収等		

指導監査等を行うに当たっての留意事項

※平成27年12月7日付三府省課長名通知 「子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について」より

- 各種法令等に基づき複数の指導監査が行われ、実施主体や監査事項について一部重複が見られることから、都道府県及び市町村において相互に連携して対応する等負担軽減に努め、効果的な指導監査となるよう努める。
 - 1. 施設監査、確認監査及び業務管理体制の確認検査を同時に行う等、事前に都道府県及び市町村間で調整を行い、必要に応じて複数の監査を同時に実施する。
 - 2. 1. の効率的な実施や広域入所が行われている場合の確認監査の効率的な実施等のため、監査の際に求める資料やその様式等について可能な限り県内において統一化を図る。
 - 3. 私立幼稚園については、従来よりそれぞれが建学の精神に基づく特色ある教育活動を展開していることを踏まえた対応を行うこと。
 - 4. 幼稚園又は認定こども園の設置者が、当該幼稚園又は認定こども園の運営に係る会計について外部監査（公認会計士又は監査法人の監査）を受けている場合には、当該外部監査で軽微とは認められない指摘を受けた場合を除き、当該外部監査の対象となっている会計については、市町村が行う会計監査を省略することができる。

VI. 公定価格・利用者負担

公定価格について

- 子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育等に対する「地域型保育給付」を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業の利用に当たって、財政支援を保障していくこととしている。

※私立保育所に対しては、委託費として支払う。

- 施設型給付費、地域型保育給付費の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額とされる。

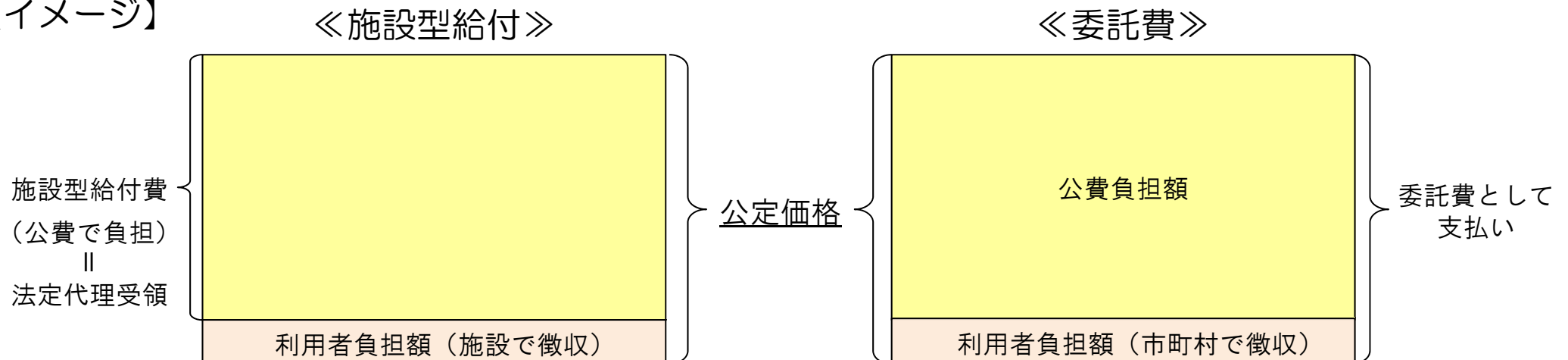
（子ども・子育て支援法27条、29条等）

「給付費」＝「公定価格」－「利用者負担額」

※この基本構造は委託費も同様。

※市町村が定める利用者負担額のほか、施設による徴収（通園送迎費、給食費、文房具費、行事費等）、それ以外の上乗せ徴収（教育・保育の質の向上を図るための費用。事前説明・同意を要する）が可能。

【イメージ】



公定価格の骨格（全体イメージ）

- 幼稚園、保育所、認定こども園の認可基準等を基に、従前の私学助成・保育所運営費等により実施している施設等の運営の実態等を踏まえた上で、「質の向上」を反映し、骨格を設定。
- 本資料は、消費増税分から充当される「0.7兆円」程度の財源を前提として実施される質の向上項目を基に作成し、一部更なる充実についても反映したもの。質の向上項目等に必要な1兆円超の財源のうち残りの0.3兆円超の財源については、引き続き予算編成過程で確保に取り組むものであり、財源の確保と合わせて本資料の質の向上項目についても更なる充実が図られていくことになる。

基本額（1人当たりの単価）

- 共通要素①：地域区分別(8区分)、利用定員別(17区分等)、認定区分、年齢別、保育必要量別（2号・3号）
- 共通要素②：人件費、事業費、管理費

各種加算等

- 職員の配置状況、事業の実施体制、地域の実情等に応じて加算等

※赤字下線部分は「質の向上」による事項

＜教育標準時間（1号）認定＞

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	教育標準時間
□/100 地域	□□人 ～ △△人	1号	4歳以上児(30:1)	円
			3歳児(20:1)	円

※事務職員(2日分)追加

主な加算(例)

職員配置加算(3歳児) 主幹教諭等専任加算 (+子育て支援活動費) 処遇改善等加算 小学校接続加算 第三者評価受審加算 除雪費加算 降灰除去費加算	+__%(加算率・6%充実)	円 円 円 円 円 円 円 円
--	----------------	--------------------------------------

＜保育標準時間・短時間（2号・3号）認定＞

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	保育必要量	
				保育標準時間	保育短時間
□/100 地域	□□人 ～ △△人	2号	4歳以上児(30:1)	円	円
			3歳児(20:1)	円	円
		3号	1・2歳児(6:1)	円	円
			0歳児(3:1)	円	円

※保育標準時間:保育士1人、非常勤保育士1人(3時間)追加

※研修代替要員費を追加

主な加算(例)

職員配置加算(3歳児) 主任保育士専任加算 (+子育て支援活動費) 処遇改善等加算 小学校接続加算 第三者評価受審加算 減価償却費等加算 除雪費加算 降灰除去費加算	+__%(加算率・6%充実)	円 円 円 円 円 円 円 円
--	----------------	--------------------------------------

教育標準時間(1号)認定に係る公定価格の基本構造イメージ

※幼稚園の場合

従前水準ベース

基本額

- 人件費
 - 園長
 - 教諭(年齢別学級編制確保分含む)
 - 学校職員
 - 非常勤職員(学校医、歯科医、薬剤師の嘱託等)雇上費
- 管理費
 - 事務管理費、保健衛生費、減価償却費、補修費、苦情解決対策費等
- 事業費
 - 教材費等

【教諭の配置基準】

4歳以上児	30:1
3歳児	20:1

質の向上ベース

基本額に組み込むもの

- 人件費
 - 事務負担への対応
 - 保育料徴収等を実施する事務職員(非常勤)を追加配置(週2日)

加算額

- 主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)
 - 満3歳児(※)の教諭配置加算(6:1)
 - 副園長、教頭配置加算(教諭との給与差額)
 - チーム保育加配加算
 - 通園送迎、給食実施加算(人件費(業務委託)分)
 - 処遇改善等加算
- 主に管理費
 - ＜事業の実施状況に応じて加算＞
 - 外部監査費加算(公認会計士等による財務諸表監査)
 - 施設機能強化推進費加算
 - ＜幼稚園等の所在地域に応じて加算＞
 - 冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算

等

調整

- 配置基準を満たさない場合(経過措置)

等

加算により対応するもの

- 主に人件費
 - 職員配置の改善
 - 3歳児の配置改善(20:1→15:1)
 - 職員処遇の改善
 - 経験年数に応じた処遇改善等加算Ⅰ(+6%)
 - 技能・経験に応じた処遇改善等加算Ⅱ
 - 地域の子育て支援・療育支援
 - 主幹教諭等を専任化するための職員を加配
 - 療育支援を補助する職員(非常勤)を加配
 - 子育て支援に係る事務経費
 - 栄養士の配置(嘱託)
- 主に管理費
 - 小学校との接続改善(保幼小連携)
 - 第三者評価の受審費用

※「満3歳児」は、当該年度中に満3歳に達することにより幼稚園に入園する幼児をいう。

保育標準時間・短時間(2号・3号)認定に係る公定価格の基本構造イメージ

※保育所の場合

従前水準ベース

基本額

【保育士の配置基準】

4歳以上児	30:1
3歳児	20:1
1・2歳児	6:1
0歳児	3:1

➤人件費

- ・施設長
- ・保育士
- ・調理員
- ・非常勤職員(嘱託医、嘱託歯科医等)雇上費

➤管理費

- ・事務管理費、保健衛生費、補修費、苦情解決対策費等

➤事業費

- ・給食材料費、保育材料費等

質の向上ベース

基本額に組み込むもの

➤人件費

- 保育認定の2区分に応じた対応
 - ・保育標準時間については、保育士1人(延長保育の給付化)及び非常勤保育士(3時間)を追加
- 研修の充実
 - ・研修機会確保のための代替要員費を追加

加算額

➤主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)

- ・事務職員雇上費加算
- ・主任保育士専任加算
- ・夜間保育加算
- ・チーム保育推進加算
- ・処遇改善等加算
- ・高齢者等活躍促進加算

➤主に管理費

＜事業の実施状況に応じて加算＞

- ・施設機能強化推進費

＜保育所等の所在地域に応じて加算＞

- ・冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算

加算により対応するもの

➤主に人件費

- 職員配置の改善
 - ・3歳児の配置改善(20:1→15:1)
- 職員処遇の改善
 - ・経験年数に応じた処遇改善等加算Ⅰ(+6%)
 - ・技能・経験に応じた処遇改善等加算Ⅱ
- 休日保育の充実
 - ・担当保育士の常勤化(休日保育の給付化)
- 地域の子育て支援・療育支援
 - ・療育支援を補助する職員(非常勤)を加配
 - ・子育て支援に係る事務経費
- 栄養士の配置(嘱託)

➤主に管理費

- 減価償却費、賃借料等への対応
- 小学校との接続改善(保幼小連携)
- 第三者評価の受審費用

調整

➤土曜日閉所する場合

等

認定こども園に関する公定価格の骨格(全体イメージ)

- 認定こども園の認可基準等を基に、「質の向上」を反映した上で、教育標準時間(1号)、保育標準時間・短時間(2号)において対応する費用を整理・振り分けを行い、骨格を設定。

基本額(1人当たりの単価)

- 共通要素①: 地域区分別(8区分)、利用定員別(18区分)、認定区分、年齢別、保育必要量別(2号・3号)
- 共通要素②: 人件費、事業費、管理費

各種加算等

- 職員の配置状況、事業の実施体制、地域の実情等に応じて加算等

<教育標準時間(1号)認定>

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	教育標準時間
□/100 地域	□□人 ~ △△人	1号	4歳以上児(30:1)	円
			3歳児(20:1)	円

※赤字下線部分は「質の向上」による事項

主な加算(例)

職員配置加算(3歳児)	円
処遇改善等加算	+__%(加算率・ <u>6%充実</u>)
小学校接続加算	円
第三者評価受審加算	円
減価償却費等加算	円
除雪費加算	円
降灰除去費加算	円

<保育標準時間・短時間(2号・3号)認定>

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	保育必要量	
				保育標準時間	保育短時間
□/100 地域	□□人 ~ △△人	2号	4歳以上児(30:1)	円	円
			3歳児(20:1)	円	円
		3号	1・2歳児(6:1)	円	円
			0歳児(3:1)	円	円

※保育標準時間: 保育士1人、非常勤保育士1人(3時間)追加(2・3号のみ)

※研修代替要員費を追加(2・3号のみ)

※事務職員(2日分)追加(共通)

※主幹保育教諭等専任化、子育て支援活動費を追加(共通)

認定こども園に係る公定価格の基本構造イメージ

※下線部については、施設内で重複等が発生しないように施設全体に振り分け、1号定員と2・3号定員で等分して積算

・青字：幼稚園と共通の項目

・赤字：保育所と共通の項目

・黒字：幼稚園及び保育所と共通の項目

従前水準ベース

基本額

【保育教諭の配置基準】

4歳以上児	30:1
3歳児	20:1
1・2歳児	6:1
0歳児	3:1

➤人件費

- ・園長
- ・保育教諭(年齢別学級編制確保分含む)
- ・調理員、学校職員
- ・非常勤職員(学校医、歯科医、薬剤師の嘱託等)雇上費

➤管理費

- ・事務管理費、保健衛生費、補修費、苦情解決対策費等

➤事業費

- ・給食材料費、教材費等

質の向上ベース

基本額に組み込むもの

➤人件費

- 保育認定の2区分に応じた対応
 - ・保育標準時間については、保育士1人(延長保育の給付化)及び非常勤保育士(3時間)を追加
- 研修の充実
 - ・研修機会確保のための代替要員費を追加
- 地域の子育て支援・療育支援
 - ・主幹保育教諭等を専任化するための職員を加配 ※認定こども園では実施義務
 - ・子育て支援に係る事務経費
- 事務負担への対応
 - ・保育料徴収等を実施する事務職員(非常勤)を追加配置(週2日)

加算額

➤主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)

- ・満3歳児(※)の教諭配置加算(6:1)
- ・副園長、教頭配置加算(教諭との給与差額)
- ・チーム保育加配加算
- ・通園送迎、給食実施加算
- ・夜間保育加算
- ・高齢者等活躍促進加算
- ・処遇改善等加算

➤主に管理費

＜事業の実施状況に応じて加算＞

- ・外部監査費加算(公認会計士等による財務諸表監査)
- ・施設機能強化推進費

＜所在地域に応じて加算＞

- ・冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算

等

加算により対応するもの

➤主に人件費

- 職員配置の改善
 - ・3歳児の配置改善(20:1→15:1)
- 職員処遇の改善
 - ・経験年数に応じた処遇改善等加算Ⅰ(+6%)
 - ・技能・経験に応じた処遇改善等加算Ⅱ
- 休日保育の充実
 - ・担当保育士の常勤化(休日保育の給付化)
- 地域の子育て支援・療育支援
 - ・療育支援を補助する職員(非常勤)を加配
- 栄養士の配置(嘱託)

➤主に管理費

- 減価償却費、賃借料等への対応
- 小学校との接続改善(保幼小連携)
- 第三者評価の受審費用

調整

➤土曜日閉所する場合

➤配置基準を満たさない場合(経過措置)

等

※「満3歳児」は、1号子どもで、当該年度中に満3歳に達することにより認定こども園に入園する幼児をいう。

公定価格の骨格(地域型保育事業・全体イメージ)

基本額(1人当たりの単価)

- 共通要素①: 地域区分別(8区分)、利用定員別※、認定区分、年齢別、保育必要量別(2号・3号)
- 共通要素②: 人件費、事業費、管理費

※事業所内保育事業: 8区分、小規模型保育事業: 2区分、家庭的保育・居宅訪問型保育: なし

各種加算等

- 職員の配置状況、事業の実施体制、地域の実情等に応じて加算等

<保育標準時間・短時間(2号・3号)認定>

※赤字下線部分は「質の向上」による事項

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	保育必要量	
				保育標準時間	保育短時間
□/100 地域	□□人 ~ △△人	3号	1・2歳児(6:1)	円	円
			0歳児(3:1)	円	円

注: 小規模保育A型・B型(事業所内保育の小規模型)

※連携施設の経費を追加(加算による対応もあり)

※研修代替要員費を追加
(加算による対応もあり)

主な加算(例)

保育士比率向上加算	円
障害児受入加算	円
処遇改善等加算	+ __%(加算率・ <u>6%充実</u>)
第三者評価受審加算	円
減価償却費等加算	円
除雪費加算	円
降灰除去費加算	円

<参考>各事業の職員配置基準

小規模型保育			家庭的保育	事業所内保育	居宅訪問型保育
A型	B型	C型			
保育士	保育士、保育士以外の保育従事者	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)	定員20名以上 保育所と同様 定員19名以下 小規模保育(A・B型)と同様	居宅訪問型保育者
1・2歳児 6:1 0歳児 3:1	A型と同様 1/2以上は保育士	3:1 ※補助者を置く場合は5:2	3:1 ※補助者を置く場合は5:2		1:1

家庭的保育事業に係る公定価格の基本構造イメージ

従前水準ベース

基本額

- 人件費
 - 家庭的保育者
 - 非常勤職員(調理員、事務職員、嘱託医、嘱託歯科医)雇上費
- 管理費
 - 事務管理費、保健衛生費、補修費、苦情解決対策費等
- 事業費
 - 給食材料費、保育材料費等

加算額

- 主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)
 - 資格保有者加算
 - 家庭的保育補助者加算※ ※利用児童が3名以下の場合、事務職員との重複は調整
 - 処遇改善等加算
 - 家庭的保育支援加算
- 主に管理費
 - ＜事業の実施状況に応じて加算＞
 - 施設機能強化推進費
 - ＜保育所等の所在地域に応じて加算＞
 - 冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算

調整

- 土曜日に行わない場合
- 給食を提供しない場合(経過措置)
- 連携施設を設定しない場合(経過措置)

質の向上ベース

基本額に組み込むもの

- 管理費
 - 家庭的保育の体制強化
 - 連携施設に係る経費

加算により対応するもの

- 主に人件費
 - 保育認定の2区分に応じた対応
 - 非常勤保育士(3時間)を追加
 - 研修の充実
 - 研修機会確保のための代替要員費を追加
 - 職員処遇の改善
 - 経験年数に応じた処遇改善等加算Ⅰ(+6%)
 - 技能・経験に応じた処遇改善等加算Ⅱ
 - 連携施設に係る経費
 - 保育者が原則1名であることから、研修代替保育等への対応
 - 障害児保育加算
 - 障害児を受け入れた場合に、特別な支援が必要な子ども2人に家庭的保育補助者1人を加配
 - 栄養士の配置(嘱託)
- 主に管理費
 - 減価償却費、賃借料等への対応
 - 第三者評価の受審費用

小規模保育事業に係る公定価格の基本構造イメージ

従前水準ベース

基本額

- 人件費
 - 管理者※ ※管理者を設置する場合、事務職員との重複は調整
 - 保育従事者(保育士、家庭的保育者等)
 - 非常勤職員(調理員、事務職員、嘱託医、嘱託歯科医等)雇上費
- 管理費
 - 事務管理費、保健衛生費、補修費、苦情解決対策費等
- 事業費
 - 給食材料費、保育材料費等

加算額

- 主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)
 - 保育士比率向上加算
 - 夜間保育加算
 - 処遇改善等加算
- 主に管理費
 - ＜事業の実施状況に応じて加算＞
 - 施設機能強化推進費
 - ＜保育所等の所在地域に応じて加算＞
 - 冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算

調整

- 土曜日閉所する場合
 - 給食を提供しない場合(経過措置)
 - 連携施設を設定しない場合(経過措置)
- 等

質の向上ベース

基本額に組み込むもの

- 人件費
 - 小規模保育の体制強化
 - 認可保育所の配置基準上の定数の他に保育士1人を配置
 - 保育認定の2区分に応じた対応 ※保育所の基準+1人となっていることから、延長保育基本分に相当する分については調整が必要
 - 非常勤保育士(3時間)を追加
 - 研修の充実
 - 研修機会確保のための代替要員費を追加
- 管理費
 - 小規模保育の体制強化
 - 連携施設に係る経費

加算により対応するもの

- 主に人件費
 - 職員処遇の改善
 - 経験年数に応じた処遇改善等加算Ⅰ(+6%)
 - 技能・経験に応じた処遇改善等加算Ⅱ
 - 休日保育の充実
 - 担当保育士の常勤化(休日保育の給付化)
 - 障害児保育加算
 - 障害児を受け入れた場合に、特別な支援が必要な子ども2人に保育士等1人を加配
 - 栄養士の配置(嘱託)
- 主に管理費
 - 減価償却費、賃借料等への対応
 - 第三者評価の受審費用

事業所内保育事業に係る公定価格の基本構造イメージ

従前水準ベース

基本額

※従業員枠については、地域枠の84%相当

- 人件費
 - ・管理者※
 - ・保育従事者(保育士等)
 - ・調理員
 - ・非常勤職員(事務職員、嘱託医、嘱託歯科医等)雇上費
- 管理費
 - ・事務管理費、保健衛生費、補修費、苦情解決対策費等
- 事業費
 - ・給食材料費、保育材料費等

※管理者を設置する場合、事務職員との重複は調整(19名以下の場合)

質の向上ベース

基本額に組み込むもの

- 人件費
 - 小規模保育の体制強化(19名以下の場合のみ)
 - ・認可保育所の配置基準上の定数の他に保育士1人を配置
 - 保育認定の2区分に応じた対応
 - ・保育所又は小規模保育に準じて対応
 - 研修の充実
 - ・研修機会確保のための代替要員費を追加
- 管理費
 - 小規模保育の体制強化(19名以下のみ)
 - ・連携施設に係る経費

加算額

- 主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)
 - ・保育士比率向上加算
 - ・夜間保育加算
 - ・処遇改善等加算
- 主に管理費
 - ＜事業の実施状況に応じて加算＞
 - ・施設機能強化推進費
 - ＜保育所等の所在地域に応じて加算＞
 - ・冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算

加算により対応するもの

- 主に人件費
 - 職員処遇の改善
 - ・経験年数に応じた処遇改善等加算Ⅰ(+6%)
 - ・技能・経験に応じた処遇改善等加算Ⅱ
 - 休日保育の充実
 - ・担当保育士の常勤化(休日保育の給付化)
 - 障害児保育加算
 - ・障害児を受け入れた場合に、特別な支援が必要な子ども2人に保育士1人を加配
 - 栄養士の配置(嘱託)
- 主に管理費
 - 第三者評価の受審費用

調整

- 土曜日閉所する場合
- 給食を提供しない場合(経過措置)
- 連携施設を設定しない場合(経過措置)
- 等

居宅訪問型保育事業に係る公定価格の基本構造イメージ

従前水準ベース

基本額

- 人件費
 - ・ 居宅訪問型保育者
- 管理費
 - ・ 事務管理費、保健衛生費、苦情解決対策費、事務経費(コーディネーター)等

加算額

- 主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)
 - ・ 資格保有者加算
 - ・ 夜間保育加算
 - ・ 処遇改善等加算

調整

- 特定の日に保育を行わない場合

質の向上ベース

基本額に組み込むもの

- 人件費
 - 研修の充実
 - ・ 研修機会確保のための代替要員費を追加

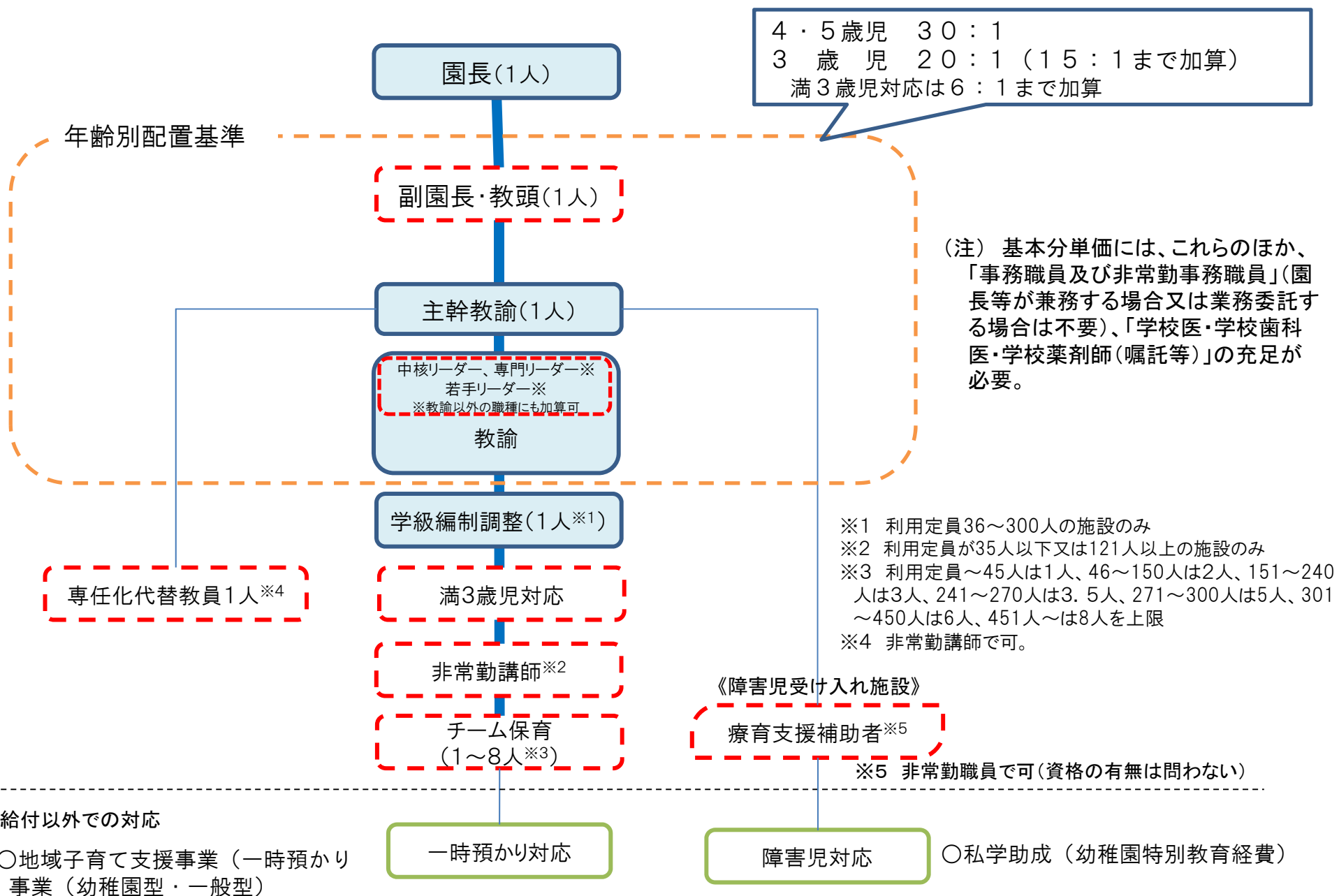
加算により対応するもの

- 主に人件費
 - 職員処遇の改善
 - ・ 経験年数に応じた処遇改善等加算Ⅰ(+6%)
 - ・ 技能・経験に応じた処遇改善等加算Ⅱ
 - 休日保育の充実(休日勤務に必要な人件費)
- 主に管理費
 - 連携施設に係る経費
 - ・ 障害児施設等によるバックアップを受ける場合
 - 第三者評価の受審費用

公定価格からみた幼稚園における職員配置のイメージ

 : 基本分単価 ※基本分単価の職員配置を充足しなければ加算の取得はできない

 : 加算



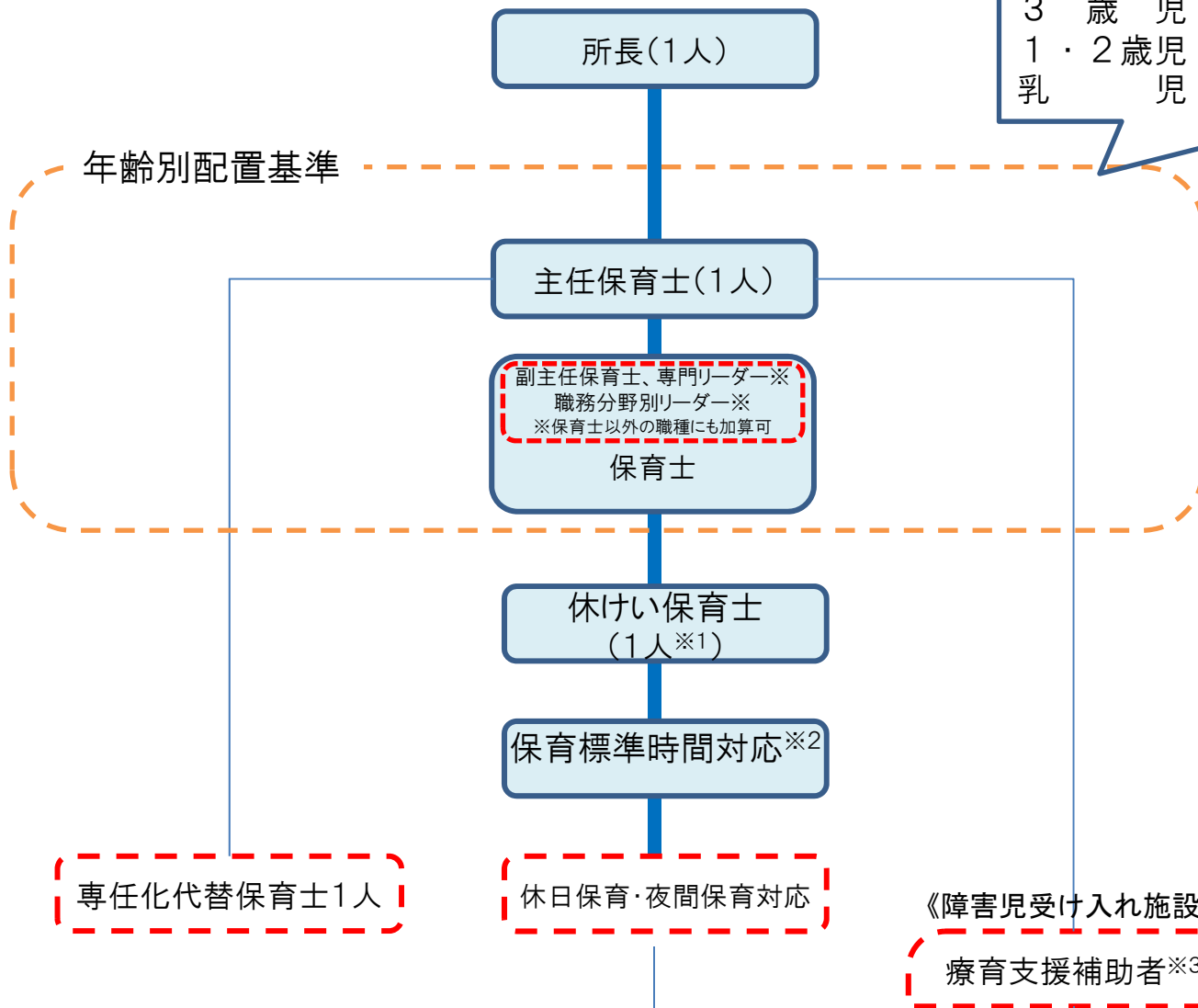
公定価格からみた保育所における職員配置のイメージ

 : 基本分単価 ※基本分単価の職員配置を充足しなければ加算の取得はできない
 : 加算

4・5歳児	30 : 1
3歳児	20 : 1 (15 : 1 まで加算)
1・2歳児	6 : 1
乳児	3 : 1

(注) 基本分単価には、これらのほか、「調理員※4」「非常勤事務職員」(園長等が兼務する場合又は業務委託する場合は不要)、「嘱託医・嘱託歯科医」の充足が必要。

年齢別配置基準



※1 利用定員90人以下の施設のみ

※2 保育標準時間認定子どもの割合が低い場合は非常勤も可

※3 非常勤職員で可(資格の有無は問わない)

※4 利用定員40人以下は1人、41～150人は2人、151人～は3人(うち1人は非常勤)

----- 以下は施設型給付以外での対応 -----

○地域子育て支援事業(延長保育事業)

延長保育対応

障害児対応

公定価格からみた認定こども園における職員配置のイメージ

基本分単価
加算

※基本分単価の職員配置を充足しなければ加算の取得はできない

4・5歳児 30:1
3歳児 20:1 (15:1まで加算)
1・2歳児 6:1
1号子どもの満3歳児対応も6:1まで加算
乳児 3:1

年齢別配置基準

園長(1人)

副園長・教頭(1人)

1号定員

主幹保育教諭(1人)

中核リーダー、専門リーダー※
若手リーダー※
※保育教諭以外の職種にも加算可
保育教諭

学級編制調整(1人※1)

満3歳児対応

非常勤講師※2

チーム保育
(1~8人※3)

2・3号定員

主幹保育教諭(1人)

副主幹保育教諭、専門リーダー※
職務分野別リーダー※
※保育教諭以外の職種にも加算可
保育教諭

休けい保育教諭
(1人※4)

保育標準時間対応※5

休日保育・夜間保育対応

チーム保育
(1~8人※3)

(注) 基本分単価には、これらのほか、「調理員※7」「事務職員及び非常勤事務職員」(園長等が兼務する場合又は業務委託する場合は不要)、「学校医・学校歯科医・学校薬剤師(嘱託等)」の充足が必要。

※4 2号・3号利用定員~90人の施設のみ

※5 保育標準時間認定子どもの割合が低い場合は非常勤も可

専任化代替職員1人※6

※6 2人のうち1人は非常勤講師等で可

※7 2号・3号利用定員~40人は1人、41~150人は2人、151人~は3人(うち1人は非常勤)

専任化代替職員1人※6

※1 1号・2号利用定員36~300人の施設に加算

※2 利用定員が35人以下又は121人以上の施設のみ

療育支援補助者※8

※8 非常勤職員で可
(資格の有無は問わない)

障害児対応

延長保育対応

○地域子育て支援事業
(延長保育事業)

一時預かり対応

○地域子育て支援事業(一時預かり事業(幼稚園型・一般型))

○私学助成(幼稚園特別教育経費)
○障害児保育(地方単独事業)
○地域子育て支援事業(多様な事業者参入促進)

以下は施設型給付以外での対応

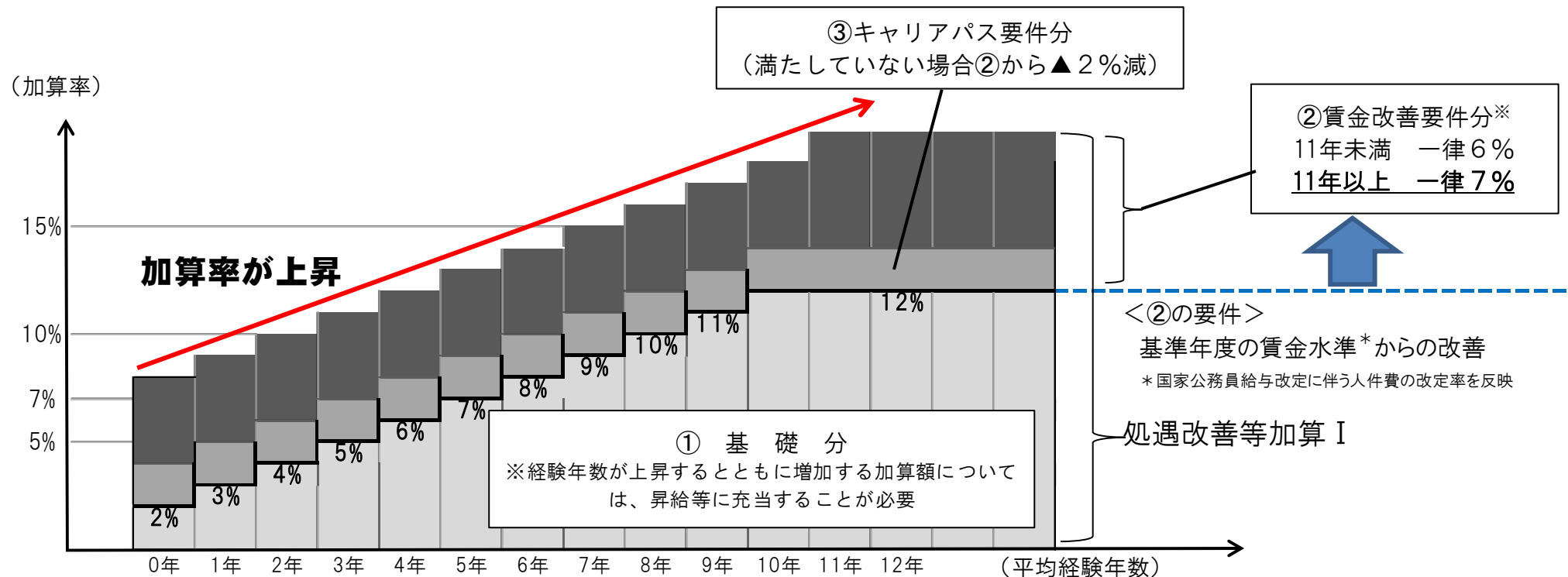
処遇改善等加算Ⅰの主なポイント

加算の認定	施設・事業所を管轄する市町村長が取りまとめた上で都道府県知事が認定 (指定都市・中核市・都道府県知事との協議により事務を行う市町村については市町村の長が認定)
加算率	平均経験年数に応じて8～19%※(うち賃金改善要件分6～7%※) ※キャリアパス要件を満たさない場合は2%減
処遇改善等加算の対象となる職員	非常勤職員を含む全ての職員
平均経験年数の算定対象職員	全ての常勤職員(1日6時間以上かつ月20日以上勤務する非常勤職員を含む)
平均経験年数の算定	現在勤務する施設・事業所のほか、以下の施設等での経験年数を合算 ・教育・保育施設、地域型保育事業所 ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校 ・社会福祉事業を行う施設・事業所 ・児童相談所における児童を一時保護する施設 ・認可外保育施設 ・病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、助産所(保健師、看護師又は准看護師に限る。)
賃金改善要件分の加算要件	○基準年度を起点として、職員の賃金改善額が加算額の増加分の金額以上であること ○賃金改善計画書の作成及び賃金改善実績報告書の提出 ＜基準年度＞ ①加算当年度の前年度 ※ 国による処遇改善を超える賃金改善を先立って行っている施設などこれにより難しい施設については「加算当年度の3年前の年度」を基準年度として選択することも可能(令和2年度に限り、下記②の基準年度とすることも可能) ②新たに加算を取得する場合は「支援法による確認の効力が生じる年度の前年度(平成26年度以前からある保育所については、平成24年度)」
賃金改善の方法	○賃金改善の対象項目以外の賃金項目についても、賃金水準を低下させてはならないこと ○処遇改善等加算は、定期昇給とは別の上乗せとして賃金改善を行うこと ○賃金改善の対象となる賃金項目は、手当や一時金ではなく、基本給とすることが望ましい 【賃金改善方法の例示】 ・給与規程や給与表等の見直しによる基本給の改善 ・定期昇給すべき号給の改善(定期昇給による昇給を1号給→2号給の昇給に改善) など ○加算残額は、翌年度すみやかにその全額を一時金等により支払い、賃金の改善に充てること

処遇改善等加算Ⅰのイメージ

○ 教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に供給していくために、「長く働くことができる」職場を構築する必要がある。その構築のため、職員の平均経験年数や、賃金改善・キャリアアップの取組に応じた人件費の加算を行うもの。

- ① 基本分は、職員1人当たり平均経験年数に応じて加算率を設定（2～12％）。
- ② 賃金改善要件分は、賃金改善計画・実績報告を要件とした上で、賃金改善（基準年度※からの改善）に確実に充てることが要件（6％～7％）。
- ※ 加算当年度の前年度（加算当年度の3年前の年度を選択することも可能）
- ③ キャリアパス要件分は、役職や職務内容等に応じた賃金体系の設定、資質向上のための計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修機会の確保等が要件（満たさない場合は2％減）。



技能・経験に応じた処遇改善等加算Ⅱの仕組み

1 概要

- ・ 副主任保育士・専門リーダー（月額4万円の処遇改善）・職務分野別リーダー・若手リーダー（月額5千円の処遇改善）等を設けることにより、キャリアパスの仕組みを構築し、保育士等の処遇改善に取り組む施設・事業所に対して、キャリアアップによる処遇改善に要する費用に係る公定価格上の加算を創設。

2 要件

- ・ 加算額を確実に賃金改善に充てるため、賃金改善計画の策定及び実績報告を行う（処遇改善等加算Ⅰと同様）
- ・ 処遇改善の対象者が以下の基準を満たすものとなっていること

<月額4万円の処遇改善の対象者>

- ・ 副主任保育士等の職位の発令・職務命令
- ・ 経験年数が概ね7年以上
- ・ 4分野以上の研修を修了していること

<月額5千円の処遇改善の対象者>

- ・ 職務分野別リーダー等の発令・職務命令
- ・ 経験年数が概ね3年以上
- ・ 担当分野の研修を修了していること

※ 経験年数は「概ね」であり、各施設の状況を踏まえて決めることが可能

※ 研修に関する要件については、受講状況等を踏まえ、令和4年度を目途に研修受講の必須化を目指す。

（令和3年度までは研修の受講要件を課さず、令和4年度開始までに、研修の受講状況を踏まえて必須化時期を確定）

- ・ 職務手当を含む月給により賃金改善が行われていること

3 職員への配分方法

- ・ 月額4万円又は月額5千円の加算対象人数分（園長・主任保育士等を除いた職員の概ね1/3又は1/5）を支給。
- ・ 副主任保育士等への配分は、実際に月額4万円の賃金改善を行う職員を1人以上確保した上で、副主任保育士等、職務分野別リーダー等に配分（月額5千円～4万円未満）。
- ・ 職務分野別リーダー等への配分は、加算対象人数以上確保する（月額5千円～副主任保育士等の最低額）。
- ・ 法人内の他の施設の職員の賃金改善に充当可（令和4年度までの時限措置。加算額の20%の範囲内。）。

幼稚園教諭等(民間)に関するキャリアアップ・処遇改善のイメージ(1号関係)

研修による技能の習得を通じた、 キャリアアップ

(注1)

○既存の研修をキャリアアップの ために受講

【算入可能な研修について】

以下の主体が実施する、幼稚園教育要領等を踏まえて教育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修

- 都道府県・市町村
- 大学等(大学共同利用機関、指定教員養成機関、その他免許状更新講習・免許法認定講習開設者)
- 幼稚園関係団体のうち加算認定自治体が
適当と認める者
(申請のための統一様式あり)
- その他加算認定自治体が適当と認める者
(園内研修など、申請のための統一様式あり)

※加算認定自治体による、個別の研修の各コマの
内容の確認は不要

＜標準規模の幼稚園(定員160人)の職員数＞

※公定価格上の職員数

園長1人、副園長・教頭1人、主幹教諭1人、
幼稚園教諭7人、事務職員2人
合計12人

園長 ＜平均勤続年数27年＞

副園長・教頭 ＜平均勤続年数24年＞

主幹教諭 ＜平均勤続年数19年＞

○新 中核リーダー (注2、3)

○新 専門リーダー (注2、3)

月額4万円の処遇改善 ※標準規模の園で3人

(園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/3) (注4)

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 若手リーダーを経験
- ウ マネジメント+研修の修了(60h)
- エ 中核リーダーとしての発令

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 若手リーダーを経験
- ウ 研修の修了(60h)
- エ 専門リーダーとしての発令

○新 若手リーダー

月額5千円の処遇改善 ※標準規模の園で2人

(園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/5) (注4)

【要件】

- ア 経験年数概ね3年以上
- イ 研修の修了(15h)
- ウ 若手リーダーとしての発令

幼稚園教諭等 ＜平均勤続年数7年＞

(注1) 研修に係る加算要件については、令和3年度までは研修の受講要件を課さない

研修受講の必須化時期については、研修受講の状況等に係る調査を行った上で、令和3年度の早期に結論を得る。

(注2) 指導教諭、教務主任、学年主任など既存の発令を行っている場合は、上記の発令に代替可

(注3) 各幼稚園、認定こども園の状況を踏まえ、中核リーダー・専門リーダーの配置比率は柔軟に対応可

(注4) 「園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/3、1/5」とは、公定価格における職員数に基づき算出するもの

保育士等(民間)に関するキャリアアップ・処遇改善のイメージ(2・3号関係)

研修による技能の習得により、
キャリアアップができる仕組み
を構築

＜標準規模の保育園(定員90人)の職員数＞
※公定価格上の職員数
園長1人、主任保育士1人、保育士12人、
調理員等3人 合計17人

(注1)

キャリアアップ研修の創設(H29)

→以下の分野別に研修を体系化

【専門研修】

- ①乳児保育 ②幼児教育
- ③障害児保育 ④食育・アレルギー
- ⑤保健衛生・安全対策
- ⑥保護者支援・子育て支援

【マネジメント研修】

【保育実践研修】

- ※ 研修の実施主体:都道府県等
- ※ 研修修了の効力:全国で有効
- ※ 研修修了者が離職後再就職する場合:以前の研修修了の効力は引き続き有効

新 副主任保育士(注2)

月額4万円の処遇改善

※標準規模の園で5人

(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3)(注3)

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ マネジメント+3つ以上の分野の専門研修を修了
- エ 副主任保育士としての発令

新 専門リーダー(注2)

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ 4つ以上の分野の専門研修を修了
- エ 専門リーダーとしての発令

新 職務分野別リーダー

月額5千円の処遇改善

※標準規模の園で3人

(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/5)(注3)

【要件】

- ア 経験年数概ね3年以上
 - イ 担当する職務分野(左記①～⑥)の研修を修了
 - ウ 修了した研修分野に係る職務分野別リーダー※としての発令
- ※乳児保育リーダー、食育・アレルギーリーダー 等
※同一分野について複数の職員に発令することも可能

保育士等 <平均勤続年数8年>

(注1) 研修に係る加算要件については、令和3年度までは研修の受講要件を課さない

研修受講の必須化時期については、研修受講の状況等に係る調査を行った上で、令和3年度の早期に結論を得る。

(注2) 一人当たりの処遇改善額及び対象者数については、各保育所等での人員配置や賃金体系の実情を踏まえ、一定の要件の下で柔軟な運用を認めている。

(注3) 「園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3、1/5」とは、公定価格における職員数に基づき算出するものである。

令和2年度における処遇改善等加算の運用の改善

1 加算の認定事務を市町村へ委譲可能であることを明記

- 都道府県、指定都市及び中核市が行う処遇改善等加算の認定に係る事務・権限に関して、認定事務等を円滑に行うため、都道府県と加算認定の実施を希望する市町村との間で協議が調った場合には、当該市町村に委譲することが可能とする。

2 加算額の使途等の明確化

- ① 加算額のうち、人事院勧告に伴う公定価格における人件費の増額改定分に係る支給額について、その全額を職員の賃金の改善に確実に充てることを明確化。
- ② 処遇改善の対象者や賃金改善額が恣意的に偏ることなく、改善が必要な職員に重点的に講じられるよう留意する必要があることを明確化。（通知第3の2）（「子育て支援に関する行政評価・監視」（平成30年11月 総務省行政評価局）での指摘を踏まえた対応）
- ③ 処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱの前年度残額については、加算当年度の賃金改善と切り分けて支払状況・予定を確認することを明確化。

※ ②・③を踏まえ、職員ごとの賃金改善額を確認する様式を賃金改善計画書・実績報告書の添付書類として位置付け、令和元年度処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱに係る実績報告書から適用。

3 算出方法等の明確化

- ① 加算Ⅰの加算率の認定に係る職員の経験年数について、施設・事業所による職歴証明書のほか、年金加入記録等による推認を認めることを通知上明確化。
- ② 法定福利費等の事業主負担分の増加に関する標準的な算式を提示。

4 基準年度の見直し

- ① 給与関係文書の保管や算定事務の負担を軽減するため、**処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ共通**で、加算の算定起点となる基準年度を「ある特定の年度」から「**加算当年度の前年度**」に見直す。※１・※２

※１ 国による処遇改善を超える賃金改善を先立って行っている施設などこれにより難しい施設については、加算当年度の３年前の年度を基準年度として選択することを可能とする。

※２ 令和２年度に限り、旧通知の基準年度（支援法による確認の効力が生じる年度の前年度（平成２６年度以前からある保育所については、平成２４年度））とすることも可能とする。

- ② その際、毎年度の**賃金改善の確認方法（加算額と賃金改善額の比較。見込額・実績額）**について、以下のとおり見直す。

- i) 加算当年度に新たに講ずべき処遇改善※１が**ある**場合（加算額の追加分が**ある**場合）は、当該施設・事業所において**加算当年度に新たに講ずべき処遇改善に係る部分に特化**して賃金改善の確認を行うこととする。

※１ 新たに講ずべき処遇改善とは、例えば、加算当年度の公定価格における加算率の改定のほか、新たな加算適用、加算前年度からの加算率の増加（キャリアパス要件の充足等）等が想定される。

- ii) 加算当年度に新たに講ずべき処遇改善が**ない**場合（加算額の追加分が**ない**場合）は、当該施設・事業所における**現年度の賃金総額と、前年度の賃金水準に人件費改定相当分を加えた額**を比較して賃金改善の確認を行う※２こととする。

※２ 加算Ⅱについては、これに加え、加算当年度における加算対象者に毎月決まって支払われる手当又は基本給の総額と加算Ⅱによる加算額とを比較して賃金改善の確認を行う。

賃金改善の確認方法の見直しイメージについては次頁表参照

【賃金改善の確認方法の見直しイメージ】

	(参考) 見直し前	見直し後	
		加算当年度に新たに講ずべき 処遇改善がある場合 (例：加算当年度の公定価格における加算 率の改定、新たな加算適用)	加算当年度に新たに講ずべき 処遇改善がない場合
基準年度	支援法による確認の効力が生じる年度 の前年度（平成26年度以前からある保 育所については、平成24年度）	加算当年度（当該加算の適用を受けようとする年度）の 前年度	
考え方	賃金改善額 ≥ 加算額 (対基準年度) (全体)	賃金改善額 ≥ 加算額 (対 加算前年度) (加算当年度追加分)	賃金総額 ≥ 賃金水準 (加算前年度) + 人件費改定相当分 (加算当年度)
イメージ図	現年度の賃金総額 加算当年度追加分 賃金改善額 加算当年度追加分 人件費改定相当分 (H25年度以降) H24 (H28) 年度の賃金水準を適用した場合の賃金総額 比較 加算当年度追加分 加算額	現年度の賃金総額 賃金改善 (加算当年度追加分) 人件費改定相当分 (加算当年度追加分) 前年度の賃金水準を適用した場合の賃金総額 比較 特定加算額 (加算当年度追加分)	人件費改定相当分 (加算当年度追加分) 前年度の賃金水準を適用した場合の賃金総額 比較 現年度の賃金総額

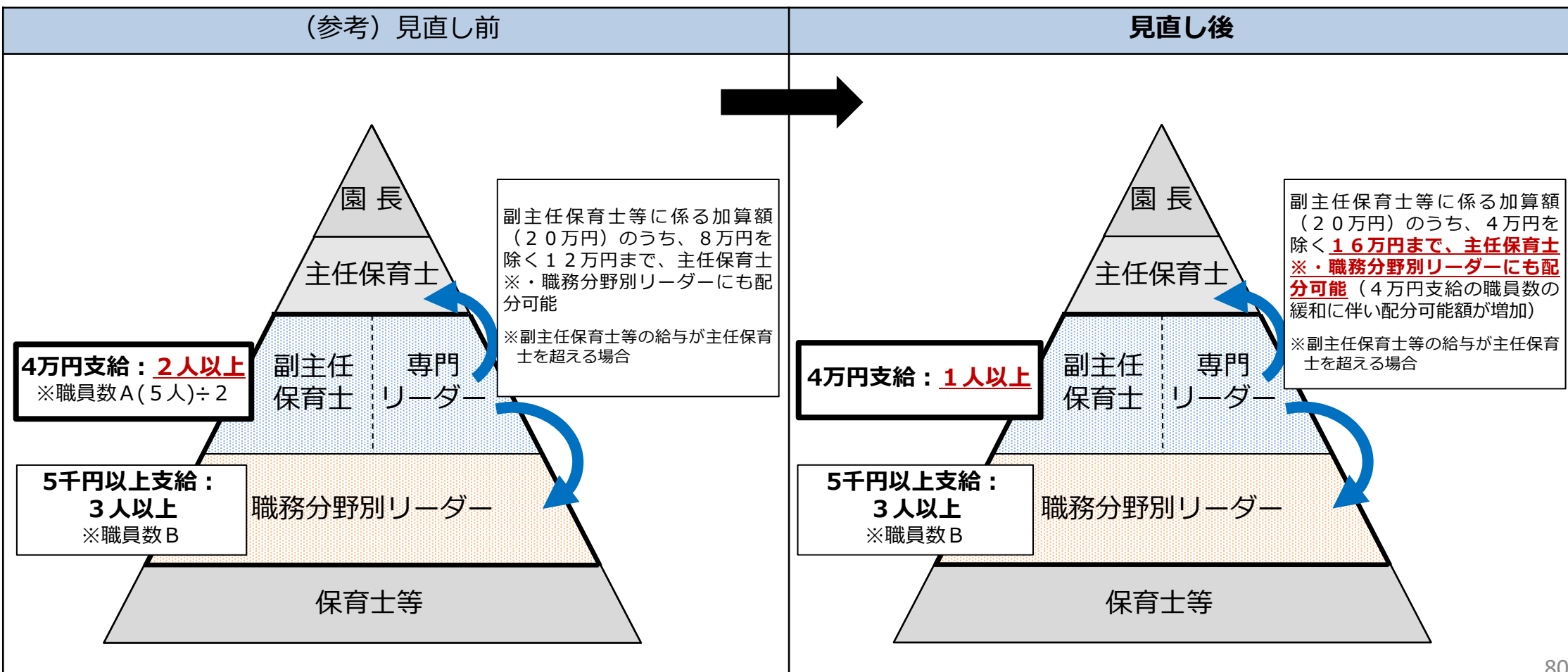
5 処遇改善等加算Ⅱの加算額の配分方法の要件緩和

- 処遇改善等加算Ⅱのうち「副主任保育士等」に係る加算額については、**実際に月額4万円の賃金改善を行う職員を一定数確保することを求めているが、各施設・事業所における人員配置や賃金体系に応じたより柔軟な対応を可能とするため、「4万円の加算額の算定対象人数の1/2（端数切捨て）以上」を「1人以上」に緩和**する。

※「加算対象人数の1/2（端数切捨て）」がゼロとなる施設・事業所についてはゼロとする。

＜定員90人（職員17人※）の保育所の場合のイメージ＞ ※園長1人、主任保育士1人、一般職員15人（保育士12人、調理員等3人）

4万円の算定対象人数(職員数A)：5人（一般職員数の1/3）、5千円の算定対象人数(職員数B)：3人（一般職員数の1/5）



【参考】「待機児童解消、子どもの貧困対策等の子ども・子育て支援施策に関する会計検査の結果について」（令和元年12月20日会計検査院）

1. 主な検査結果

子ども・子育て支援施策の予算の執行状況及び同施策の実施状況について

処遇改善等加算の残額が生じた施設や翌年度も残額が賃金改善に充当されていない施設が一定程度あった。

○処遇改善等加算Ⅰ（賃金改善要件分）関係

平成28・29年度に残額が生ずるなどした施設の割合	平成28年度：10.5%、平成29年度：12.9%
うち、翌年度も賃金改善に当てられなかったなどした施設の割合	平成28年度：23.6%、平成29年度：36.1% (両年度計357施設、6億147万円)

賃金改善総額が適切に算定されていなかった要因に関する抽出検査の事例

- 基準年度賃金総額に、国家公務員の給与改定に伴う人件費の改定状況を踏まえた部分を加えていなかった
(平成29年度：62施設中44施設)
- 基準年度における賃金水準として、同種同等の職員の賃金に当てはめず、基準年度当時の職員自身の賃金を用いた
(平成29年度：62施設中15施設)

○処遇改善等加算Ⅱ関係

平成29年度に残額が生ずるなどした施設の割合	36.0%
うち、翌年度も賃金改善に充てられなかったなどした施設の割合	17.5% (計303施設、1億1803万円)

2. 所見

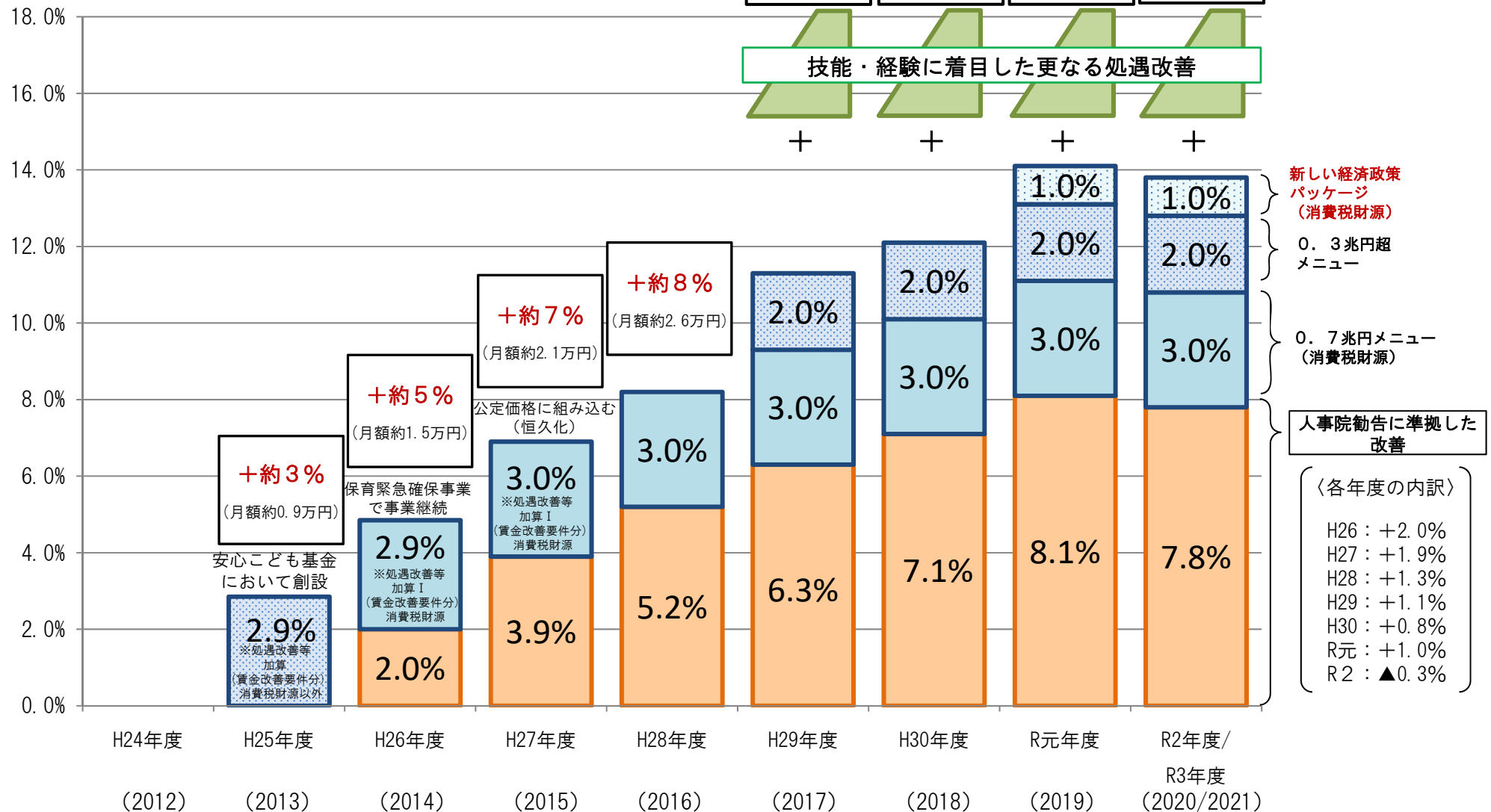
内閣府において、保育士等の処遇改善に当たり、処遇改善等加算Ⅰ（賃金改善要件分）及び処遇改善等加算Ⅱに残額が生ずるなどした場合に、保育所等がその全額を翌年度に職員の賃金改善に充てているか確認等を行うとともに、残額を確実に職員の賃金改善に充てるよう保育所等に対して指導等を行うなどするよう市町村に周知すること。



上記を踏まえ、処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱの前年度残額については、加算当年度の賃金改善と切り分けて支払状況・予定を確認する。また、昨年11月に示した職員ごとの賃金改善額を確認する様式を賃金改善計画書・実績報告書の添付書類として位置付ける。令和2年度に提出される令和元年度処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱに係る実績報告書から適用予定。

保育士等の処遇改善の推移

(改善率)



- ※ 処遇改善等加算 (賃金改善要件分) は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施
- ※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額
- ※ 上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足し上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる。

令和２年度国家公務員給与改定に伴う公定価格の人件費改定について

1. 公定価格の算定方法

- 公定価格の算定に当たっては、人件費・事業費・管理費等について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。

【参考】令和２年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定の内容

月例給は据え置き

期末手当の引下げ（▲０．０５月分）

2. 国家公務員給与改定に伴う公定価格の人件費の取扱い

- 令和２年度の国家公務員給与の改定を踏まえ、公定価格の令和２年度単価表を改定（令和２年度第３次補正予算において対応）。

※ 予算上の常勤の保育士、幼稚園教諭等に係る年額人件費：395万円→394万円(▲1万円(▲0.3%))

- 上記改定は令和３年度以降の公定価格の設定に当たっても引き継ぎ、令和３年度予算に反映。

3. 実施時期

- 単価表に係る改正告示の公布日（令和３年１月29日）の翌月分（令和３年２月分）の公定価格から適用し、令和３年２月以降の公定価格で年間の減額相当額の全額を減額。

→ 令和３年２月分及び３月分の公定価格からそれぞれ年間の減額相当額の1/2（期末手当0.025月分）を減額。

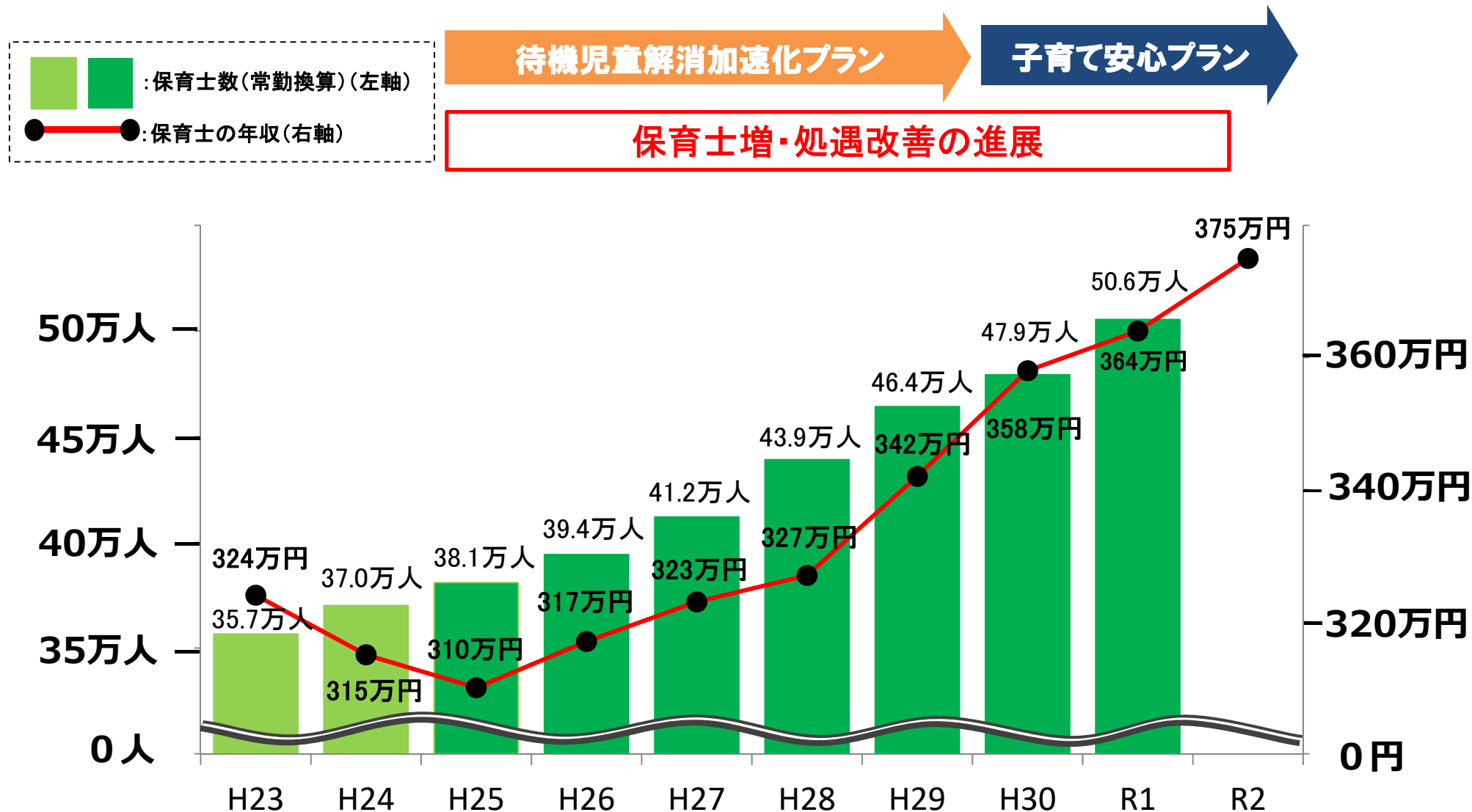
※ 令和３年度以降については、毎月の公定価格から年間の減額相当額の1/12を減額。

< 近年の人事院勧告に伴う国家公務員の給与と保育所の運営費単価の改定状況 >

	国家公務員の給与改定の主な内容	保育所運営費 〔算定されている 常勤保育士の年額人件費〕
平成20年度	・月例給 : なし ・ボーナス : なし	352万円→352万円 (-)
平成21年度	・月例給 : ▲0.2% ・ボーナス : ▲0.35月 (4.5月→4.15月)	352万円→345万円 (▲2.1%)
平成22年度	・月例給 : 55歳超▲1.5%、40歳台以上▲0.1% ・ボーナス : ▲0.2月 (4.15月→3.95月)	345万円→341万円 (▲1.2%) ※給与法の改正後に補正予算が編成されなかったため平成23年度単価から反映
平成23年度	・月例給 : 50歳台▲0.5%、40歳台後半▲0.4% ・ボーナス : なし	341万円→341万円 (-) ※国家公務員給与改定による影響無
平成24年度	・月例給 : なし ・ボーナス : なし	341万円→341万円 (-)
平成25年度	・月例給 : なし ・ボーナス : なし	341万円→341万円 (-)
平成26年度	・月例給 : +0.3% ・ボーナス : +0.15月 (3.95月→4.1月)	341万円→348万円 (+2.0%)
平成27年度	・月例給 : +0.4% ・ボーナス : +0.1月 (4.1月→4.2月)	348万円→354万円 (+1.9%)
平成28年度	・月例給 : +0.2% ・ボーナス : +0.1月 (4.2月→4.3月)	354万円→359万円 (+1.3%)
平成29年度	・月例給 : +0.2% ・ボーナス : +0.10月 (4.3月→4.4月)	359万円→363万円 (+1.1%)
平成30年度	・月例給 : +0.2% ・ボーナス : +0.05月 (4.4月→4.45月)	363万円→366万円 (+0.8%)
令和元年度	・月例給 : +0.1% ・ボーナス : +0.05月 (4.45月→4.5月)	366万円→370万円 (+1.0%)
令和2年度	・月例給 : なし ・ボーナス : ▲0.05月 (4.5月→4.45月)	370万円→369万円 (▲0.3%)

※「保育所運営費」欄の常勤保育士の年額人件費は「その他地域」の金額。

「保育士数」と「保育士の年収」の推移

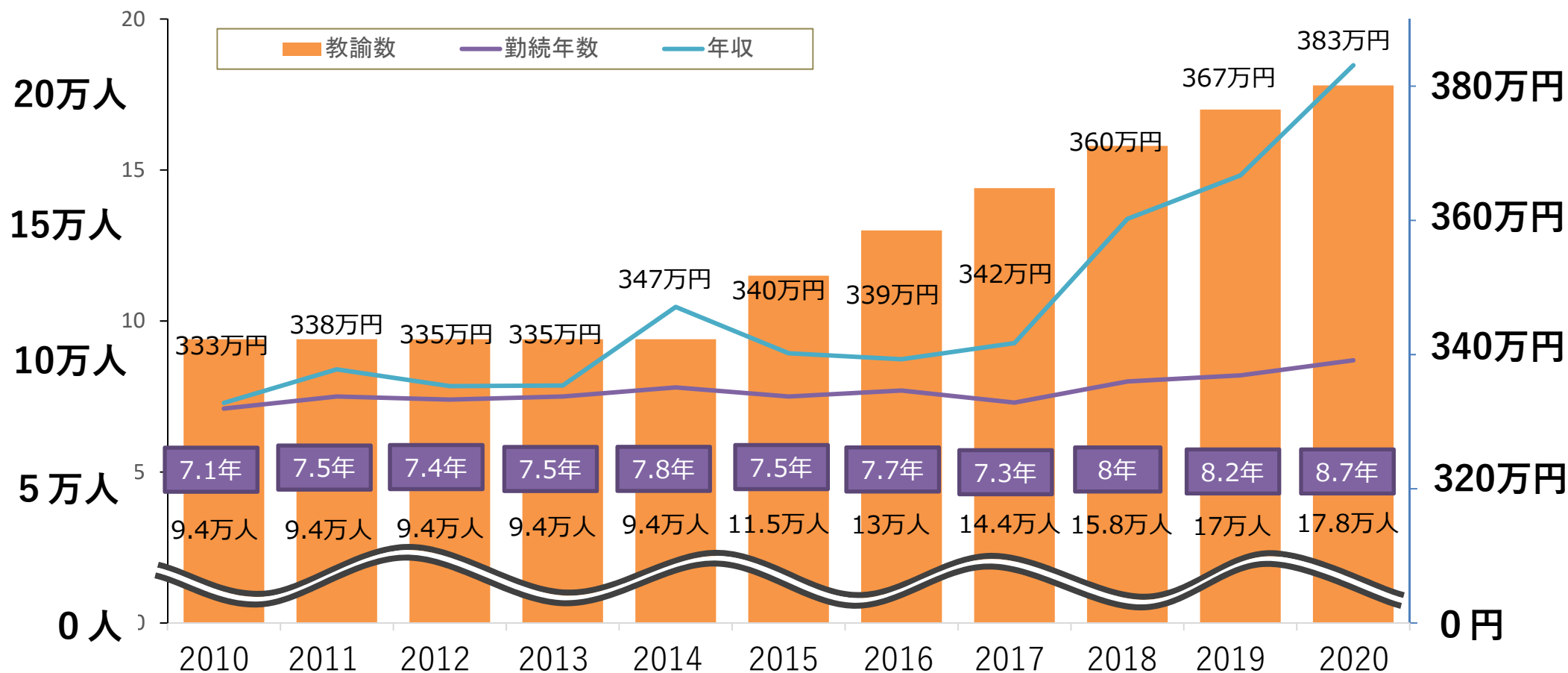


※ 「保育士数」は「社会福祉施設等調査(厚生労働省)」の各年10月1日時点の保育施設に從事する保育士の数(常勤換算従事者数)を元に、平成29年までは、厚生労働省(子ども家庭局)で保育所等の回収率(例:平成28年の回収率:93.9%、平成29年の回収率:94.3%)の変動を踏まえ、割り戻して算出したもの。平成30年以降は、全数調査から標本調査への移行により調査結果が全施設の推計値となり、回収率での割り戻しはしていないため、平成29年以前の結果との比較には留意が必要。

※ 平成27年以降は、保育教諭(主幹保育教諭、指導保育教諭、助保育教諭、講師を含む)及び小規模保育事業に從事する者のうち保育士資格保有者の数を含む。平成30年以降は、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業に從事する者のうち保育士資格保有者の数を含む。

※ 「保育士の年収」は、「賃金構造基本統計調査(厚生労働省)」における各年6月の月収と前年の賞与から算出。令和2年より、復元倍率の計算方法の変更と職種区分変更に伴う保育教諭の除外等の変更が行われていることから、令和元年以前の結果との比較には留意が必要。

「幼稚園教諭数」、「幼稚園教諭の勤続年数」及び「幼稚園教諭の年収」の推移



※「幼稚園教諭数」は、「学校基本調査」より、各年5月1日時点の幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）における主幹教諭、指導教諭、教諭、講師等（本務のみ）を合計し算出。
平成27年度より、幼保連携型認定こども園における主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、講師、教諭等（本務のみ）に、幼保連携型認定こども園における幼稚園教諭免許保持率（内閣府調べ、平成27年度は次年度等の値から推計）を乗じた数値を合計している。

※「幼稚園教諭の勤続年数」は、「賃金構造基本統計調査（厚生労働省）」における「幼稚園教諭」より引用。

※「幼稚園教諭の年収」は、「賃金構造基本統計調査（厚生労働省）」における「幼稚園教諭」の各年6月の賃金の12倍と前年の賞与を合計して算出。
同調査の「幼稚園教諭」には、平成27年度以降は幼保連携型認定こども園における保育教諭の一部が含まれる（この点については、下の勤続年数も同じ）。

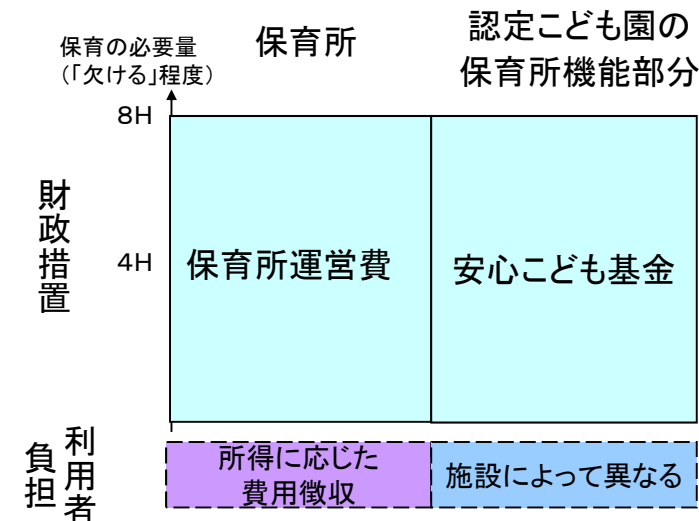
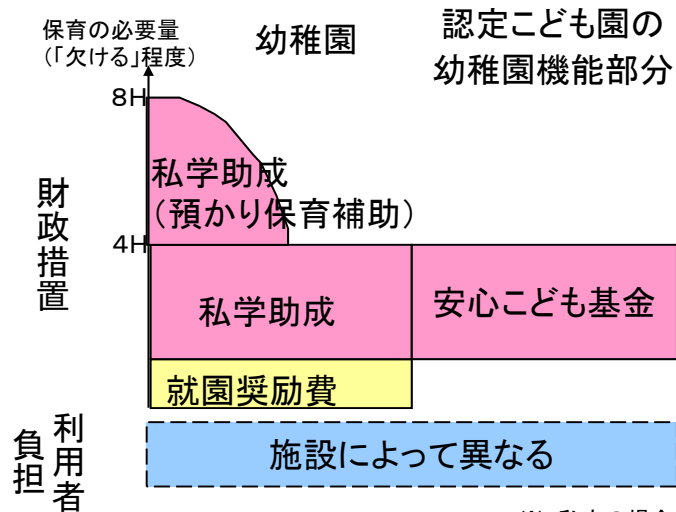
※「幼稚園教諭の勤続年数」及び「幼稚園教諭の年収」については、令和2年より「賃金構造基本統計調査（厚生労働省）」における復元倍率の計算方法の変更と職種区分変更に伴って保育教諭のデータが含まれていることから、令和元年以前の結果との比較には留意が必要。

施設型給付の構造

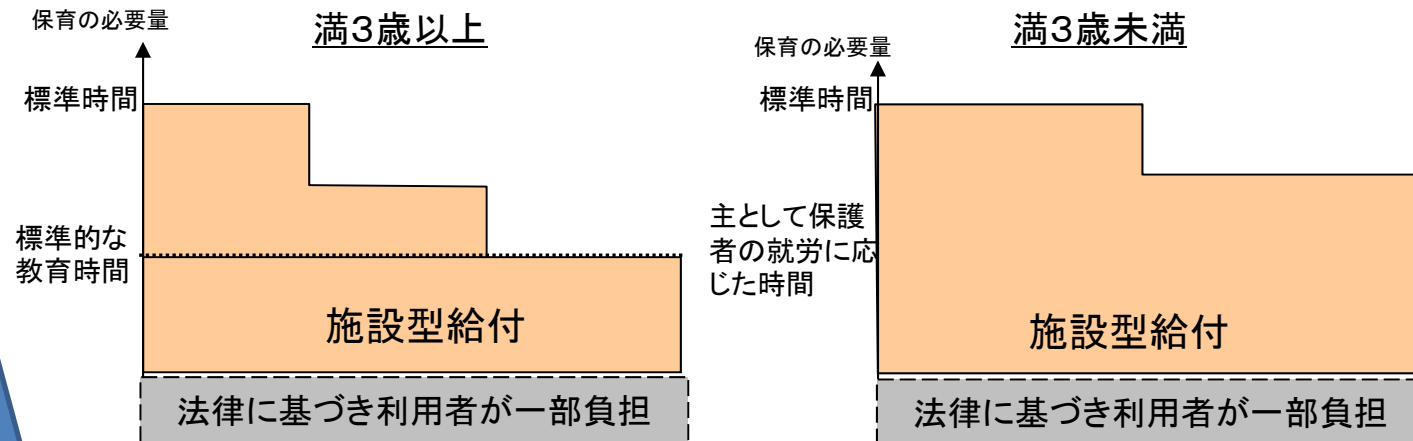
○ 施設型給付については、次のような給付構成を基本とする。

- 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

<新制度施行前>



<新制度施行後>



○ 給付に係る財政措置は次のとおり。

私立施設・・・国1／2、都道府県1／4、市町村1／4

公立施設・・・市町村10／10(地方交付税措置による一般財源)

※施設型給付には従前制度の公費に加え、消費税増収分等を財源として、公私ともに質向上等が図られる。

※私立施設の場合、0歳～2歳児相当分については、事業主拠出金の充当割合(令和3年度15.44%)を控除した後の負担割合。

※教育のみを利用する子どもに係る施設型給付の支給の基準及び費用の負担等については経過措置がある(次ページ参照)

※地域型保育給付については公私ともに国1／2、県1／4、市1／4。(ただし、0歳～2歳児相当分については、事業主拠出金の充当割合(令和3年度15.44%)を控除した後の負担割合。)

○ 私立保育所は、児童福祉法第24条に則り、市町村から委託費として支払い。

○ 新制度に移行しない幼稚園に対しては、私学助成を継続。

※満3歳以上の利用者負担は令和元年10月以降無償化。

※令和元年9月までは就園奨励費を支給。令和元年10月以降は子育てのための施設等利用給付で財政措置。

※上記の他、私立幼稚園に対しては特色ある取組(例:特別支援教育等)に私学助成を措置。

※休日保育、早朝・夜間保育についても対応する。

教育標準時間認定の子どもに係る施設型給付の構造（公定価格及び利用者負担）

- 教育標準時間認定（1号認定）の子どもに係る施設型給付については、幼稚園に係る現在の国・地方の費用負担状況や都道府県間のばらつきを踏まえ、円滑な移行のために、当分の間、全国统一費用部分（義務的経費）と地方単独費用部分（裁量的経費）を組み合わせる施設型給付として一体的に支給することとされている。（子ども・子育て支援法附則9条）

「施設型給付費」 ≡ 「公定価格」（通常要する費用）－「利用者負担額」（応能負担）

うち 「施設型給付費」（全国统一費用部分）＝「国庫負担対象額」－「利用者負担額」

「施設型給付費」（地方単独費用部分） ≡ 「公定価格」－「国庫負担対象額」

各市町村に対し、国基準に基づく給付額基準の設定を要請

「公定価格」（*1）

教育・保育に通常要する費用の額を勘案して設定

施設型給付費

（地方単独費用部分）

市町村負担＋都道府県補助
（市町村：都道府県＝1：1）

「施設型給付」

全国统一費用部分・地方単独費用部分を一括して支給

市町村から代理受領

施設型給付費

（全国统一費用部分）

国：都道府県：市町村＝2：1：1

「公定価格」と「国庫負担対象額」の差額、地域の実情等を参酌して市町村が定める額

（参考）

保育認定（2号認定・3号認定）の子ども

施設型給付費

国：都道府県：市町村＝2：1：1

「公定価格」

教育・保育に通常要する費用の額を勘案して設定

利用者負担額

（応能負担）

（*3）

「利用者負担額」

国の基準を限度として、保護者世帯の所得等を勘案して市町村が定める額

*1 国において「公定価格」（通常要する費用）を告示する。

*2 73.8%（令和3年度）であり、国の公定価格告示で明示。

*3 2号認定子どもは令和元年10月から無償化

利用者負担について

- 新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、新制度施行前の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとなる。
 - 利用者負担の切り替え時期は、市町村民税の賦課決定時期が6月となることから、直近の所得の状況を反映させる観点から年度途中で切り替えることとし、具体的な切り替え時期は、施設・事業者の事務負担や保護者への周知に要する期間等を考慮して9月とする（8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市町村民税額により決定する）。
- ※ 国が定める水準については、施設・事業の種類を問わず、同一の水準としている。

令和3年度における特定教育・保育施設等の利用者負担(月額)

- 令和3年度予算に基づき国が定める利用者負担の上限額基準(国庫(都道府県)負担金の精算基準)は、以下のとおり。
- 教育標準時間認定子ども(1号認定)及び保育認定子ども(2号認定:3～5歳児)は、令和元年10月から無償化。

保育認定の子ども(3号認定:満3歳未満)

多子カウント年齢制限なし
↓
多子カウント年齢制限有り
(小学校就学前)

区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯(～約260万円)	0円	0円
所得割課税額48,600円未満(～約330万円)	19,500円〔9,000円〕	19,300円〔9,000円〕
所得割課税額57,700円未満〔77,101円未満〕(～約360万円)	30,000円〔9,000円〕	29,600円〔9,000円〕
所得割課税額97,000円未満(～約470万円)	30,000円	29,600円
所得割課税額169,000円未満(～約640万円)	44,500円	43,900円
所得割課税額301,000円未満(～約930万円)	61,000円	60,100円
所得割課税額397,000円未満(～1,130万円)	80,000円	78,800円
所得割課税額397,000円以上(1,130万円～)	104,000円	102,400円

※1 〔 〕書きは、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)の額。

※2 満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担額は、3号認定の額を適用する。

※3 小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降(年収約360万円未満相当のひとり親世帯等については2人目以降)については0円とする。ただし、年収約360万円未満相当の世帯においては多子のカウントにおける年齢制限を撤廃する。

※4 給付単価を限度とする。

多子世帯の利用者負担軽減について

- 2、3号認定は、小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に、**第2子 半額、第3子以降 無償** とする。
- 年収約360万円未満相当世帯**については、**第2子半額、第3子以降完全無償**（平成28年度から年齢制限撤廃）。

※1号認定は、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、多子世帯であるか否かにかかわらず、無償。

多子軽減の計算の考え方

(5歳)	第1子		利用者負担 無償
(4歳)	第2子		利用者負担 無償
(3歳)			
(2歳)	第3子		無償
(1歳)			
(0歳)			

小3 小1 対象外  小学校 3年生 (第1子) ※小1以上は カウントしない			
(5歳)			
(4歳)	第1子の扱い		利用者負担 無償
(3歳)			
(2歳)	第2子の扱い		半額
(1歳)			
(0歳)			

年収約360万円未満相当世帯

(小1～)	第1子		
(5歳)			※多子計算に係る年齢制限を撤廃
(4歳)	第2子		利用者負担 無償
(3歳)			
(2歳)	第3子		無償
(1歳)			
(0歳)			

利用者負担に関する関係条文

◎特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 (平成26年内閣府令第39号)

(利用者負担額等の受領)

第13条

- 1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額…（中略）…の支払を受けるものとする。
 - 2 略
 - 3 特定教育・保育施設は、前二項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
 - 4 特定教育・保育施設は、前三項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
 - 一 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
 - 二 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
 - 三 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用
 - イ 次の（１）又は（２）に掲げる満三歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（１）又は（２）に定める金額未満であるものに対する副食の提供
 - （１） 法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 七万七千一百円
 - （２） 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。ロ（２）において同じ。） 五万七千七百円（令第四条第二項第六号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、七万七千一百円）
 - ロ 次の（１）又は（２）に掲げる満三歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第一学年から第三学年までに在籍する子どもをいう。以下ロにおいて同じ。）が同一の世帯に三人以上いる場合にそれぞれ（１）又は（２）に定める者に該当するものに対する副食の提供（イに該当するものを除く。）
 - （１） 法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども（そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。）である者
 - （２） 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。）である者
 - ハ 満三歳未満保育認定子どもに対する食事の提供
 - 四 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用
 - 五 前四号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定教育・保育施設は、前四項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 特定教育・保育施設は、第三項及び第四項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第四項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

基本負担額

国基準を限度として世帯所得等を勘案して市町村が定める額（※）

特定負担額

質向上の対価
(いわゆる上乗せ徴収)

施設による徴収

事前手続

用途・額・理由
の書面明示、保護者への説明・同意が必要（上乗せ徴収は書面同意）

VII. 幼児教育・保育の無償化

幼児教育・保育の無償化の実施に関する主な経緯

・平成26年度～	毎年度、幼児教育・保育の段階的無償化を実施
・平成29年12月8日	「新しい経済政策パッケージ」（閣議決定）
・平成30年5月31日	「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」（とりまとめ）
・平成30年6月15日	「経済財政運営と改革の基本方針2018」（閣議決定）
・平成30年10月15日	国と地方の協議の場
・平成30年11月21日	教育の無償化に関する国と地方の協議
・平成30年12月3日	教育の無償化に関する国と地方の協議
・平成30年12月17日	国と地方の協議の場
・平成30年12月25日	幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会（第1回）
・平成30年12月28日	「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（関係閣僚合意）
・平成31年2月14日	幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会（第2回）
・令和元年5月10日	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立

幼児教育の段階的無償化の取組み

各年度予算措置	負担軽減の内容
平成26年度予算 公費:312億円 (国:104億円、 地方:208億円)	幼稚園の保育料について ・生活保護世帯の保育料6,600円を無償化 ・第2子は半額、第3子以降は無償とする軽減措置の所得制限(年収約680万円まで)を撤廃
平成27年度予算 公費:189億円 (国:60億円、 地方:129億円)	幼稚園の保育料について ・市町村民税非課税世帯(年収約270万円まで)の保育料を9,100円から3,000円に引き下げ
平成28年度予算 公費:382億円 (国費:126億円、 地方:256億円)	年収360万円未満相当の世帯の幼稚園・保育所等の保育料について ・兄弟の年齢に関わらず、第2子は半額、第3子以降は無償 ・ひとり親世帯においては、第1子は半額、第2子以降は無償
平成29年度予算 公費:69億円 (国費:24億円、 地方:45億円)	市町村民税非課税世帯の幼稚園・保育所等の保育料について ・第2子完全無償化 年収360万円未満相当の世帯の幼稚園・保育所等の保育料について ①ひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置の拡充 ②①以外の世帯において、1号認定子どもの負担軽減
平成30年度予算 公費:56億円 (国費:21億円、 地方:35億円)	幼稚園等の保育料について ・1号認定こどものうち、年収約360万円未満相当世帯の第1子及び第2子の負担軽減

(参考) 平成26年以降に進めてきた幼児教育の段階的な無償化に係る財源の負担割合は以下の通り。

- ・ 特定教育・保育施設については施設型給付における負担割合(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)
- ・ 新制度未移行幼稚園については就園奨励費補助事業における負担割合(国1/3、市町村2/3)
- ・ 公立施設については施設型給付における負担割合(市町村10/10)。 ※ 地方交付税措置

幼児教育・保育の無償化の概要

1. 総論

- 「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」、「幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針」等を踏まえ、令和元年5月10日 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立。同年10月1日から実施。
- 趣旨：幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成や義務教育の基礎を培う幼児教育の重要性

2. 対象者・対象範囲等

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

- 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化
 - ※ 新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化
 - ※ 開始年齢…原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化
 - ※ 保護者が直接負担している通園送迎費、食材料費、行事費などは、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。3～5歳は施設による徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）
- 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

(2) 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化
 - ※ 保育の必要性の認定
 - ※ 預かり保育は子ども・子育て支援法の一部の一時預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督

(3) 認可外保育施設等

- 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化
 - ※ 認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象
 - ※ 上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象
 - ※ 都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定
- 0～2歳：保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

- 認可外保育施設等における質の確保・向上に向けて以下の取組を実施

- ・ 児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等（認可施設への移行支援、巡回支援指導員の配置の拡充、指導監督基準の見直し等）
- ・ 市町村における、対象施設を特定する確認や、必要に応じた施設への報告徴収、勧告、命令、確認の取消し、都道府県知事に対する協力要請
- ・ 都道府県等有する認可外保育施設の情報を市町村が確認可能とする情報共有システムの構築
- ・ 5年間の経過措置について、法施行後2年を目途に見直す旨の検討規定
- ・ 5年間の経過措置中の措置として、市町村が保育の需給状況等を勘案し、条例により対象施設の範囲を定めることを可能とする仕組み

3. 財源

（1）負担割合

- 財源負担の在り方：国と地方で適切な役割分担をすることが基本。消費税増収分を活用し必要な地方財源を確保
- 負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。ただし、公立施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）は市町村等10/10

（2）財政措置等

- 初年度の取扱い：初年度（令和元年度）に要する経費を全額国費で負担
- 事務費：初年度と2年目を全額国費。認可外保育施設等の5年間の経過措置期間に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置
- システム改修費：平成30年度・令和元年度予算を活用して対応

4. 就学前の障害児の発達支援

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについて、利用料を無償化
- 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

5. その他

- 幼児教育・保育の無償化に関する様々な課題について、P D C Aサイクルを行うため、国と地方自治体による協議を継続して実施
- 支払方法：新制度の対象施設… 現物給付を原則。未移行幼稚園… 市町村が実情に応じて判断（現物給付の取組を支援）
認可外保育施設等… 償還払いを基本としつつ、市町村が地域の実情に応じて現物給付とすることも可

幼児教育・保育の無償化（概要）

生涯にわたる人格形成や義務教育の基礎を培う幼児教育の重要性、幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策を目的として、「新しい経済政策パッケージ」等を踏まえ、令和元年10月より実施。

- 3～5歳の保育所等の利用料を無償化等を実施（下記参照）。対象人数は約300万人。
- 財源は、国と地方で適切な役割分担をすることが基本であり、消費税増収分を活用し必要な地方財源を確保。（元年度は事業費・事務費ともに全額国費で負担、事務費は2年度も全額国費、3～5年度も一部全額国費、令和3年度の事務費は地方財政措置）（令和3年度予算は事業費8,858億円（公費））
- 幼児教育・保育の無償化に関する様々な課題について、PDCAサイクルを行うため、国と地方自治体による協議（知事会・市長会・町村会から推薦された首長等がメンバー）を継続して実施。

<無償化前>

施設等の種類	認定区分		歳児クラス	保 育 料 (月額)
子ども 子育て 支 援 新制度 対象園	教育・保育給付	1号	3歳～5歳 (新制度幼稚園、認定こども園)	所得に応じて徴収 (最大25,700円)
		2号	共働き家庭等の 3歳～5歳 (保育所等、認定こども園)	所得に応じて徴収 (平均37,000円)
		3号	共働き家庭等の 0歳～2歳 (保育所等、認定こども園)	所得に応じて徴収 (平均42,000円)
私学助成園			3歳～5歳 (新制度未移行幼稚園)	所得に応じて還付 (最大25,700円)
認可外保育 施設等			共働き家庭等の 3歳～5歳 (保育所等、認定こども園)	所得に応じて徴収
			共働き家庭等の 0歳～2歳 (保育所等、認定こども園)	所得に応じて徴収

<無償化後>

認定区分		保 育 料 (月額)	預かり保育等利用料 (月額)
教育・保育給付	1号	所得にかかわらず 0円(不徴収)	+ 所得にかかわらず 11,300円を上限に給付 ※共働き家庭等の場合のみ
	2号	所得にかかわらず 0円(不徴収)	
	3号	市町村民税非課税世帯は 0円(不徴収)	
施設等利用給付 (新設)	1号	所得にかかわらず 25,700円を上限に給付 ※保育料が上限額を上回る場合の 差額は引き続き保護者の負担	+ 所得にかかわらず 11,300円を上限に給付 ※共働き家庭等の場合のみ
	2号	所得にかかわらず 37,000円を上限に給付 ※保育料が上限額を上回る場合の 差額は引き続き保護者の負担	
	3号	市町村民税非課税世帯は 42,000円を上限に給付 ※保育料が上限額を上回る場合の 差額は引き続き保護者の負担	

+

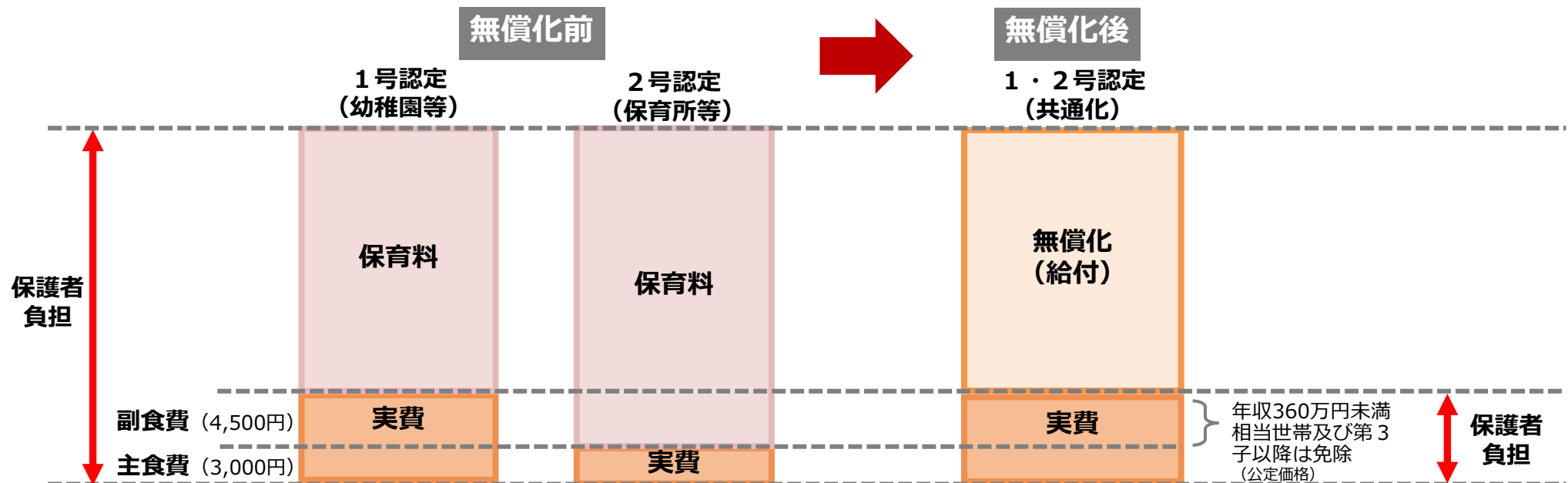
預かり保育を実施していない場合
や十分な実施水準ではない場合、
預かり保育の残額の範囲で認可
外保育施設等の利用が可能

+

幼児教育無償化に伴う食材料費（副食費）の取扱い

食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、施設による徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化に当たっても、この考え方を維持することを基本とし、以下のような取扱いとする。

- 1号認定子ども（幼稚園等）・2号認定子ども（保育所等（3～5歳））は、主食費・副食費ともに、施設による徴収（現在の主食費の負担方法）を基本とする。（負担方法は変わるが、保護者が負担することはこれまでと変わらない。）
 - 生活保護世帯やひとり親世帯等（※）については、引き続き公定価格内で副食費の免除を継続する（現物給付）。
※ 生活保護世帯・里親、市町村民税非課税世帯・ひとり親世帯・在宅障害児がいる世帯の一部の子及び第3子以降
 - さらに、副食費の免除対象を拡充し、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降とする。
- 3号認定子ども（保育所等（0～2歳））は、無償化が住民税非課税世帯に限定されるため、現行の取扱いを継続する。



○副食費の免除対象の範囲

年収360万円未満相当（1号：第Ⅲ階層、2号：第Ⅳ階層の一部まで）の世帯の全ての子ども及び全所得階層の第3子以降を対象に副食費を免除するとともに、相当額を公定価格の給付において加算する。

・1号認定子ども

第1階層（生活保護世帯）		第1子	第2子	第3子以降
第2階層（年収270万円未満相当）				
	うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
	その他	第1子	第2子	第3子以降
第3階層（年収360万円未満相当）				
	うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
	その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層（年収680万円未満相当）		第1子	第2子	第3子以降
第5階層（年収680万円相当以上）		第1子	第2子	第3子以降

これまで保育料が無償化され、副食費についても補足給付事業により免除されており、引き続き給付費により免除する範囲

これまで保育料が無償化されているが、副食費については、今回新たに免除する範囲

今回、新たに副食費を免除する範囲

・2号認定子ども

第1階層（生活保護世帯）		第1子	第2子	第3子以降
第2階層（年収260万円未満相当）				
	うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
	その他	第1子	第2子	第3子以降
第3階層（年収330万円未満相当）				
	うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
	その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層（年収360万円未満相当）				
	うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
	その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層（年収470万円未満相当）		第1子	第2子	第3子以降
第5階層（年収640万円未満相当）		第1子	第2子	第3子以降
第6階層（年収930万円未満相当）		第1子	第2子	第3子以降
第7階層（年収1,130万円未満相当）		第1子	第2子	第3子以降
第8階層（年収1,130万円相当以上）		第1子	第2子	第3子以降

これまで保育料が無償化されており、引き続き副食費を免除する範囲

今回、新たに副食費を免除する範囲

※ 多子のカウント方法については、これまでの保育料の多子軽減と同じ取扱いとする。

	1号	2・3号
年収360万円未満相当	年齢に関わらず世帯の子の数による	年齢に関わらず世帯の子の数による
年収360万円相当以上	3歳～小学校3年生までの子	0歳～小学校就学前までの子

1. 特定子ども・子育て支援施設等に対する指導監査について

(1) 都道府県と市町村の役割について

法第7条第10項各号に定める子ども・子育て支援施設等は、

- 施設の設置や事業の開始にあたり、学校教育法や児童福祉法に基づき、**都道府県**に認可や認定の申請又は届出を行う。

- 子ども・子育て支援の提供にあたり、子ども・子育て支援法に基づき、**市町村**に確認の申請を行い、確認を受ける。

そのため、都道府県は

- 認可・認定、届出を受理した施設等に対して、学校教育法や指導監督基準等に基づき、**指導監督や立入調査等**を実施
- 基準遵守の観点から各法令・通知等に基づき指導監督・立入調査・報告徴収・検査等を実施（これまでと同様の役割）

市町村は

- 確認した施設・事業に対して、設置に関する基準(法第58条の4第1項)と運営に関する基準(第2項)について**指導し監査**を実施
 - ただし、設置に関する基準については、都道府県が指導監督等を実施するため、市町村は主に運営に関する基準について指導監査を行う。
- 指導…法第30条の3において準用する法第14条第1項に基づく
監査…法第58条の8第1項に基づく

子ども・子育て支援施設等 (法第7条第10項)	都道府県 上段：認可・認定、届出の受理 下段：指導監督や立入調査等の基準	市町村 上段：設置に関する基準（法第58条の4第1項） 下段：運営に関する基準（法第58条の4第2項）
幼稚園・特別支援学校	認可：学校教育法第4条第1項 基準：学校教育法第3条	設置基準：学校教育法第3条 運営基準：運営に関する基準第53条～第61条
認可外保育施設	届出：児童福祉法第59条の2第1項 基準：認可外保育施設指導監督基準	設置基準：子ども・子育て支援法施行規則第1条 （認可外保育施設指導監督基準に定める内容） 運営基準：運営に関する基準第53条～第61条
認定こども園で実施する 預かり保育事業	認可：認定こども園法第17条第1項 認定：同法第3条第1項若しくは第3項 基準：児童福祉法施行規則第36条の3第5第1項	設置基準：子ども・子育て支援法施行規則第1条の2 （児童福祉法施行規則第36条の3第5第1項に定める内容） 運営基準：運営に関する基準第53条～第61条
幼稚園又は特別支援学校で 実施する預かり保育事業	認可：学校教育法第4条第1項 基準：児童福祉法施行規則第36条の3第5第1項	設置基準：児童福祉法施行規則第36条の3第5第1項 運営基準：運営に関する基準第53条～第61条
一時預かり事業	届出：児童福祉法第34条の1第2第1項 基準：児童福祉法施行規則第36条の3第5第1項	設置基準：児童福祉法施行規則第36条の3第5第1項 運営基準：運営に関する基準第53条～第61条
病児保育事業	届出：児童福祉法第34条の1第8第1項 基準：病児保育事業実施要綱	設置基準：子ども・子育て支援法施行規則第1条の3 （病児保育事業実施要綱に定める内容） 運営基準：運営に関する基準第53条～第61条
子育て援助活動支援事業	届出：社会福祉法第69条第1項 基準：子育て援助活動支援事業実施要綱	設置基準：子ども・子育て支援法施行規則第1条の4 運営基準：運営に関する基準第53条～第61条

1. 特定子ども・子育て支援施設等に対する指導監査について

(2) 都道府県と市町村の連携について

- ① 同一の特定子ども・子育て支援提供者に対して、複数の法令や基準等の内容が密接に関連することが見込まれることから、都道府県及び市町村は相互に連携して対応する等、効率的・効果的に実施するよう努められたい。
- ② 適切な特定子ども・子育て支援の提供のためには、これら施設等における安全確保が必要不可欠である。このため都道府県が行う指導監督や立ち入り調査等は、今後大変重要なものであるが、市町村が指導等において、都道府県よりも先に重大事故の発生又は子どもの生命・心身への重大な被害が生じる恐れがある状態を発見した場合は、速やかに都道府県に情報提供を行うとともに、一刻も早い危険の除去に努められたい。

(3) 市町村の指導監査について

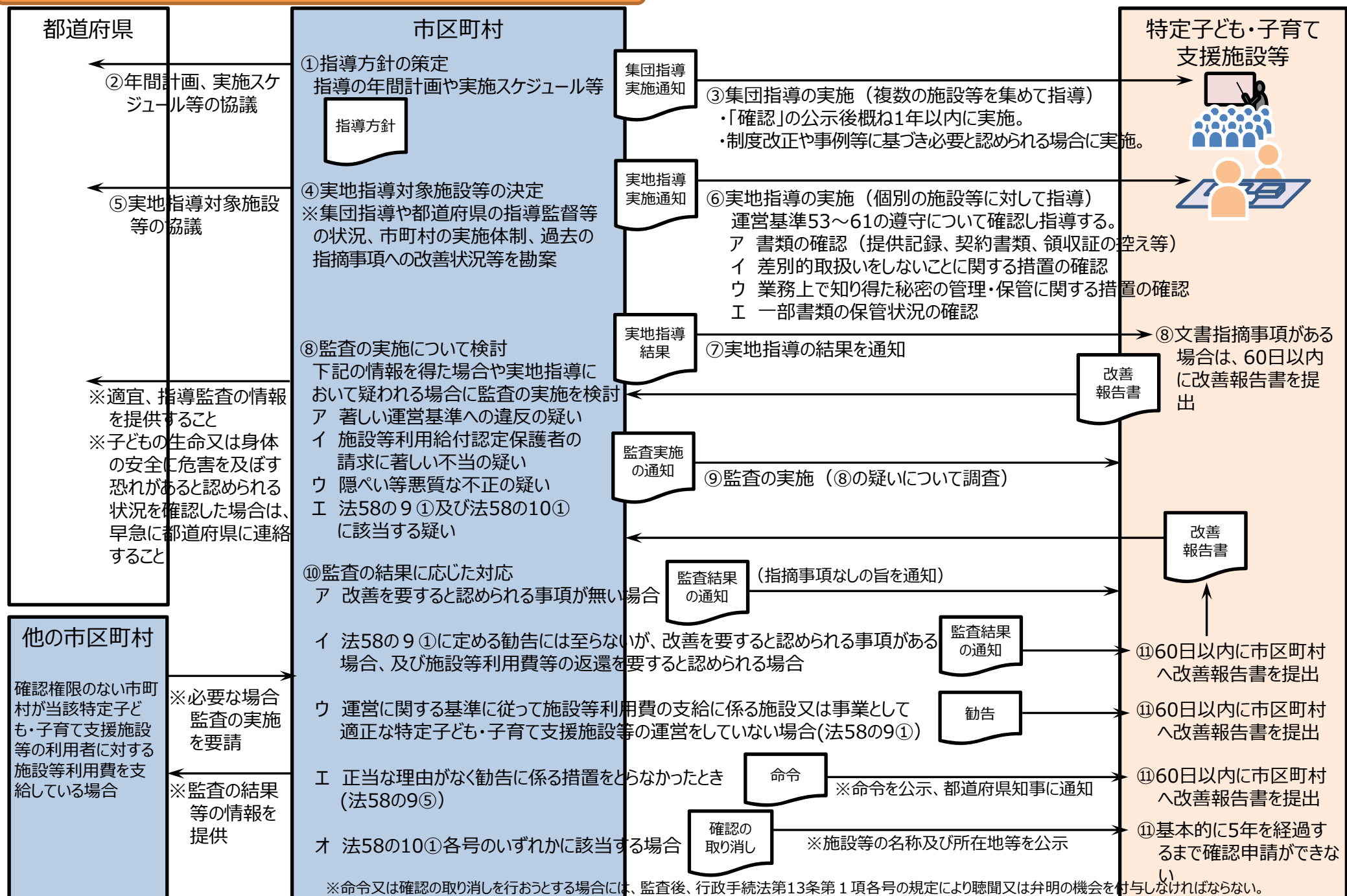
	目 的	法令の根拠	市町村が実施すること	指 針
指導	特定子ども・子育て支援施設等に「運営基準※」を遵守させ、市町村における施設等利用費の支給事務の適正性を確保することを目的とする。	法第30条の3において準用する 法第14条第1項	特定子ども・子育て支援施設等に対し、運営基準第53条～第61条の規定の内容について集団指導・実地指導により周知徹底し、施設等利用費の支給における過誤・不正の防止を図る。	特定子ども・子育て支援施設等指導指針
監査	※特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第53条～第61条	法第58条の8第1項	運営基準への違反等の情報があった場合や、実地指導の結果により、特に必要と認める場合に監査を実施する。	特定子ども・子育て支援施設等監査指針

※市町村の指導監査は、令和2年度から実施することとしている。

※集団指導は、市町村が新年度開始前に、特定子ども・子育て支援施設等に対して、幼児教育・保育の無償化事務の実施方法や、施設等の運営に関する基準の遵守等について、講習等の方法により実施することとしている。

1. 特定子ども・子育て支援施設等に対する指導監査について

(4) 市町村における指導監査の流れ



2. 特定子ども・子育て支援施設等指導指針

(1) 指導方針

- 市町村は、特定子ども・子育て支援施設等に対し、運営基準第53条～第61条の規定の内容について周知徹底させるとともに、施設等利用費の支給における過誤・不正の防止を図るため、計画的な指導を実施すること。

- ① 年間計画等の策定・・・特定子ども・子育て支援施設等に対する指導の年間計画や実施スケジュールの策定
- ② 指導結果の通知・・・手段、時期、指摘事項への改善指導、改善結果の確認方法等の明確化と着実な実施（公表含む）

(2) 指導の手法

集団指導と実地指導を行うこと。

(3) 実施体制

- ① 実地指導は、幼児教育・保育の無償化・会計に係る知識と経験を有する者を含めること。
- ② 実施指導の対象件数と実施スケジュールに応じて、同時に複数箇所への実施が必要な場合が生じることに留意すること。
- ③ 実地指導に十分な体制が確保できない場合は、限られた体制においても全ての実地指導ができるよう、事前に提出を受ける書類を庁内で十分に検査するために人員と期間を用意する等の対応をとること。
- ④ 実地指導は、都道府県の指導監督や立入調査等と合同で実施するように努めること。
- ⑤ 新制度移行済み幼稚園及び認定こども園が実施する預かり保育事業に対する実地指導は、幼稚園及び認定こども園に対する施設型給付についての実地指導の際に行うなど、効率的に実施すること。

(4) 監査への変更

実地指導中に、次に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに確認監査を行うことができる。

- ① 特定子ども・子育て支援施設等において著しい運営基準への違反が確認された場合
- ② 特定子ども・子育て支援施設等及び施設等利用給付認定保護者の施設等利用費の請求に、著しい不当が疑われる場合
- ③ 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合
- ④ 上記のほか、特定子ども・子育て支援施設等が法第58条の9第1項各号及び第58条の10第1項各号に該当することが疑われる場合

(5) 都道府県への情報提供

- 市町村は、上記（４）①～③に該当する状況を確認した場合は、都道府県に対して、集団指導の概要、実地指導の指導結果、改善報告の内容について情報提供を行う（政令指定都市、中核市の場合も含む）こと。
- 実地指導中に、子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼす恐れがあると認められる状況を確認した場合は、速やかに都道104府県に情報提供を行うとともに、一刻も早い危険の除去に努めること。

3. 特定子ども・子育て支援施設等監査指針

(1) 監査の実施・目的

●監査は、次の①から④までに該当する情報があり、特に必要があると認める場合に実施すること。また、事案の緊急性・重大性を踏まえ、必要に応じて、事前通告なく監査を行うことが適切な場合があることに留意すること。

- ① 特定子ども・子育て支援施設等において著しい運営基準への違反が確認された場合
- ② 特定子ども・子育て支援施設等及び施設等利用給付認定保護者の施設等利用費の請求に、著しい不当が疑われる場合
- ③ 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合
- ④ 上記のほか、特定子ども・子育て支援施設等が法第58条の9第1項各号及び第58条の10第1項各号に該当することが疑われる場合

※「特定子ども・子育て支援施設等指導指針」の「7 監査への変更」に基づき、監査に移行した場合も含む

●監査を実施する目的は、市町村長が事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることであること。

(2) 監査の方法等

- 詳細は次のページ

(3) 他の市町村との情報共有

- ① 確認権限のない市町村が当該特定子ども・子育て支援施設等の利用者に対する施設等利用費を支給している場合で、上記（1）の情報を取得し、違反疑義等の確認について特に必要があると考えられるときは、確認権限のある市町村に当該特定子ども・子育て支援施設等の監査の実施を要請することができる。
- ② 確認権限のある市町村が、上記①の要請を受けて、当該特定子ども・子育て支援施設等の監査を実施する場合は、監査結果や改善報告書等について、要請を行った市町村のほか、特定子ども・子育て支援施設等の利用者に対する施設等利用費を支給している市町村にも情報提供を行う。

(4) 都道府県への情報提供

市町村は都道府県に対して、監査結果、改善報告の内容、行政上の措置等について、必要に応じて情報提供を行うこと。
（政令指定都市、中核市の場合も含む）

3. 特定子ども・子育て支援施設等監査指針

監査の手順	説 明
実施通知	監査を行うことが決定したときは、監査の根拠規定、目的、場所、担当者及び準備すべき書類等を第1号様式により設置者等に対して通知すること。 ただし、実地指導中に監査への変更を行った場合等、これにより難しい場合は、この限りではない。
結果通知	監査の結果、法第58条の9第1項に定める勧告には至らないが、改善を要すると認められる事項がある場合、及び施設等利用費等の返還を要すると認められる場合は、第2号様式によりその旨の通知を行うこと。 なお、改善を要すると認められる事項が無い場合は、第3号様式により通知を行うこと。
改善報告書の提出	第2号様式により通知した文書指摘事項については、通知から60日以内に第4号様式により改善報告を求めること。
行政上の措置	① 勧告 市町村長は、法第58条の9第1項に基づき、次のアからウまでに該当すると認めるときは、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、基準を遵守すること等を勧告することができる。 ア. 幼稚園又は特別支援学校の設置者及び一時預かり事業を行う者（国及び地方公共団体（公立大学法人を含む。）を除く。）を除く特定子ども・子育て支援提供者が、内閣府令で定める基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合 ※市町村長は、幼稚園又は特別支援学校の設置者及び一時預かり事業を行う者（国及び地方公共団体（公立大学法人を含む。）を除く。）が設置基準及び一時預かり事業基準に従って施設等利用費の支給に係る事業として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をしていないと認めるときは、都道府県知事に通知しなければならない（法第58条の9第2項及び同条第3項）。 イ. 法第58条の4第2項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合 ウ. 法第58条の6第2項に規定する便宜の提供を施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正に行っていない場合 勧告は、原則として第5号様式により行い、特定子ども・子育て支援提供者に勧告から60日以内に第4号様式により改善報告書を提出させること。 なお、当該特定子ども・子育て支援提供者が期限内にこれに従わなかったときは、市町村長は、法第58条の9第4項に基づき、その旨を公表することができる。

3. 特定子ども・子育て支援施設等監査指針

監査の手順	説 明
行政上の措置	② 命令 市町村長は、特定子ども・子育て支援提供者が正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかったときは、法第58条の9第5項に基づき、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。 命令は、原則として第6号様式により行い、特定子ども・子育て支援提供者に命令から60日以内に第4号様式により改善報告書を提出させること。 なお、市町村長が命令を行ったときは、法第58条の9第6項に基づき、その旨を公示するとともに、遅滞なくその旨を当該特定子ども・子育て支援施設等の認可等を行った都道府県知事等に通知しなければならない。 ③ 確認の取消し等 市町村長は、特定子ども・子育て支援施設等が法第58条の10第1項各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定子ども・子育て支援施設等に係る確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止（以下「確認の取消し等」という。）することができる。 また、市町村長が確認の取消し等をしたときは、法第58条の11第3項の規定に基づき、遅滞なく、当該特定子ども・子育て支援を提供する施設等の名称及び所在地等を公示しなければならない。
聴聞等	監査の結果、当該設置者等に対して、命令又は確認の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）を行おうとする場合には、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定により聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない（同条第2項各号に該当する場合を除く。）。

VIII. 私立幼稚園の新制度への 移行について

私立幼稚園の新制度への円滑移行について

(平成26年4月10日付け三府省事務連絡の概要)

私立幼稚園が、市町村が実施主体である新制度に円滑に移行できるよう、以下の事項に留意して対応

主な課題

対応

市町村と幼稚園の関係構築、
体制整備

- 市町村による私立幼稚園の状況把握、関係構築等
- 都道府県(私学担当)による市町村への支援
- 地方版子ども・子育て会議等への幼稚園関係者の参画

計画に基づく
認定こども園や新制度への円滑な移行支援

- 都道府県等計画における必要量(ニーズ)が供給を下回っても、認定こども園への移行希望を踏まえ、計画の必要量に上乗せして、都道府県による認可が受けられる仕組みと運用の確保
- 新制度への移行の時期は、27年度に限られず、いつでも可能(意向は毎年確認予定)
- 調理施設等の施設整備支援や認定こども園の運営費支援などの積極的な活用

施設型給付の適正な実施
(公定価格の「二階建て」(注)対応)

- 標準的な給付水準を踏まえた国基準に基づき国庫負担・補助額や地財措置を設定
- 市町村は、国基準に基づき市町村の給付額を設定
- 仮に、国基準と異なる額を設定する場合には、費用等の実態を十分に踏まえるとともに、下回る場合には合理的な理由説明を実施

- 給付額の設定・一時預かり単価・条件等について、国基準と異なる場合は、市町村の子ども・子育て会議等で審議
- 都道府県の子ども・子育て会議等で、域内市町村の実施状況等を報告・審議

一時預かり事業(幼稚園型)
の適正な実施

- 幼稚園の実施状況、意向等を把握し、保護者のニーズに基づく事業の実施が必要。特に、新制度への移行により幼稚園の預かり保育・一時預かり事業の利用が継続できず、保護者の混乱を招くことのないよう十分な配慮が不可欠。
- 仮に、市町村が何らかの条件等を設ける場合には、保護者のニーズ等を十分に踏まえた合理的な理由説明を実施

- 国において、各市町村の額や理由などの実施状況を調査・公表

(注)教育標準時間認定子ども(1号認定子ども)に係る施設型給付費の額は、当分の間、市町村が定めることとされ、その財源構成は、国及び都道府県が3/4を負担する「一階部分」と、都道府県が一定割合を補助する「二階部分」に分かれる。

令和2年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況等調査の結果（抜粋）

- ・調査対象 全ての都道府県、市区町村 ※東京都の離島等9市区町村を除く 私立幼稚園及び私立幼稚園から移行した認定こども園
(再開の見込みのない園を除く)
- ・調査時点 2020年4月1日

(1) 私立幼稚園の新制度への移行状況（実績）

＜母数：7,713園＞

	2015年4月1日		2016年4月1日		2017年4月1日		2018年4月1日		2019年4月1日		2020年4月1日	
新制度に移行した 私立幼稚園	1,884園	23.2%	2,387園 〈前年+503園〉	29.2% 〈前年+6%〉	2,931園 〈前年+544園〉	36.4% 〈前年+7.2%〉	3,271園 〈前年+340園〉	41.9% 〈前年+5.5%〉	3,661園 〈前年+390園〉	47.3% 〈前年+5.4%〉	4,041園 〈前年+380園〉	52.4% 〈前年+5.1%〉
幼保連携型 認定こども園 として移行	813園	10.0%	1,041園	12.7%	1,288園	16.0%	1,336園	17.1%	1,439園	18.6%	1,546園	20.1%
幼稚園型 認定こども園 として移行	511園	6.3%	647園	7.9%	759園	9.4%	897園	11.5%	1,032園	13.3%	1,115園	14.4%
幼稚園 のまま移行	560園	6.9%	699園	8.6%	884園	11.0%	1,038園	13.3%	1,190園	15.4%	1,380園	17.9%

(2) 私立幼稚園の新制度への移行状況（見込み）

＜母数：7,713園＞

2021年4月1日までに新制度に移行（移行する方向で検討中を含む）		4,334園 〈前年度+293園〉		56.2% 〈前年度+3.8%〉	
認定こども園となって移行	幼保連携型認定こども園	2,755園		35.7%	
	幼稚園型認定こども園	1,592園		20.6%	
	施設の種類のについては検討中	1,155園		15.0%	
		8園		0.1%	
幼稚園のまま移行		1,556園		20.2%	
幼稚園のままか、認定こども園として移行するか検討中		23園		0.3%	
2022年度以降に移行を検討・判断		2,368園		30.7%	
2022年度以降、新制度へ移行（移行する方向で検討中を含む） 状況により判断		267園		3.5%	
		2,101園		27.2%	
将来的にも移行する予定はない		948園		12.3%	
無回答		63園		0.8%	

（注1）移行率については、新制度に移行していない幼稚園数のうち廃園となった園及び廃園に準じる形での休園となっている園等を除き算出している。

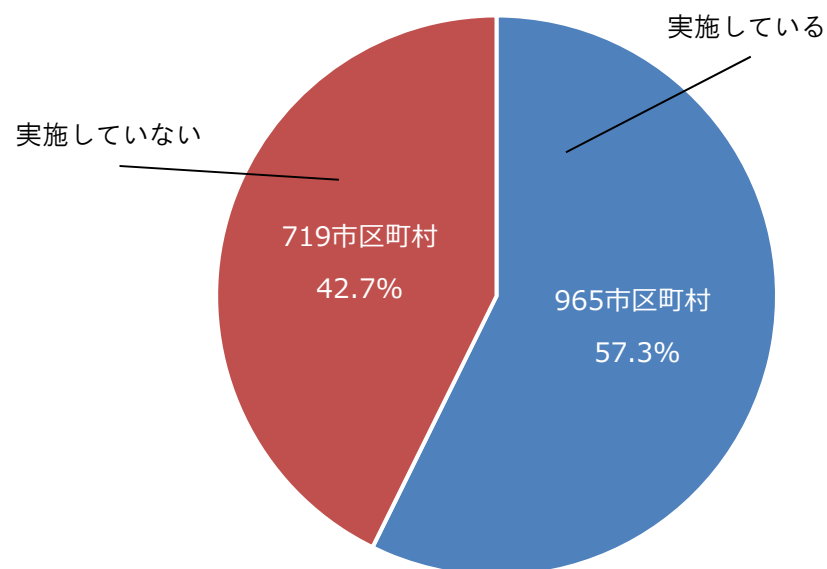
（注2）四捨五入により合計が一致しないことがある

(3) 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）及び私学助成による預かり保育の実施園数

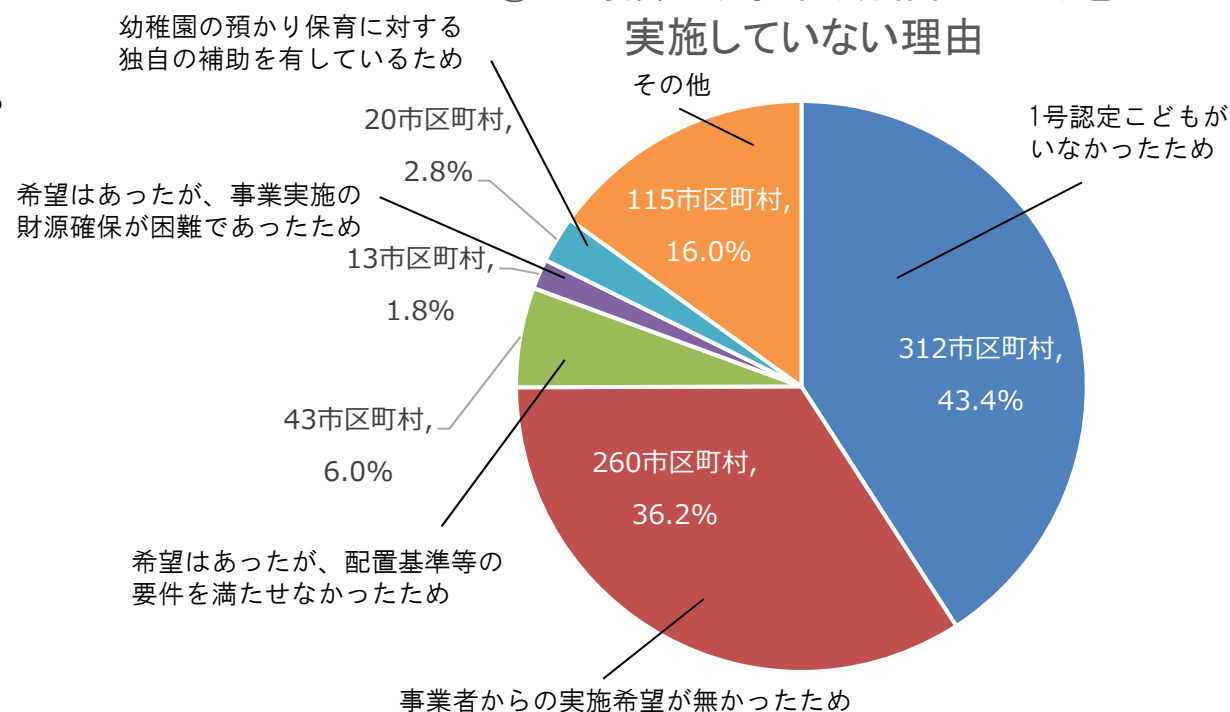
＜母数：公立3,352園、私立（新制度移行園）4,040園、私立（新制度へ移行していない園）3,673園＞

公立		一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）	1,904園（/3,352園）	56.8%
		一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）を実施していない	1,448園（/3,352園）	43.2%
私立	新制度移行園	一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）	2,760園（/4,040園）	68.3%
		私学助成による預かり保育	846園（/4,040園）	20.9%
		一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）を実施していない	434園（/4,040園）	10.7%
	新制度へ移行していない園	一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）	273園（/3,673園）	7.4%
		私学助成による預かり保育	2,613園（/3,673園）	71.1%
		一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）を実施していない	787園（/3,673園）	21.4%

【参考】 ①一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）の実施市区町村

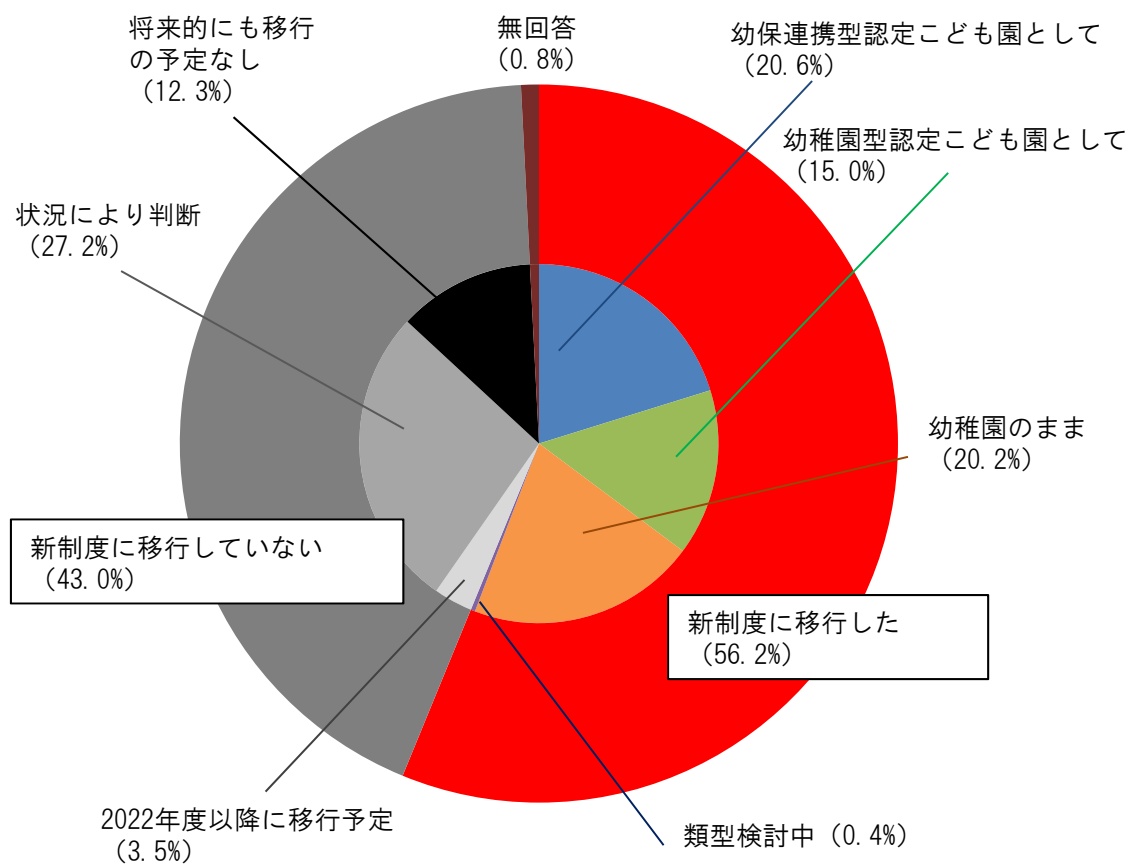


②一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）を実施していない理由

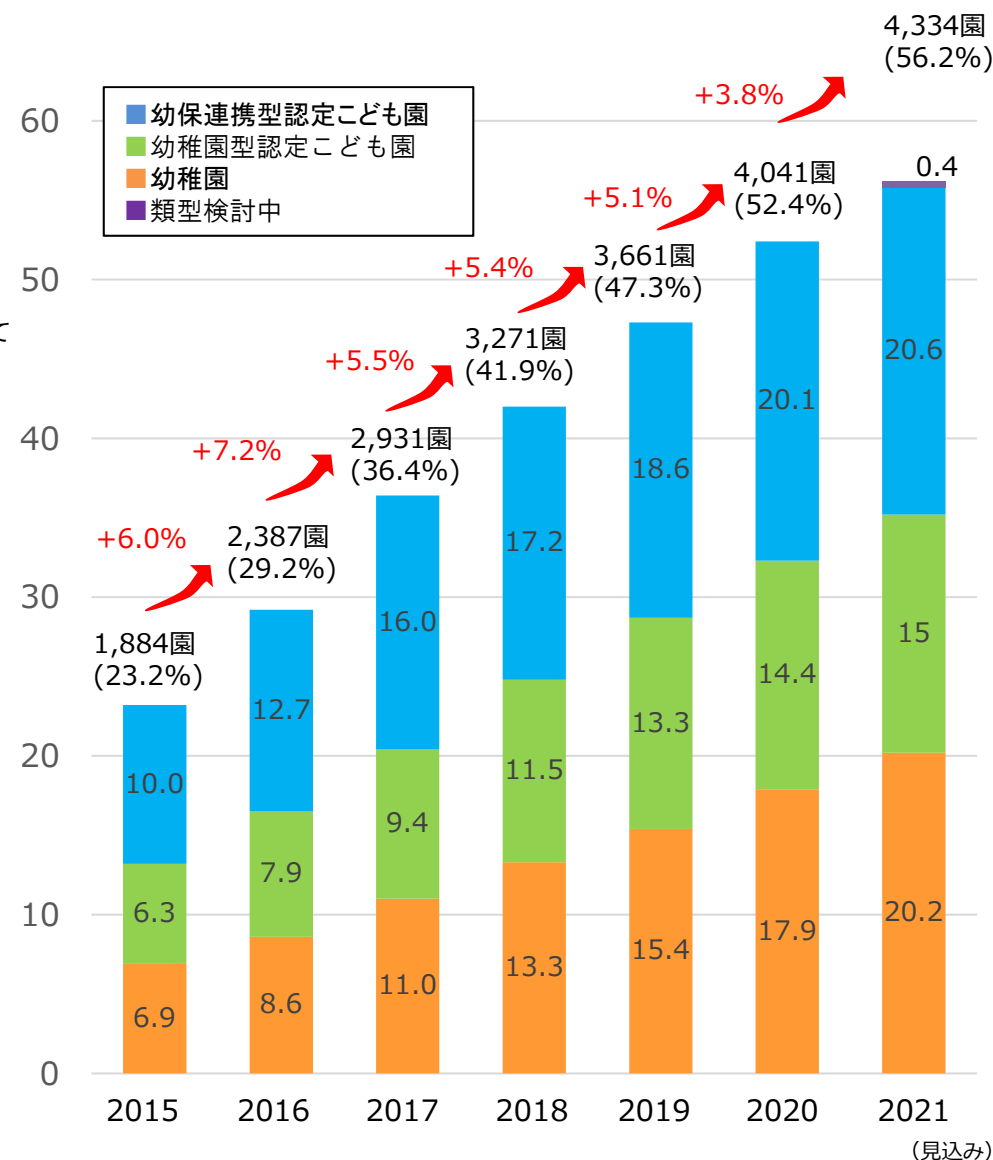


（参考１）２０２１年度における移行状況の内訳及び移行状況の推移

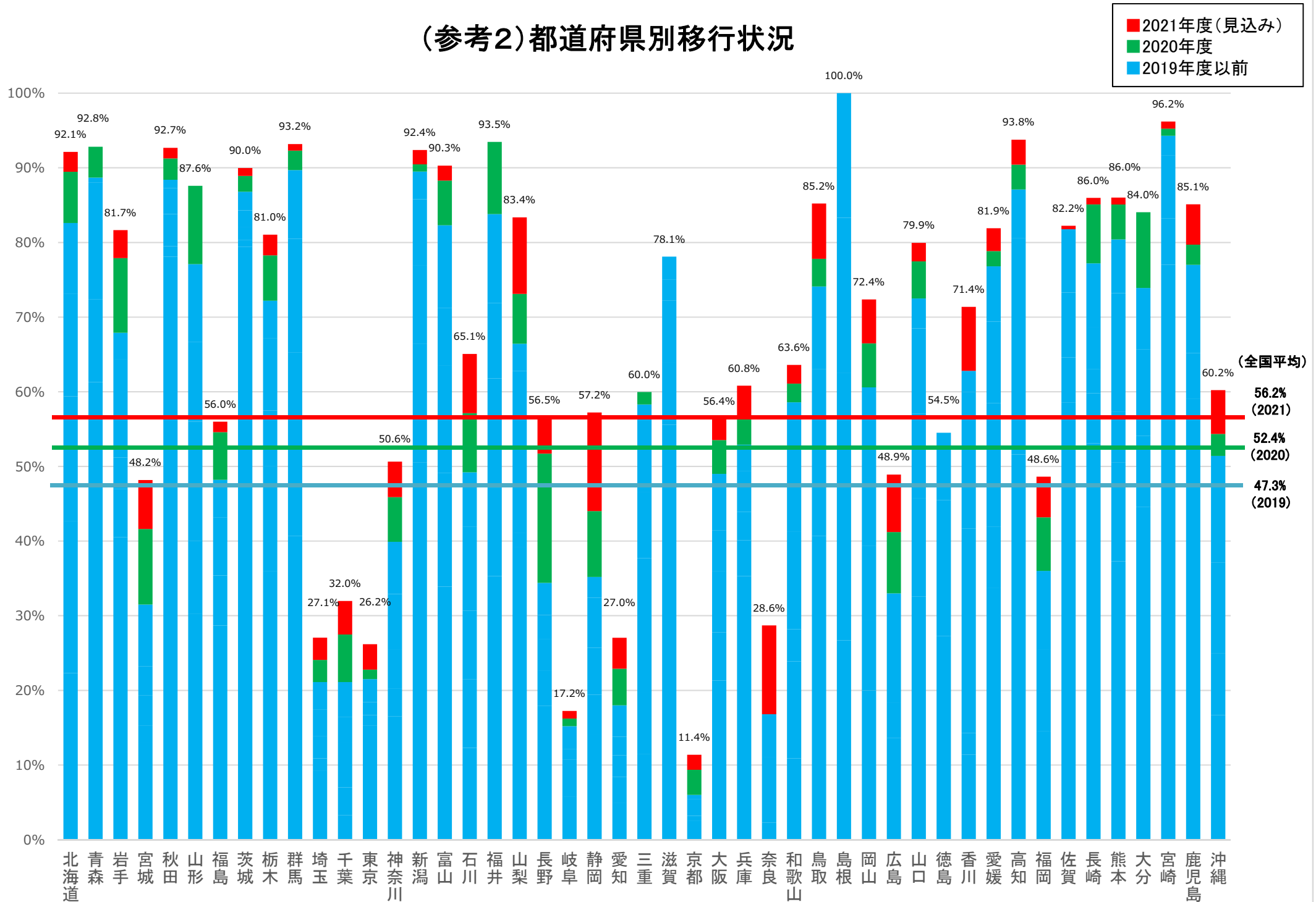
〈２０２１年度における移行状況の内訳（予定）〉



〈移行状況の推移〉



(参考2)都道府県別移行状況



Ⅸ. 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業の概要について

- ・市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の事業を実施する。（子ども・子育て支援法第59条）
- ・国及び都道府県は同法に基づき、事業を実施するために必要な費用に充てるため、交付金を交付することができる。
- ・費用負担割合は国・都道府県・市町村それぞれ1/3
（利用者支援事業については、国2/3、都道府県・市町村それぞれ1/6、妊婦健診については交付税措置）

①利用者支援事業

子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

②延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

③実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等、特定子ども・子育て支援に対して保護者が支払うべき食事の提供（副食の提供に限る）にかかる費用を助成する事業

④多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

⑤放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭における養育が一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において必要な養育・保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））

⑦乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、育児に関する不安や悩みの相談を行う事業

⑧・養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師や助産師、保育士が居宅を訪問し、養育に関する相談に応じ、指導や助言等により養育能力を向上させるための支援を行う事業

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、要保護児童対策調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を行う事業

⑨地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

⑩一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

⑪病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

⑫子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

⑬妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

「利用者支援事業」の概要

事業の目的

- 子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等をを行う

実施主体

- 市区町村とする。ただし、市区町村が認めた者への委託等を行うことができる。



地域子育て支援拠点事業と一体的に運営することで、市区町村における子育て家庭支援の機能強化を推進

3つの事業類型

基本型

- 「基本型」は、「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成している。

【利用者支援】

地域子育て支援拠点等の身近な場所で、

- 子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等を把握
- 子育て支援に関する情報の収集・提供
- 子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援
→当事者の目線に立った、寄り添い型の支援

【地域連携】

- より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり
- 地域に展開する子育て支援資源の育成
- 地域で必要な社会資源の開発等
→地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子ども・子育て支援に関する事業（地域子育て支援拠点事業など）の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等

特定型（いわゆる「保育コンサルジュ」）

- 主として市区町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

母子保健型

- 主として市町村保健センター等で、保健師等の専門職が、妊娠から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う

《職員配置》母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1名以上配置

子ども・子育て支援新制度における利用者支援事業の役割について

子ども・子育て支援新制度の趣旨

- ・ 子ども・保護者の置かれている環境に応じ、
- ・ 保護者の選択に基づき、
- ・ 多様な施設・事業者から、
- ・ 良質かつ適切な教育・保育、子育て支援を総合的に提供する体制を確保する。

車の両輪

市町村子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。
(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)

- ・ 地域全体の子育て家庭のニーズ（潜在的ニーズも含む）を基に「需要」を見込む。
- ・ 需要に応じて、多様な施設や事業を組み合わせた、「供給」体制を確保。

利用者支援事業

- ・ 個別の子育て家庭のニーズを把握して、適切な施設・事業等を円滑に利用できるよう支援。（「利用者支援」）
- ・ 利用者支援機能を果たすために、日常的に地域の様々な子育て支援関係者とネットワークの構築、不足している社会資源の開発を実施。（「地域連携」）

地域の子育て家庭にとって適切な施設・事業の利用の実現